

場たり海拉爾より東、興安嶺に接し西、露領に界するの地も丘崗雜草を以て充滿され牛馬の飼養に好適せり其他齊々哈爾城より墨爾根城を経て愛琿に至る沿道、呼蘭城より綏化府を経て餘慶街、上集廠に至る一帶總べて家畜を飼ふに足り又白彦蘇々の西門外に長一里幅半里餘の草甸、沈家窩堡の東一里に長七里幅半里の荒原及餘慶街の北二里河流に沿ふて一牧野あり共に附近數千頭に對する飼料を供給しつゝあり上集廠附近には土壤邊界を築ける牧場羅列せり以て其盛大を知るべき也

### 第二項 吉林省各地

所謂滿洲牧産の源地たる東蒙古の一部を形成せる伯都訥以西、農安縣以北、齊々哈爾城以南の地は田園稀れに山嶺少なく荒甸相連り雜草茂生せり最も牛馬の飼養に適す南北に亘ること二百餘里東西其幾百里あるを知らず遠く露領に達すと云ふ三姓以東、黑龍江に沿ふて高麗城に至る東西四十餘里の荒原、興凱湖の北畔、蜂蜜山の南麓に位し穆林河の流域に接せる東西百餘里南北二十餘里の蒿溝、及琿春を中心として西、延吉廳に達し東、露領に界し北、土們子山に至り南、朝鮮に界する周圍

百餘里の平原等皆好箇の牧場と云ふを得べし如上の外現在使用せる好牧場としては松花江上流に沿へる穆琴河屯の北一里に周圍二里餘のものあり附近の住民之れを大甸子と稱し遠くより來り食ましむ三姓の南七八里に一官營牧場あり長三十里幅十餘里とす、同城の正南一里に一民場あり周圍三里餘伯都訥の東七里に又一所の官營牧場ありて盛んに養畜を行へり

### 第三項 露領各地

「ザバイカル」州に於ては滿洲站以西「チタ」以南「ウエルフチヂンスク」以東所謂南方の谿地より蒙古に亘る大牧場あり「アムール」州に於ては西、黄河より黑龍江に沿ふて東「ハバロフスク」の對岸に達する牧場あり沿海州に於ては「スバスカヤ」以東一線は「ウラジミロフカ」に至り一線は滿洲の境域に沿ふて朝鮮に達し「ニコリスク」を中心とせる南烏蘇里の大牧場ありて牛、馬、羊、豚、駱駝等を飼養し牧業頗る盛んなりとす

## 第三節 牧産

滿洲に於ける牧産としては牛、馬、騾、驢、羊、豚、鶏、家鴨等を主なるものとし其他獸畜に

ありては橐犬花鹿駱駝等あり家禽にありては鵝等あるも其數極めて少く殆んど論ずるの價値なし

牛は北方に於て盛に飼養され漸次吉林省の南部に降るに従ひ其數を減せり馬は到處にあるも北部黑龍江省に於て其勢稍々劣れり驢騾は吉林省の西南即農安縣長春府以南に多く海龍府敦化縣琿春附近に漸く其餘勢を保てり羊は主として黑龍江省に限らるるも露國人と比較的密接關係を有せる哈爾濱以東の鐵道沿線及綏芬廳琿春附近に飼養せらるるもの亦少なしとせず豚鶏鴨は滿洲各地到處に見るべく橐犬は黑龍江東北沿岸及烏蘇里江附近にあるも微々として見るべきものなく花鹿は吉林府附近に於て之を飼ふものあるも殆んど數ふるに足らず駱駝は北部黑龍江省の蒙古界にあり亦均しく多からずとす而して世俗滿洲産と稱する牛馬以下獸畜の大部分は伯都訥以西平原即ち内蒙古より産出するものにして年々滿洲露領及清本國各地に輸送せらるるもの無慮數千萬頭に達すと云ふ左に滿洲各地に於ける各戸平均飼畜數を擧ぐべし但し其材料を住民其他旅行者等の見聞に仰ぎ敢て精密なる統計に據りしものにあらざるを以て其數稍々多き

に過ぎ到底正確を期すべきものにあらず唯以て其大勢を窺知するを得ば幸なり

地名	牛	馬	騾	驢	豚	羊	鶏	家鴨	備考
西安縣		二		四	一〇		三〇		牛は極めて少なし
開原縣		一		三	一〇		一〇		全上
奉化縣		三		二	二〇		一〇		全上
黑林子縣		三		一	四		八		全上
懷德縣		五		三	一五		三〇	二〇	全上
長春府		一		三	一七		三〇	二〇	全上
萊蕪府		一		三	一七		三〇	二〇	全上
五家子	五			一	一〇		三〇	三〇	馬は極めて少なし
福安縣		一〇			二〇		四〇	五	
農安縣		六		三	二〇		三〇	五	
范家店		四		二	七		一〇	一五	
朱家城子		二		一	四		一〇	三	
大黃地		二		一	四		六	三	
其台木		三		二	二〇		七	二	
布特哈門		三		一	一〇		二〇		

第四編 殖産興業 第三章 牧業 第三節 牧産 百七十三

地名	牛	馬	騾	驢	豚	羊	鷄	家鴨	備考
古洞河	二	四	一	一	三	三	五		
娘々庫	一	二			三	三	三		馬は少なし
金銀魁	一				二	二	八		
驛馬牌街					〇	〇	七		
寬江縣	一	三	二		五	〇	〇		
臨江鎮	一	二	一		八	〇	〇		
朝陽溝	一	三			一	〇	二		
通股流	一	二			五	〇	〇		
二枝哨	二	三			〇	〇	三		
楊水河子		二			〇	〇	三		
聖龍府		二	一		三	四	〇		牛は少なし
海山屯	三	三			八	〇	〇		
長林府	二	二			〇	〇	一		
吉林川	一	二			七	〇	〇		
小老營	五	〇	三		二	〇	三		

地名	牛	馬	騾	驢	豚	羊	鷄	家鴨	備考
頭道江	一	二			三		四		
大石頭子	一	三			〇		〇		
通溝崗子	二	五			三		二		
敦化縣	一	二			〇		七		
額木索	二	三			一		〇		
板橋子	二	三			〇		〇		
朝陽川	一	三			二		〇		
延吉廳	一	二			四		〇		
米占	二	三			五		〇		
凉水泉子	二	三			一		四		
王青子	二	三			五		〇		
琿春	七	八			三		八		
西三岔口	三	一	一		〇		五		
胡家窩堡	二	四			〇		四		
寧古塔	三	二			五		〇		
鐵嶺河	一	二			四		〇		
三岔口	三	四			二		四		
少五沙溝	一	二			四		一		

第四編 殖産興業 第三章 牧業 第三節 牧産

馬は少なし

牛は少なし

地名	牛	馬	騾	驢	豚	羊	鷄	家鴨	備考
老黑山	一	三			一〇		一〇		
磨刀石	〇	七			二〇		三〇		
蜂蜜山	二	五			四〇		五〇		
龍王廟	二	四			一〇		一〇		
三家屯	二	五			二〇		二〇		
劉家屯	一	三			一〇		一〇		
南天門	一	二			〇		〇		
長壽縣	一	二			〇		〇		
橫道河子	三	一			二		二		
烏吉密	一	二			〇		〇		
賓州廳	三	四			〇		〇		
阿什河	二	五			〇		〇		
蘭彩橋	二	七			〇		〇		
五常廳	五	四			〇		〇		
山河屯	一	二			〇		〇		
小山子	三	二			〇		〇		
小城子	三	五			〇		〇		

地名	牛	馬	騾	驢	豚	羊	鷄	家鴨	備考
元寶窪	二	六			一〇		四〇		
雙城堡	二	四			二〇		一〇		
石頭城子	二	五			一〇		一〇		
張家灣	二	四			〇		〇		
伯都訥	〇	四			二〇		一〇		
呼蘭府	〇	八			四〇		三〇		
沈家窩堡	四	〇			〇		〇		
西集廠	七	〇			四〇		二〇		
白彥蘇	三	四			五		四		
二道溝子	二	四			四		一		
綏化府	〇	三			五		八		
大成域	三	〇			四		三		
劉家店	一	四			〇		〇		
徐慶街	八	一			三		五		
小門韓家	三	一			〇		三		
王官屯	一	八			〇		〇		
上集廠	五	八			〇		三		
通肯	〇	三			八		二		

第四編 殖產興業 第三章 牧業 第三節 牧產 百七十七

地名	牛	馬	騾	驢	豚	去	鶏	家鴨	備考
雙廟子	一	三			三〇				
昂々契	三	四			七				
齊々哈爾城	三	四			九				
黑爾根城	一〇	八			二〇	四			
愛琿	四	七			一〇				
興安	二	一			〇				
海拉爾	二〇〇	三〇〇			五〇				
滿洲站	五〇	四〇			一〇〇				
專業者計	二五〇	三四〇			一五〇				但し專業者に限り 但し專業者に限り
副業者計	二三四	三七六			七三				
總計	四七四	七二六			二二五				
副業者平均	二、八七	四、二二			一、〇〇				
各戸飼畜數	二、八七	四、二二			一、二二				

露領各地は牧業の規模滿洲に比し頗る大なるものあり就中ザバイカル州を最とす即ち多くは専門業者にして一家少なくも各畜類數十頭以上を養はざるなし左に千九百年末の調査に係る東部西比利亞現在重要家畜數を擧ぐべし以て其大勢を窺知するを得べきか而して沿海州中の三分二は南烏蘇里地方に屬せり

牛 馬 羊 豚 騾 駱	沿海州	アムール州	ザバイカル州	計
牛	五九、〇三二	四二、二六八	一、三〇五、一一五	一、四〇六、四一五
馬	三九、一七三	四九、六八五	六二八、二八八	七一七、一四六
羊	一、五三二	五、八五七	一、三七九、四三〇	一、三八六、八一九
豚	三四、〇四五	一一、九一二	一、三三七、七六五	一、八五、七二二
騾	一六八、五七七			一六八、五七七
駱	三三、〇八二			三三、〇八二
計	三三四、七四一	一一〇、九七二	三、四五一、五九八	三、八九七、三一一
犬 鹿 駝	三〇〇	二五〇		五五〇

第一項 獸畜  
第一 牛

聞く吉林省には漢人多く黒龍江省には滿人多しと而して彼等は耕作用運搬用旅行用又は食用等として各家若干の牛馬羊を飼養すれども牧業として専ら之に従事せるものは概ね蒙古人なり彼等は何れも草澤を追ふて移住するを以て其住所に永久的の性質を有せざれども今日産地として有名なるは卜魁より西方三四里

嫩江に達するの間及伯都訥を中心とする近在一帶にして小規模なるものは牛馬各十幾頭位に過ぎざれども大規模に至ては牛馬各二三百頭羊一千七八百頭に上ると云ふ而して此等は蒙古を経て滿洲各地に頒布せらるるものなり然れども其飼養總數に至りては詳ならず彼等蒙古人は年來の經驗と一旦疫疾に罹りたる時は別に救済の方法を知らざるに因り其飼養の雜粗なる間に又巧妙の點あり而して毎日牛を驅て牧場を管するものは約一百頭毎に一人にて可なるべく何れも蒙古人を用ふと云ふ彼等は自ら犢兒の孳生を計り克く三四歳に至らば之を内地より來りし仲買人に賣渡すなり又自ら拉て馬市に出すもあり又牛皮は相當の効用と價格を有するものにして之を用ひて皮靴子烏拉鞋或は拉車用の皮繩子を作るなり

### 第二 馬

滿洲産馬は西馬に比しては一般に體格小なれども性質溫柔にして且強壯極めて御し易き觀あり而して土人は牡馬を騾馬と云ひ牝馬を兒馬而して幼時概ね四歳頃去勢せしものを騾馬と云ふ滿洲に於て馬の必要缺く可らざる事は前既に少し

く之を陳べしが耕作にも運搬にも一日も之れなかる可らず此は又地理上の原因與て大なるものにして大陸平原を跋渉するには馬を以て最も便利となす今之を歴史上より見るも彼の有名なる成吉斯汗が西歐を席捲せしも回教徒族が北支那に入り込みしも皆之れ馬の力に頼りしものなり故に滿洲に於ては從來馬匹を以て貴重なる財産とし其多少によりて貧富を決せしなり殊に海拉爾高原は有名な産地にして世人之を呼倫貝爾産と稱し多く軍用に供せらる夫の所謂滿洲騎兵の乗馬は亦之に屬す露領西比利亞産も亦體軀矮小にして重荷を運ぶ能はざるも能く久しきに耐へ且つ粗食に慣れ居るを以て其飼養極めて簡便なり

### 第三 騾

騾子とは驢馬の牡と牝馬の交尾により生れしものにして骨格大に馬よりも優り且耳朶長きを以て一見分別するを得べし能く勞働に堪へ多くは馬車挽用又は耕作用其他運搬に用ひられ老歲尙克く使役し得るを以て其價も貴く北清事變前迄は年々馬車の競争に依て挽力を試験すること行はれ此によりて騾子の相場定まれりと云ふ

第四 驢

驢は就ち騾子の父にして最も多く産し又盛に良家に使役され中以下の支那人は其出入に概ね此驢を用ふ又耕作用白挽用及貨物の運搬にも供せらる然れども驢は體軀極めて小にして恰かも小馬大なり且前脚を折り易き恐れあるを以て大なる勞働に堪へ難し

第五 羊

羊に綿羊、山羊の別あり前者は毛も美麗にして用途又多く従て牧業者は多く前者を飼養す故に山羊の數至て尠少なり羊の産地は前きに牛の條に於て述べしが滿洲人は亦其肉を食ふ年々刈り取る羊絨は之を以て帽子を作るべく近年南清商人の北滿洲に入りて羊絨を買集するもの漸く多く其牧羊規模の大なるには驚くべきものありと云ふ綿羊の成育力は初年に四十斤乃至五十斤第二年に六十斤乃至七十斤第三年に百斤前後に達す而して春秋二回刈り集めたる羊毛の代より飼料を扣除し猶一群即ち五六十頭より中錢百六十吊文乃至二百吊文就ち我九十圓餘より百十餘圓に至る收益ありと云ふ然るに山羊の成長力に至ては稍遲緩にして

第二年に四五十斤第三年に七八十斤に至り一群八、九十頭より春季一回刈取りたる羊毛を以て飼費を扣除せば漸く中錢百四十吊文乃至百六十吊文我七十九圓餘乃至九十圓餘を剩すに過ぎずと云ふ

第六 豚

支那人は豚を猪と云ふ回教徒を除く外は貴賤上下の別なく一般に之を食む故に養豚は古來より盛なりき滿洲に於ける主なる産地は吉林府、卜魁、阿什河、長春府、綏化府、賓州廳等にして家畜中其數最も多く且其種類も良好なり  
豚の種類には黒猪、白猪又は花猪(黒、白、紅、毛)の三種にして其中黒猪は成長遅きも肉味最も佳良なり故に飼養するものは此種を撰ぶ之に反し白猪は發育迅速なるも味黒猪に及ばず其種を撰ぶには母豚の喙短かくして柔毛なきものを良とす何となれば其喙長きものは牙多く三牙以上あるものゝ如きは畜ふも肥大になり難しと云ふ

豚は其効用大にして例へば其毛は刷毛原料として有望に肉は生肉、煮肉、鹹肉、醬肉、白煮肉として四方に需要され其他骨蹄鬃鬣は肥料に血汁は漆に調合し具藥品に

充つべく腸は食品に用ふべく何れも夫々用途ありて一も廢物なし全滿洲に供給せらるる豚の數頗る莫大なるべけんも今知るに由なし聞く營口の如きも海龍府、朝陽鎮、長春府、奉化縣等所謂邊外地方より驅り來るもの多しと云ふ

第七 樞犬

犬は夜間家番として何れの家にも之を飼養し又猛惡なる野犬も山野に驅走せるが東北露領沿海州に近接せる地方に於ては冬季間は犬を養ひて樞を挽かしめ又は狩獵に用ひ西北蒙古に隣界せる地方に於ては専ら毛皮を得んとして之を飼養せり一般寒地の犬は形大にして毛深く牛馬の代用として雪中氷上の運搬に利用され或は毛皮を剝取して敷物用とするを得べく種々の點に於て滿洲の犬は頗る重寶なるものなり

第八 花鹿

花鹿は鹿の一種にして顔面稍々長く角極めて大なり抑も清國人は藥用として鹿角を貴重する事甚しく就中花鹿の角を以て最良とせり是に於てか其角茸を得ん爲め花鹿を飼食するもの漸く多し採角の季は毎年一回晩春の頃とす

第九 駱駝

滿洲の駱駝は多く西比利亞産に屬し體軀矮小品質極めて劣等なり

第二項 家禽

鶏、家鴨、鵝共に需要大なるを以て到處に多く飼養せらるると雖も品質極めて良好なるものにあらず殊に食餌粗惡なるを以て産卵の如き頗る下等に屬せり

第四節 牧民

牧民の種類を區分して専業者及副業者となす

第一項 専業者

専業者は殆んど蒙古人より成り極めて少數の露國人を交ゆるに過ぎず主として吉林省の西北部及黑龍江省の西半に居住し每家少なきも數十頭多きは數千頭の牛、馬、羊を飼養せり伯都訥以西平原のものは稍々小規模に屬し漸く二三百頭を有するものを大家と稱し住宅生計等凡へて清國人に異ならず且つ各家必らず少數の田園を有し全く住民的なるに拘らず海拉爾高原の蒙古人は布棚若くは毡堡内



に起臥し夏は沿河平川に清涼を容れ冬は山凹谿溝に暖温を採り住居として一の決定せるものなく牧場の如きも斯山の飼草盡くれば他の處に移り此山風大なれば彼山谷に避ける等全く水草を逐ふの狀尙ほ太古游牧の民たるを免れず彼等唯一の住居たる棚堡は天幕或は羊毛毡を以て尖頭圓形に作られ周圍二間大にして中間に鐵製の爐を設け小鐵鍋を垂下して造食に用し圓形の尖頭には半尺餘の穴孔ありて出烟に備ふ毡棚の側面には高三尺餘の孔ありて毡布の簾子垂れて出入の門戸を爲せり布棚全部の高さは漸く八九尺にして同一布棚内に父母妻子兄弟妯娍棲み多きは一家族二十人を超ゆるあり而して如此もの同谿谷内に樹立して牛馬羊皆此中に寝食す食物は肉類を主とし牛馬犬羊必要に應じて撲殺し粟牛乳と混煮して食ひ副食物としては野菜牛羊乳を用ひ且つ牛乳乾と稱し春夏の頃搾取せる牛乳を連夜屋外に曝晒して漸次乾塊となれるもの及牛乳包子と稱し牛乳乾を粉末とし練りて之を包み蒸上げたるものを間食物として食用す而して其衣服は主として毛皮を使用し時に綿服を着することあるも灰色若くは鼠色にして其帽子は毛皮の耳掩ひ附着せり此如にして被服既に獸畜と擇ばず食物又乳肉を

主として寢屋に至りては全く同一なり其出入進退起臥動止等都へて牛馬と一も異なる所なしとす

### 第二項 副業者

副業牧民の大部は農民にして之に次くものを油房、燒鍋、磨房等の工場とす油房は豆油製造所、燒鍋は燒酒製造所にして磨房は麥粉製造所なり共に豆糟、黍糟、麥糟等の飼料を産出するを以て飼畜を營めるものとす故に到る處是等の工場は少なきも十數頭の豚或は羊多きは數百頭を養へり而して其目的全く利殖にありとす反之農民の多數は耕用若くは生産物運搬に使用する目的を以て飼養せりと雖も時に冬季間の農耕休止期に際し飼養牛馬を利用して専門的に運搬業を營めるものあり又荒牛と稱し多くの小牛を野外に放養して全く利殖を目的とせるものなきにあらず

### 第五節 飼法

一般家畜の飼法は極めて簡單なるものにして一年の大部分たる春夏秋の三季は

終日山野に放養し一も顧みるなく唯冬季のみ葉落ち草枯れて食むの餌なきにより家内に飼ふて秋季に收穫せる穀草を與ふれば可なり而して清國人は獸類を統馭するに頗る熟達せり蓋し其僅かに匍匐し得る幼年の頃より山野に獸畜家禽と同伴たり漸く長じて十二三歳に至れば放獸監督の任務を課せられ彼等と共に終日外にありて家に歸らず而して子供等も家にありて父兄の下に雑用を爲さんより愛友と相連れて郊外に遊ぶを喜び獸畜は又温順に且つ能く馴れて嘗て逸奔する等のことなく小主人の呼聲に應じて進退する状態可憐愛すべきものあり猶滿洲に於ては牛馬は素より驢の如き小軀なるものをも混放し豚と鶏を共住せしめ且つ耕耘に運搬に常に各畜を併用せり以て如何に彼等獸畜が温順にして又能く馴致せられ居るかを知らるべきなり

羊の飼法は前者と稍々異なるものありとす則ち他の獸畜と混放せず普通公羊三四頭母羊四五頭羯羊八九頭より成れるものゝみを一群とし中年の男子之が監督に任じ山野に放養すること前に同じきも一週一回若くは十日に一回必らず薄き鹽水を飲ましむるを常とす蓋し食慾増加を計らんが爲めなりと云ふ其他交

尾に一定の期節なきを以て母羊公羊を同住せしむるを得ず又性弱羸なるを以て最暑最寒の候に特別の注意を要する等牛馬に比し稍複雑たるを免れず

豚は單に食用を目的とするものと繁殖を目的とするものとの二様ありて前者にありては生後一ヶ月餘にして牝牡共に去勢を行ふ然るときは其成長力も極めて速かにして一ケ年克く体量百斤乃至百五六十斤に至ると云ふ然れども後者にありては毎年兩次受孕せしめ一産必ず十餘疋を生む母豚は狼りに屠らず而して母子共に同圏中に置かず之れ喜んで相聚まり食を専らにせざるが故にして圏は成るべく小なるべく而かも穢汚の場所を厭はざるなり

第一項 飼場

飼場の構造は滿洲を通じて殆んど一定せり牛馬驢驘は皆家屋の一隅を割き或は後園に小圏を設け飼養す其構造を云へば下は素より土間にして中央に柱を立て必要に應じ取外し得る様桁木を横へたる假小屋に止まり極めて簡單にして中に數頭を栓繫せり而して貧家に至りては其天蓋の如きも僅に蓆子張りにして風雨を避くるに困難なる如き觀あり西北方飼畜を專業とせる蒙古人は谿谷に天幕皮

毡を張りて牛馬の飼場に充て居るもの多しと云ふ然れども以上の構造は猶周到なる方にして普通農家にありては別に頂棚を作る事なく小圈内に繋置する而已にして雨雪あるも何等管する處なし之れを我國の飼養法に比せば頗る簡便なるものにして又粗食強健なるに驚かざるを得ず

豚羊鶏は椽屋の下に高さ三四尺の小圈を作り其中に飼養するも就中豚は前述の如く汚穢の場所を厭はざるが故に圈を糞桶の傍に設くるものあり且彼等の拉撒せる尿尿と餌料雑水は腐敗して悪臭を放てるも之を放棄して顧みず然るに能く此中にありて發育大なるを見るなり

鹿は其目的の貴重なるに對し稍々鄭重を極め居るものゝ如く多く整頓せる圈棚を設けて伺ひ居れり

橇犬は東北方ゴリド、トンガン等の未開人種に依りて多く飼はるゝを以て多く彼等の住居せる床下に團臥群食せしむるを常とす

第二項 飼料

各畜共に一年の大半即ち春夏の兩季は主として牧するに青草を以てし特別の飼

料を與ふること少なきも秋冬に於ては然らず悉く糧秣によりて養はる而して一般に飼養は贅澤の方なり何んとなれば飼養者は多く農民にして雜穀稗草を蓄藏すればなり而して通常粟稗を主秣とし玉蜀黍稗を混用す是等は押切庖丁にて長一寸乃至一寸五分に刻み豆糟を粉末とせるもの或は豆、黍、粟等の雜穀を煎りて粉末とせるものを香料として少許宛混與す水は朝夕二回に飲ましむ

第一 馬糧

馬は普通穀稗又は枯草八、九斤に雜穀一升五合を混じ騾は稗草六、七斤に穀一升を混じ驢は稗草三、四斤に穀五合を混じ豆糟、豆粉、豆腐糟、黍糟等を附加して用ひ牛は之に比し稍々量多きも粗にして可なり即ち稗草十一、二斤に穀一升以下を混じたるものにて足り多くの場合香料を要せず凡べて一日二回之を分與す然れども各地方に依り其混種を異にせり左に重なる地方を列擧すべし

一 吉林府、長春府、寧古塔、哈爾濱、三姓、白彥蘇、綏化府等 一般粟稗を主とし之に麥糟、豆糟雜穀を交え食ましむ

一 琿春以東各地及敦化縣附近、粟稗、稗等を主とし豆及玉蜀黍を混へ用ゆ

- 一、奉化縣、農安縣及伯都訥附近、粟稗を主とし高黍及豆糟を混用す
- 一、盤石縣及寬街附近、粟稗を主とし豆のみを混用す
- 一、蜂蜜山子附近、枯草に大麥又は小麥を交へ用ゆ
- 一、齊々哈爾城附近、青枯草又は穀草に黑豆を交え食ましむ
- 一、興安嶺附近、青枯草に粟を交へ用ゆ
- 一、海拉爾以西及露領各地、青枯草を主とし燕麥を混用す

第二 羊糧

一般枯草を主とし豆、麥等の雜穀を混合して用ゆ、東北沿海州に近き地方は多く交ゆるに大麥を以てし齊々哈爾城附近は豆を以て海拉爾以西は燕麥を交へて作れり

第三 豚糧

豚は見る如く不潔の動物にして又其食物を撰ばず去れど普通飼豚の家において春夏兩季は草を與へ秋冬は加ふるに豆腐精、糠、酒糟、蔬菜の類を與へ既に肥大に至れば殘飯等を以てす且彼等は自在に圈外を逍遙して食を求むるものなり唯注

意すべきは夏季には水泥の地に臥するを好むも決して臥せしめざるを可とす之れ其瘦するを恐れてなり

第三項 生殖

第一 交尾

家畜の生殖情態は北方に於ける羊を除き一般良好と云ふべからず而して其方法は媒助交尾を原則とし例外として羊は季節に際し公羊を母羊群中に投じ豚は自由交尾をなさしむ而して其交配年齢は牛は三歳より四歳を適時とし馬驢は四歳乃至五歳を季とし羊は二歳より交尾し豚は滿一歳より交配せしむ

牛馬驢の交尾期は毎年三月中旬乃至四月下旬及九月初旬乃至十月中旬の二回なるも主として春季にありて一年一殖を常とす北部地方は牛に限り三年二殖のもの多く受胎比例は牛は十中の三又は四馬驢は十中の五とす豚は春夏秋の三季を交尾の期とし南部地方は一年二回北部地方は三年間に五回の割合を以て生殖し十中七の比例を以て受胎す羊は十中九の割合を以て受胎し多くは一年二回春秋に交尾するも齊々哈爾附近は春一殖を常とし白彥蘇々附近は三年に四殖を例と

せり鶏は春一回孵化せしむるを普通とす

## 第二 分娩

牛馬は必らず一回一頭に限り受胎後牛は十個月馬は十二個月驢は八個月にして分娩し羊は一回一頭を常とし五個月乃至六個月を孕胎期間とす豚は受胎後四個月乃至五個月を以て分身し其孳生數は場所と時によりて異なれり普通一回十二三頭とし或は七八頭或は十五六頭あり又時として十七八頭の多數を生殖することあり鶏は一回に十羽乃至十五羽を孵化せしむ

分娩したる後牛馬には麥粉糟或は豆糟を湯に調和して飲ましめ其他母体の恢復に至る迄可成軟かにして滋養多き飼料を給し羊には豆糟及豆腐糟を水に混じて與へ豚には麩粥を作りて給與す而して幼兒は少なくとも分娩後二時間を経過して始めて哺乳せしむ

## 第四項 疫病

滿洲の氣候は概して家畜に好適せるも夏季朝夕寒暖の差頗る激烈にして殊に降雨期に於て然りとす且つ松花江沿岸一帶の地は濕潤に富み北部黑龍江省各地

は飲用水に鹽分を含めるを以て此季節此地方に於て獸疫の發生すること少なしとせず加ふるに人智發達せず設備整頓せず獸醫獸藥の豫備なきを以て假令疫疾發生するも自然に放置し敢て豫防法を講ずる等のことなく隨て激烈なる流行を惹起し一夜中に所有家畜の全數を失ふ如き慘事あること稀ならずとす唯馬に對しては鍼術の治療法行はれ豚には其尾及耳朵の尖端を割きて出血せしむれば癒ゆと云ひ若し痘疫を患ふる時は蘿蔔菜を喰ましめ以て平治すと云へり

## 第一 獸疫

獸疫は痘疫其他水腫病馬鼻疽眼病等ありて何れも其症候激烈にして就中痘疫を最も甚しとす

痘疫は牛馬豚羊共に罹るべく四五月の頃最も多く只羊疫は暑夏の頃に限ると云ふ一旦此疫病に襲はれんか直に泄瀉し初め輕きは數日重きは一夜にして斃る内平治するものは百中の一に充たず而して死後數時間にして忽ち腐爛すと云ふ水腫病は豚に多く五六月の頃盛んなり症性痘疫に比して稍々輕く十中の三四は死を免かるを得該病に罹れば初期に於て全身に腫脹を來たし後下瀉して止まず喘

息急迫となり終に死に至る明治三十七年には呼蘭城、白彥蘇々附近に其前年には敦化縣、磐石縣附近に多く流行し百千の豚屍累々たりしことあり馬鼻疽は馬類に限り七、八月の頃多し又此の一種にして土俗馬癘症と稱するものあり八、九月の頃に多く發生す眼病も亦馬に多く始めは眼中に白色の薄皮を生じ後漸次紅色を呈し最後に肉塊となり明を失ふに至る又將に肉塊を生せんとして發熱烈しく失明に至らずして死するものありと云ふ

第二 鳥疫

痘疫の一種にして多く鶏を害するものあり就ち發病後滿身黑色を呈し多くは一日にして斃れ之を免るゝもの極めて稀なり明治三十八年春寧古塔地方に此の激烈なる流行ありて數個月間附近に曉聲を聞くを得ざりしと云ふ

第五項 價格

各家畜の價格は日露戰爭の影響を受けて大に騰貴を來したるを見る即ち牛、豚、羊、鶏は食用として馬、騾、驢は運搬用として日露兩軍より徵發せられ磐石縣、吉林府、海龍府、敦化縣、琿春附近の如きは露軍により奪取されて餘剩なき許りに哈爾賓、阿

什河、雙城廳附近の如き地方民人は其飼養の雞、家鴨類を強買せられ一時殆んど拂底に至りし事ありしと云ふ今以上の家禽類につき平價を知る能はずと雖も左に明治三十八年末に於ける各地の平均相場表を掲載すべし

地名	牛	馬	騾	驢	羊	豚	鶏
西原縣	上 一三五〇 下 一三五〇	上 二二〇〇 下 一七五〇	元	元	元	二二〇	三〇〇
開化縣	一七五〇	一八〇〇	二二〇	元	元	二二五	三〇〇
奉天縣	二〇〇	二〇〇	二二〇	四八	元	二二五	三〇〇
郭家店	二〇〇	二〇〇	二二〇	四五	元	四〇	三〇〇
黑龍江	二〇〇	一五〇	二二〇	四五	元	四〇	二四〇
二道嶺	二〇〇	一〇〇	二二〇	四五	元	二四	二四〇
懷德縣	二〇〇	一〇〇	二二〇	四五	元	二五	二四〇
榮青縣	二〇〇	一〇〇	二二〇	四五	元	二五	二四〇
長春府	一八〇	一六〇	二〇〇	二〇	元	二〇	三三〇
福隆縣	二四〇	一八〇	二〇〇	二〇	元	二〇	三三〇
農安縣	二五〇	一六〇	二〇〇	二〇	元	二〇	三三〇
范家店	二五〇	一六〇	二〇〇	二〇	元	二〇	三三〇

第四編 殖産興業 第三章 牧業 第五節 飼法 百九十七

地名	牛	馬	騾	驢	羊	豚	雞
通二楊聖海伊五長吉大霍小布其上朱	八〇	一三〇	一六〇	一八〇	二〇〇	二二〇	二四〇
股枝水龍通虎山林黃倫老特台河城	八〇	一〇〇	一七〇	一八〇	二〇〇	二二〇	二四〇
溝流哨子府州石屯府地川營門木灣子	八〇	一〇〇	一七〇	一八〇	二〇〇	二二〇	二四〇

地名	牛	馬	騾	驢	羊	豚	雞
延朝古額通城劉敦大頭娘金程八驛寬臨朝	一八〇	二四〇	二六〇	二八〇	三〇〇	三二〇	三四〇
吉陽洞木溝家化石頭道々銀琴道馬江陽	一四〇	一六〇	一八〇	二〇〇	二二〇	二四〇	二六〇
廳川河索子場屯縣子溝庫龍河子子街縣鎮	一四〇	一六〇	一八〇	二〇〇	二二〇	二四〇	二六〇

第四編 殖產興業 第三章 牧業 第五節 飼法

地名	牛	馬	騾	驢	羊	豚	雞
米占	一八〇	二二〇				二四	六〇
凉水	一三八	二〇〇				三五	四八
王青	二二〇	二〇〇				三〇	六〇
瑯子	一八〇	二〇〇		二〇〇		四五	七〇
土們	二一〇	二〇〇				三三	五〇
西岔	一六三	二〇〇				三四	四三
胡窩	一〇〇	二〇〇				二六	八〇
寧古	一八〇	二〇〇				三五	一〇〇
鐵嶺	一三〇	二〇〇				三八	一〇五
東芬	八五	一六八				二〇	六〇
小五	二〇〇	一四〇				四〇	八〇
老黑	一七〇	一八〇				四〇	七〇
磨刀	八〇	二〇〇				四八	六五
蜂山	九〇	二〇〇				二五	三五
楊木	一八〇	一八〇				二〇	三〇

地名	牛	馬	騾	驢	羊	豚	雞
龍王	二二〇	一八〇				二六	三五
三道	一八〇	二〇〇				三〇	四〇
劉家	一五〇	二〇〇				三〇	三〇
蓮花	二二〇	一五〇				三〇	六〇
南天	二二六	一三三				三〇	五〇
長壽	二四〇	一三三				三〇	六〇
烏吉	二二〇	一三三				三〇	四〇
老營	二二〇	一三三				三〇	五〇
賓州	一八〇	一四〇				二八	六〇
阿爾	一八〇	一四〇				三〇	八〇
哈爾	一九〇	一五〇				二八	一〇〇
蘭彩	二〇〇	一五〇				三〇	六〇
五常	二〇〇	一五〇				二八	七〇
山河	一〇四	一三〇				二〇	六〇
元寶	二二〇	一三八				四〇	一〇〇
雙城	二〇四	一三〇				二〇	一〇〇
石頭	一八〇	一四〇				二五	九〇

第四編 殖產興業 第三章 牧業 第五節 飼法



地名	牛	馬	騾	驢	羊	豚	鶏
孤榆樹	二二六	二四〇				三〇	六〇
曹家窩	一一〇	一五〇				三〇	六〇
張家灣	一一〇	一三〇				三〇	六〇
伯都訥	一五〇	二四〇	一一〇		三	三五	六〇
呼蘭城	二二〇	一八〇				三〇	六〇
沈家堡	三〇〇	一八〇				三〇	六〇
西集	二四〇	一八〇				三〇	六〇
頭屯	二二〇	一八〇				三〇	六〇
白彥蘇	一八〇	一三〇	二四〇			四〇	五〇
綏化府	一四八	一二三				三〇	四八
五穀溜	一二〇	一二〇				三〇	四八
劉家街	一三八	一〇八				三〇	三〇
餘慶街	一三三	一三〇	一一〇			三〇	三〇
小門韓	七八	九六				三〇	三〇
王官屯	六〇	七二				三〇	三〇
上集廠	一一〇	一二〇				三〇	三〇

地名	牛	馬	騾	驢	羊	豚	鶏
大成城	一一〇	一〇八				三〇	四八
雙廟子	一五〇	一〇八				三〇	六〇
齊哈爾城	一三三	一〇二				二〇	六〇
墨爾根城	一五四	九〇				二二	三〇
愛河	七八	九六				三〇	三〇
靠河寨	六五	一二〇				三〇	三〇
海拉爾	六〇	六四				三〇	六〇
滿洲站	六〇	六六				二〇	七〇
チタ	六〇	八〇				二〇	六〇
ストレンスク	一〇〇	一四〇				三〇	六〇
キズイブドゥ	八〇	一四〇				三〇	六〇
ラズドリン	一八〇	二二〇				一〇	六〇
ウラジミロフ	二四〇	二四〇				一〇	五〇
ニコリスク	二二〇	二七〇				三六	四〇

第四編 殖産興業 第三章 牧業 第五節 飼法

地名	牛	馬	騾	驢	羊	豚	鶏
スバスカヤ	一四〇	一八〇			三〇	三〇	三五
イマン	二二〇	一四〇			二八	二八	三〇
平均	一四八、八一	一三四、五〇	一六七、三八	三二、五六	一七、五八	三〇、二四	三七、五七

第六項 税賦

獸畜に對しては特に牲口税局の設けあり又各地要所には支局を置き以て其脱税を防げり就ち牛馬騾驢羊に對しては牲口税及加票税あり豚には印字税あり都へて其賣買に際し賦課せらるるものにして其税率に至りては各地小差あるを免れざるも牲口税は従價千分の二十、三十、三十六の三種を普通とし加票税は一頭に付中錢一吊文我六十二錢五厘を例とし印字税は一頭に付中錢百文我六錢二厘五毛を常とす而して其納税は一般買主より徴收するも吉林府額木索の如きは買主より三分を賣主より二分を納めしめ居れり左に其重なるものを列擧すべし

牲口税  
 一、吉林府額木索等の地方 千分の五十

- 一、凉水泉子、二股流等の地方 千分の四十
  - 一、雙城廳、農安縣、綏化府、沈家窩堡、齊々哈爾城等の地方 千分の三十六
  - 一、奉化縣、長春府、黑林子、福隆泉、延吉廳、寧古塔、孤榆樹、永增園、老營、呼蘭城、白彥蘇々等の地方 千分の三十
  - 一、楊枝哨、朝陽鎮、西安縣、敦化縣、綏芬廳、三姓、小和龍、石頭城子、大成、域、劉家大屯等の地方 千分の二十
  - 一、海拉爾地方 千分の三十三
  - 一、阿什河地方 千分の十
- 加票税

一、綏化府地方 一頭以上には中錢一吊文我六十二錢五厘三頭以上には中錢三吊文我一圓八十七錢五厘

一、凉水泉水地方 一頭に付中錢四吊文我二圓五十錢)  
印字税

一、阿什河、永增園、額木索等の地方 一頭に付中錢百文我六錢二厘五毛)  
一、哈爾濱地方 一頭に付中錢二百文(我十二錢五厘)

## 第四章 林業

### 第一節 概言

滿洲は南福建省と共に清國の二大林産地にして西部豊沃の平原と南部礫礫の地を除けば殆んど全土山林を以て覆はれ各種の良材に富めり之れを山系によれば長白山森林、興安嶺森林の二とすべく更に前者は主脈及吉林哈達、小白山、穆克特亭山、完達山等の森林と爲すべく後者は主脈及小興安嶺、伊勤呼里山等の森林に區別するを得べし然れども現今採伐に従事せる林産地は是等山系中僅かに其一小區域に過ぎず或は江河の流域或は鐵道の沿線或は都邑の周邊に限れるものゝ如し蓋し林業は運搬を業務の主要とせるを以て市場に近きも運搬の途なきか交通の便あるも市場に隔絶せる等の地方は空しく天賜の寶林も棄て、顧みる能はざるを以てなるべし故に林業盛んなる地方は必らず江河流れ鐵路通じ且つ附近に市場を有せり則本章に於て滿洲の林産地を述ぶるに當り敢て山系の如何に依らず専ら運輸交通路に據りし所以とす

## 第二節 林產地

### 第一項 江河流域

江河を利用せる林産地は之を分つて鴨綠江森林、太子河森林、渾河森林、圖們江森林、綏芬河森林、松花江上流森林、拉林河森林、牡丹江森林、呼蘭河森林、松花江本流森林、露領各地森林とす

#### 第一 鴨綠江森林

鴨綠江森林は長白山本系の全脈に亘り滿洲林産の大部分を占む其林産地は江の本流及其支流たる混江の水源地方一帯にして前者は盛京省通化縣の一部吉林省の南部及朝鮮平安北道に接續して咸鏡道に連なり後者は盛京省懷仁縣の一部及通化縣の大半に跨り而して其左岸朝鮮境域に屬するものは本流に沿ふて延長すること六十里幅二十里に及び右岸就ち滿洲境域に於ては其延長前者に比して大差なきも幅員に至りては殆んど際涯なく連亘し遠く吉林省に達す其間老樹蔚茂克く數百年に達するもの珍とせず只南東は雜樹多く中に幼稚なる松屬の混植

せるを見るも漸次東北するに従ひ紅松、杉松、黃花松等々として天を摩し柞、楸、榆之れと伸長を競ひ枝下四五丈に達す而して其伐出木材は紅松、杉松を主とし楚楡、黃花松、楸、柞、榆之に次ぎ又赤柏松、油松、彭松、寶瑪松、棹等ありて其市場たる安東縣大東溝より芝罘を経て天津、北京、營口其他清國各地に向け年々輸出せらるゝもの實に三百萬兩乃至四百萬兩の巨額に達せり

#### 第二 太子河森林

鴨綠江森林と共に長白山系に屬す而して其林産地の大部分は盛京省懷仁縣下にあり伐出木材は栗、楊及各種の松屬を主とし柞、梨、楡之に次ぎ其他楸、曲立木、楸、杏、樺等あり松の大なるものに至ては周圍七八尺高さ十餘丈に達す其他の樹木は周圍三四尺高七八丈のものを普通とし毎年遼陽州を経て營口に輸出せらるゝもの十萬兩を下らず其他各地に向ふものを合算せば頗る巨額に達すべし

#### 第三 渾河森林

此林産地は上流東山と稱し盛京省通化縣下にあり就中十二道溝、新兵堡、八家子地方を其主なるものとす又遠く長白山系を媒して鴨綠江の源産地と相呼應すれど

も只其運路の是は西方に彼は東方に向ふの差あるのみ主として紅松及杉松の一種たる沙松を産し其他の松屬及樅之に次ぎ又柞、柵、楊、曲立木、樺等あり例年奉天府を経て各地に輸出せらるゝもの實に五、六十萬元の巨額に達すと云ふ

第四 圖們江森林

圖們江本流の水域も亦森林に富み良材を出すも多くは朝鮮界に屬し滿洲に於ては僅かに布爾哈通河、嘎呀河及琿春河等の支流に屬する小區域に過ぎず琿春河森林は琿春以東沿海州に到る地方にして土們子山附近を最とす山の南面密林にして北面は之れに比し稍稀疎なり樹木は楸、樅、松、樺多く就中大なるものは周圍四、五尺高七、八丈あり木材薪材共に産出し琿春を経て各地に輸送せらる次に嘎呀河の流域に屬するものは王青子附近一帶穆克特亨山の西側地方にして松種約五割を占め樅、柞、樺等之に次ぐ松及樅の大なるものにして周圍五、六尺高十餘丈あり其他は周圍三、四尺高七、八丈のもの多し然れども未だ木材として輸出するものなく只附近の需要を充たせるに過ぎず布爾哈通河に屬する林産地は延吉廳を中心とせる南北の山林にして殊に北六里にある北山森林は東西七、八里に亘り北方

遠く穆克特亨山に連なり頗る密叢す柞大部分を占め樺、樅之に次ぎ周圍三、四尺高五、六丈のもの多し木材又は薪材として延吉廳を経て各地に輸送せらる

第五 綏芬河森林

穆克特亨山に屬し綏芬廳を中心として西方十四里南方十餘里外の地皆な樹木鬱蒼し殊に南山にありては西方に延長して殆んど其際涯を知らず之れ即ち二道溝森林なり更に此れが餘系を受けて西走せる老黒山密林あり東西四里餘南北三十餘里に亘れり又綏芬廳の北十里餘にして未だ山林と稱すべからざるも一帯柞樹繁茂の地あり二道溝森林は松、柞、楊を主とし樅之に次ぎ松の大なるもの周圍三、四尺高五、六丈に達し楊亦之に準じ樅は周圍二尺高三、四丈のもの多し年産數萬株と稱し綏芬河水流を利用し木材は露領「ニコリヌク」に薪材は綏芬廳に向け輸出せらる老黒山一帶の森林は松、樺其大部分を占め柞之に次ぎ其他楡、樅等亦少なしとせず而して其大なるものは周圍三尺餘高五、六丈に達す是等は概ね木材として「ニコリヌク」に輸送せられ其額毎年一萬元を下らずと謂ふ其外又薪材として沿海州各都市に供給するもの少なしとせず

## 第六 松花江上流森林

該森林は吉林府以南の松花江上流沿域にありて其一部は長白山本脈に一部は吉林哈達に連れり内二道江の沿岸に屬する林産地を擧ぐれば先づ娘々庫ならん娘々庫は四面密林よりなり樹木を種別せば柞五、赤柏松三、椴、樺各一の比較を保ち雜樹之に混生す松樹の大なる者は周圍六、七尺高十餘丈に達すれども通例は周圍三、四尺高八、九丈とす木材薪材共に輸出年額三千餘根と稱す又輝發河の右岸にして松花江の左岸なる那爾蘇深林には松樹其他椴、柞等あり大なるものは周圍四尺餘高さ八、九丈あり木材及薪材として出だすもの少なからず頭道江流域亦樹林多く松、椴、樺等に富む松は主として木材として出で其大なる者は周圍四尺、高六、七丈に達するものあり此他は多く薪材に供せらる松花江上流右岸なる穆稔河は東西南の三面樹林相連なり就中松樹を最とし椴之に次ぎ其他柞、椴あり松の最大なるもの周圍七、八尺高さ二十餘丈に達し椴と共に木材として出づ年産二、三千根あり又五虎石の南三里餘にして林産地あり曲立木大部分を占め松之に次ぎ其他椴、樺、柞あり松樹の大なるものは周圍七、八尺高さ二十丈に達す木材薪材共に産し年額

木材一萬元薪材二千元を下らすと云ふ次に輝發河及松花江の左岸なる長山屯附近は亦林産地にして柞、松等多きも未だ伐出の運に至らず僅かに燃料として附近の需要を充たし居れり此他頭道江に屬する者に萬里河、二道溝等の林産地あり二道溝は南北谿谷間に介在し兩岸共に半里ならずして蒼林地に達す附近一帶最も松、椴に富み椴、柞之に次けり然れども比較的大木に乏しく松、椴の大なる者周圍四尺高七、八丈其餘は多く周圍二尺五寸高四、五丈とす年産木材三萬根燃料二十萬斤を下らす該地は松花江に入る萬里河附近亦樹木多し松、椴、樺を其主なるものとしよりするものは松花江に入る萬里河附近亦樹木多し松、椴、樺を其主なるものとし高さ三丈乃至四丈五尺あり主にも燃料として伐出せらる其他輝發河に屬するものに寬街、輝發、十道河子等の林産地あり輝發は東南一里餘にして密林に達す松、椴、樺、柞等に富み最大周圍四尺高七、八丈あり木材燃料共に出づ十道河子の附近亦樹林相連なり殊に南一里餘色力河の沿岸林木參差一望際涯なし就中沙松最も多く柞、椴、樺之れに雜植す木材薪材共に年産十萬兩と稱す寬街の南四里餘にして一帶の林産地あり松樹四分に居り其他の六分を椴、樺、柞等とす松の最大なるも

のは周圍五尺高八、九丈に達す其餘は概ね周圍二、三尺高五六丈とす木材及薪材に造り年額二十萬元に上る以上各地の林産は二道溝のものを除き他は都へて河流に従ふて吉林府に輸出せらる

第七 拉林河森林

小白山の西側にあり四合川を以て其林産地の重なるものとす四合川は即ち拉林河の上流にして西は直に四方頂子の官林に接し東に無名の樹林を控へ東北一里半にして大國蓋の山林あり而して北には二國蓋及三國蓋の大森林相連なり四圍の山林都へて松樹多く樺、桤之に次げり然れども喬木至て少なく僅かに周圍二尺除高さ一、二丈のもの多し主として燃材に供用し又一部木材として拉林河を下し哈爾濱に輸送せらる

第八 牡丹江森林

小白山、穆克特亭山及完達山脈を掠めて南、敦化縣より北、三姓に至る牡丹江流域の森林を概稱す其林産地は主として寧古塔以北にありて南、上流地方には其著しきものあるを聞かず敦化縣、額木索附近は柞、樺、黃栢等大部を占め高三丈乃至五丈の

もの多し各林所有者ありて紊りに伐採を許さず重に附近地方の燃料に供せらるゝものにして未だ輸出さるゝに至らず寧古塔より東六里、南十里餘、西十五里にして各々森林あり松樹多く其最大なるものは周圍七尺餘、高二丈に達し専ら木材として寧古塔に輸出せらる而して雜樹稀れとす鐵嶺河以北牡丹江に沿ふて三姓に至る兩岸最も樹木に富み延長百二十餘里參錯鬱蒼二、三里の間全く天日を見ざるこゝあり林種は松、樺、柞等多く其最大なるものは周圍七、八尺高さ二十餘丈に達すれども四、五尺十丈餘のものを以て普通とす而して毎年江を下りて三姓より哈爾濱及露領、ハ、ロフスク地方に輸出せらるゝもの頗る巨額なりと云ふ

第九 呼蘭河森林

黑龍江省の東部を充塞せる内興安嶺の南麓にして其林産地を大青山とす小門韓家以南漸く繁く一方は東、巴蘭河の流域に沿ふて三姓の對岸に至り他は西に伸びて呼蘭河の流域に達す林種は主として紅皮松と稱する紅松の一種に係り楊、樺、樺を混植す松の最大なるものは周圍五、六尺高十餘丈とし他は多く周圍二、三尺高五、六丈なり用途は木材及薪材共にありて餘慶街、呼蘭城、哈爾濱、三姓地方に年々輸出

するもの六十萬元を下らずと云ふ

第十 松花江本流森林

哈爾濱より喇哈蘇々に至る松花江本流沿岸亦多く木材及燃料を産せり就中盛大なるものを賓州廳、白楊木とす賓州廳より東一里餘に森林あり西南より東北に伸び延長五十餘里遠く三姓の南十餘里に迫り林産地としては新店及老營口等あり新店附近は柞樹最も多く構松之に次ぐ柞の大なるもの周圍三尺高五、六丈構の大なるもの周圍三尺高二、三丈松の大なるもの周圍二、三尺高三、四丈とす主として木材に供せらる其例年出るものは料板千餘料、房材千餘間分、燃料二萬斤以上あり又老營口附近は松、樅、楊樺、柞、繁茂し其大なるものは三丈餘の高さあり木材燃料共に造らる此等は都へて賓州廳を経て各地に輸出せらるゝものとす白楊木、林産地は大青山の南麓に位置し遠く白彦蘇々地方に綿亘す松種大約十中の七を占め樅、楊樺之れに次がり専ら燃料として輸出せらる

第十一 露領各地森林

黒龍江の上流ウスチカリスカヤ地方より多く燃料を出し該江往來の汽船に供給

して尙餘剩ありと云ふ松樹を主とし其大なるものは周圍四、五尺高七、八丈あり四面皆密林鬱樹の地とす「ブラゴエチンスク」に近き「ゼイヤ」河沿岸よりも亦松、樺、柞、樅等の燃料を産出するもの尠少ならず

第二項 鐵道沿線

鐵道線路に沿ふて林産地を有し其運搬を専ら汽車に依托せる地方を分ちて横道河子附近森林、興安附近森林及露領各地森林の三とす

第一 横道河子附近森林

東は牡丹江岸より西烏吉密地方に至る鐵道沿線上の森林を包括す林産地としては横道河子及一面坡あり共に小白山系に屬し現鐵道は該山を東より西に中斷せるものにして横道河子の附近は樅、柞、樺、松に富み周圍三、四尺高六、七丈のものを最大とし普通周圍一尺五寸餘高三、四丈とす専ら燃料として哈爾濱及露領ニコリスク、浦鹽斯德に輸出す一面坡も亦四面悉く樹林を以て繞らし楊、樅、樺、松、柞、樺、柞之れに亞ぐ而して楊の大なるものに至ては周圍二、三尺高五、六丈に達し其他は普通周圍一、二尺高三、四丈のもの多しとす木材薪材共に作り鐵道によりて各地に



輸送せらる

第二 興安附近森林

東齊々哈爾城より西海拉爾に至る鐵道沿線各地を包含す其林産地の重なる者を齊孟齊河子興安小嶺海拉爾等とす齊孟齊河子の四面は都て是れ密樹地にして専ら松樺柞の三種に限れり松の大なる者は周圍三四尺高四五丈あり其他は周圍二尺高一二丈のもの多しとす而して木材及燃料として共に主として哈爾濱に輸出せらる興安は南北共に二里餘を隔て、森林に達す然れども多くは小樹林にして唯其南東八里餘なる大東山は稍有望なり南北松樺柞相拮抗し周圍一尺餘高一三丈のもの多し就中松其大部分を占め高三四丈周圍二三尺あり此等は重に木材として哈爾濱地方に輸出す小嶺は南北一里餘共に森林あり殆んど松一種に限り普通周圍一尺餘高二丈とす木材及燃料とし例年各停車場に供給するもののみにて二萬元を下らずと云ふ海拉爾は北東南三方に森林あり内黃花松約半數を占め柞樺楸夫々三一一の比較なり松樹の最大なるものに至ては周圍四五尺高さ十餘丈に達し他は周圍二三尺高六七丈とす木材薪材相半ばし年額拾萬元を下らず哈爾

濱齊々哈爾滿洲站其他遠く露領各地に輸送せらる

第三 露領各地森林

露領に屬する林産地に西比利亞鐵道沿線及「ウズリ」鐵道沿線の二あり前者は主として「チタ」以西の地に多く産し松樺最も多く松の大なるものは周圍二尺高三丈樺の大なるもの周圍一尺五寸高二丈五六尺あり内燃料は全額の三分の二以上を占め後者は「ニコリスク」以北「ハッロフスク」に至る各地停車場の附近とす而して「スバスカヤ」「イマン」「ビキン」等を其主なる林産地とす「スバスカヤ」は東南北三方に森林を有し松最も多く柞楊之に次ぎ大なるもの周圍二三尺高四五丈あり主として材木として輸出せらるゝも燃料亦少なしとせず「イマン」は東方「イマン」河に沿ふて豊富なる林産地を有す松大部を占め柞之に亞ぎ其他樺楸榆等あり松の最大なるもの周圍三尺高六七丈とす主として木材に供せられ汽車によりて哈爾濱「ハッロフスク」「浦鹽斯德」に輸出し一年拾萬兩を下らずと云ふ「ビキン」の林産地は其東北方俗稱火燒站と稱する地方にあり楊樹大部分を占め柞樺楸曲立木順次之に次げり薪材木材共に産出し年額參萬餘元専ら「ニコリスク」「ハッロフスク」地方に輸送す

## 第三節 林産

滿洲林産の主なるものは紅松、杉松、黃花松等の松種にして、楡、楸、楊、樺、柞、樺、楚榆等之に次ぐ而して其用途は大部分木材にあること説くを要せず薪炭に至りては北部滿洲に於て盛んに輸出せらるゝと雖も之を木材に比せば産額極めて少なし但し近年黒龍松花二江の汽船及鐵道の燃料を薪材に仰ぐを以て年一年其需要を増加しつゝあり

## 第一項 松

松に屬するものに六種あり曰く紅松、曰く杉松、曰く黃花松、曰く彭松、曰く赤柏松、曰く油松之れなり紅松は果實を結ぶを以て俗に菓松と稱せらる果實は松子と呼びて清國人最も愛食せり材は黃褐色にして美觀を呈し質軟に稍々脆く施工に容易なり寒暑乾濕によりて伸縮すること極めて甚だしとす専ら料板に作られ丸太材として出づるもの稀なり而して料板に造らるべき紅松は少なくも周圍六尺以上のものに屬し其樹齡又二百年を下らず凡そ紅松は百二、三十年にして目通直經一

尺四、五寸に達し生長極めて旺盛なる時代とす更に三十年を經過して百五、六十年に至れば目通直經一尺八寸前後となり樹高七、八十尺に達すべしと云へり用途は主として建築材料として房屋の戸窓室内の仕切等に用ひられ又卓子、箱等に作られ或は造船材料として使用せらる其他下等の棺材として用ひらるゝもの少なからず需要最も廣し杉松は果實を生せず故に無果松の名あり材質白色柔軟にして我國の樅又は白檜に類す紅松に比して腐朽速かにして品質稍々劣れり棟梁其他の建築材料を主とし又器具を作るに用ゆ丸太材として出すもの多し黃花松は我國の落葉松に類し然かも眞直に成長して品位頗る上等とす前二松に比し更に老樹に屬し其多く伐出せらるゝは本口直經一尺より一尺六、七寸長さ三十尺の丸太材にして料板に造らるゝこと嘗て之なし帆船の大桅樁及宮殿其他高貴建築物の柱梁に用ひられ價格極めて貴し彭松は一に柄松又は寶松と稱し品質極めて優等松中の上位とす但し産額極めて少なく未だ特別の材種とするに足らず赤柏松は我國の白檜に似て品質彼れに優ること數等高貴なる衣櫃等を作るに用ゆ價廉ならず量又極めて少なし油松は脂油多く故に此名あり我が赤松に似て品位稍々下

れり

第二項 楡

楡は古の樞にして三種あり曰く刺楡曰く花楡曰く小刺楡之れなり三種共に材質頗る堅固にして角材丸太材共に造り刺楡は車軸とし花楡は案卓に適し小刺楡は鎗桿として珍重せらる

第三項 楸

楸は材質我が胡桃に異らず多く皮剝丸太材として出され船材又は卓子椅子衣箱等の器具を作るに用ひ殊に銃床に妙なり樹皮は頗る弾力に富み採取して束帶綱を作れり

第四項 楊

楊に三種あり曰く白楊曰く青楊曰く黄楊之れなり白楊は青楊に似て葉稍々小さく水澤の地に多く生ず材質粘力に富み嘗て燥裂の恐れなし故に箭又は盆器に最適し又燐寸の軸木として需要頗る大なり青楊は材質用途共に白楊と同じく唯其樹色と葉の大なる點に於て異なるのみ黄楊は楊中品位最も上等に屬し堅實久

しきに耐ゆ故に棺材として廣く用ひられ又諸種の什器を作るに適せり

第五項 椴

椴は我が桂に類し材質頗る堅硬なり皮剝丸太材として出され卓子箱類の器具材料に供せらる

第六項 柞

柞は我國の楡に似て品位稍々優る材質堅實にして眞直長大なるもの多く主として角材とし卓子椅子箱類を作り又車軸を作るに用ゆ皮は黄色の染料として珍重せらる柞の一種に櫟及青剛柳あり櫟は木炭とし青剛柳は頗る粘力に富めるを以て滿洲旗人之れを以て弓を作れり

第七項 樺

樺に黒白赤の三種あり我國の山桃に似て材質頗る堅牢各種の什器を造るに用ゆ樹皮は煎して黒色の染料となす

第八項 楚楡

一に楡と稱す材質緻密堅硬にして彈力に富み量極めて重し造材は特別に八角棒

又は輪片形として出す荷馬車及客馬車の車軸は必らず之を以て作り其大なるものは帆船の柁棒とし枝は箭若くは刀把に作り用途頗る廣く滿洲に於て欠く可からざる要材の一とす

第九項 雜種

以上列記したる外尙稍々重なるものとしては香樹、槐、樺、柁木、槭、楷木、栢、桑等あり香樹は長白山中に多く生じ主として香料を採るに用ゆ故に此名あり槐は北方の山中に多く産し花は藥材とし實は染料として用ひらる樺は俗に柁柳と稱し興安嶺脈に多し船材として好適の評あり柁は長白山脈の東北及興安嶺脈に多し材質堅實にして車軸を作るに好し椴木は一に黃蘗木と稱し材質緻密堅硬にして水に耐へ清國人の鞭材として珍重すると甚し槭は中部滿洲の田野に近き山林中に生ず俗に薄羅樹と稱し例年舊五月五日の節句に際し其葉を採りて白麵を包み必らず食するの慣習あり而して其餅を樹名に取り薄羅餅と呼べり楷木は長白山脈の南系に多く産す材質堅牢容易に折るべからず所謂肅慎の楷矢は之を以て作れるなり栢は一に柁と稱し多く西北の山中より産す戸障子梓縁に用ひ又棺材として

使用せり永く朽腐せざるに由れり桑は二種に區分するを得一は清國人の單に桑木と呼べるものにして我邦のものに似たり其實を食用とし葉は蠶を養ふに用ゆ南方の平原に多し他は槩と稱し山桑の一種にして弓材として使用せらる南部長白山中に多く生せり此他棹、栗、曲立木、杏、梨、漆、李、椿、栲、桃、柘、榴、木、槿、棗、銀杏等ありと雖も多く重要ならず且つ其量極めて鮮少なり

第四節 林業者

滿洲の林業者を大別して樵夫、會社及之れを取扱ふ木廠の三とす

第一項 樵夫

第一 組織

樵夫に二種あり曰く專業的樵夫、曰く副業的樵夫之れなり前者は伐木造材或は造炭等を以て專業とし後者は多く農民が冬季間耕務の閑時を利用して薪炭或は少量の木材を伐採せるものを云ふ

更に專業的樵夫を分ち個人及組合とし組合樵夫を細別して勞働を出資とせるも

の及金銭を出資とせるもの、二種とするを得即ち勞力出資者は無資力にして自己の勞力を資本とし金銭出資者は凡べての勞働者に衣食を給與し伐木造材に要する器具を支辨し且つ全員を監督引卒するものにして一組合は後者の一人と前者の數人によりて形成せらる而して之れが關係に共同的と雇傭的とありて前者は収益を分配し後者は利益の如何に拘はらず或は定額の賃銀を頭目より支給す滿洲林産の大部分は全く如上專業的樵夫殊に組合樵夫の手により伐出さるゝものにして個人專業者は其數極めて少なく副業的樵夫に至ては單に自家用若くは附近一地方の需要を充たすに過ぎず故に以下専ら專業組合樵夫に就き述ぶる所あらんとす

組合樵夫の多數は出稼人にして殊に山東省より來れものを多しとす毎年秋季渡航して大東溝遼陽州奉天府吉林府等の各市場に於て諸種の準備を整へ各個の組合集合し團々相據り多數一群となりて入山するなり各地伐木專業者の情況を述べれば左の如し

一、鴨綠江、太子河、渾河一帶の地方 例年伐木に従事せるもの三萬餘人に達すと云

ふ一組は四人乃至六人よりなり一期間に一筏を造るを目的とす而して其中頭目の雇傭に屬するもの大半を占め共同分利のものは極めて少數なり

一、松花江上流地方 寬街附近は三、四十人一組のもの多く共計五六百人あり一帯毎に一頭目あり凡へて雇傭關係とす十道河子附近は四、五人一組のもの多く通計五六百人あり凡へて共同均分とす林内に假小屋を構造し其中に起臥せり南二道溝地方は五人乃至八人一組のもの多く凡へて百二、三十人あり其他專業的に薪材を作るもの三、四十人あり分利法による娘々庫頭道溝附近を通して一千餘人の伐木者あり十人乃至二十人一組のもの多く雇傭協同相半はす五虎石以北穆琴河、夾皮溝附近を通じて千二、三百人の伐木者ありて各一組二、三十人よりなり頭目一人を戴く而して多くは雇傭關係たり

一、圖們江流域 滿洲方面に於ては土們子附近一帶に百餘人あるに過ぎず而して組合者よりも寧ろ個人專業のもの多しとす

一、綏芬廳附近 東綏芬廳より西佛爺溝、老黑山附近を通して專業者三、四百人あり老黑山地方は七人乃至十人の組合にして各頭目一人を戴き分利方法を採れ

り然れども二道溝地方は雇傭關係と共に相半ばせり而して佛爺溝地方は多く農民の副業に係る

一、寧古塔附近 南、小黃溝、西三岔口地方に五、六十人の專業者あり多く個人事業とす北、鐵嶺河以北牡丹江流域を通じて八、九百人の專業者あり多くは十餘人の結帮とし利益は均分法による

一、賓州廳附近 東方山中に伐木者多し新店を根據せせるもの二百餘人小老營口より出張せるもの四百餘人あり組合及個人相半ばす

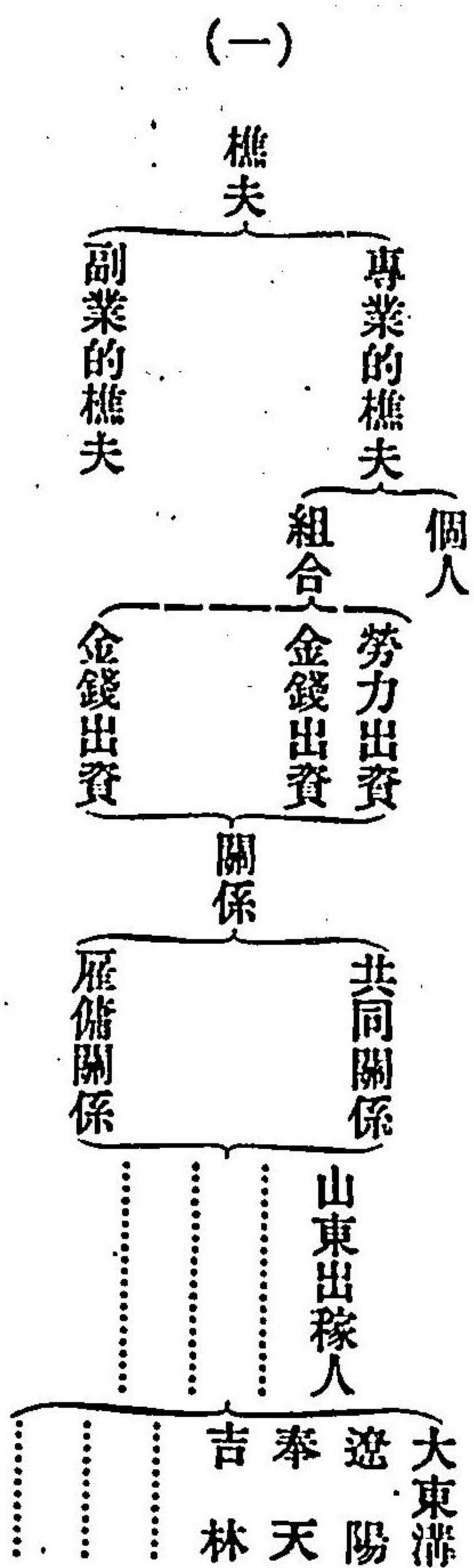
一、四合川附近 多く八、九人一組となり百餘團あり皆な利益均分法を採れり

一、大青山附近 伐業に従事せるもの千餘人あり主として十餘人を以て一組合とし其關係は分利并に雇傭共にあり

一、興安嶺附近 一帯を通じて伐木業者千二百餘人に達すべく概ね十數人一團のものにして又少數の個人制あり各團頭目を有するも凡へて分利方法に依り雇傭關係を有するものなし

一、露領各地 沿海外の「スバスカヤ」「イマン」「ビキン」等皆伐業盛んにして「スバスカヤ」

(一) 地方には三百餘人「イマン」地方には四百餘人「ビキン」地方には三百餘人の清國人あり概ね皆七人乃至十餘人一團のものにして各頭目を有し分利方法を採れり後貝加爾州の「ウステカリスカヤ」附近には千四百餘の清國人あり皆二、三十人一組の結帮に係り均利平分のもの多し  
今更に以上を表示して瞭然たらしめんとす



(二)

地方別	小別	別
鴨綠江、太子河、渾河、一帶地方		伐木者人員 三萬餘人
松花江上流地方	寬街附近	組合一組人員 四人乃至六人
		伐木者人員 五、六百人
		組合一組人員 三、四十人

地方別	小別	伐木者人員	組合一組人員
松花江上流地方	十道河子附近 二道溝地方	五、六百人 百二、三十人 <small>薪材業者三四十人</small>	三、五人 五人乃至八人
圖們江流域	頭道江、五道江、夾皮石、河夾皮石、以附附近	一千餘人 千二、三百人	十人乃至二十人 二、三十人
綏芬廳附近	東綏芬廳より四、佛嶺溝、老黑山附近	三、四百人	七人乃至十人
寧古塔附近	小黃溝、西三岔口地方 鐵嶺河以北牡丹江流域	五、六十人 八、九百人	十餘人
賓州廳附近	新店根據 自小老營出張	二百餘人 四百餘人	
四合川附近		約九百人	九人
大青山附近		千餘人	十數人
興安嶺附近		千二百餘人	十數人

露領各地	沿海州 沿海州 沿海州 後貝加爾州 ウツスチカリスカヤ附近	カヤ地方 地方 地方 地方	人員	組合一組人員
	沿海州	カヤ地方	三百餘人	七人乃至十四人
	沿海州	地方	四百餘人	同
	沿海州	地方	三百餘人	同
	後貝加爾州 ウツスチカリスカヤ附近	地方	千四百餘人	二、三十人

第二 生活

元來伐木の業たる勞力を要すること大に辛苦に耐ゆること多きのみならず一方又危険を含む場合多し何となれば清國の官憲紊亂して林政行はれず屢々洪水の氾濫ありて爲めに筏を流失し又時に馬賊の襲撃を蒙ることありて往々物財生命共に失ふことあればなり斯の如く伐木業に従事するものは諸種の危険を伴ふを以て其收益比較的多大なりとす

今左に各地に於ける收益高を摘記すべし

一、鴨綠江、太子河及渾河一帶の地方 其雇傭に係れるもの、勞銀は普通一期間(十月より翌年七月に至るの九ヶ月間)樵夫頭七十兩乃至八十兩(我が九十八圓乃至百十二圓)樵夫四十兩乃至五十兩我が五十六圓乃至七十圓にして器具食料は雇

主の負擔とし賣上後幾分の配當を付與す雇主は入山當時に購求する器具及麻網に三十五六兩我が五十圓を費し食料として普通一人に付二兩乃至三兩我が三圓乃至四圓を要し一組より一期間に一筏を作るものとして是等入費を控除せば約二百兩(我二百八十圓)内外の收得ありと云ふ又分利法のもの頭目に於て衣服食料及毎月の手當を前貸し器具等の費用を代辨し收益中より此等の費用を除きたるものを更に頭目は二分他は一分の割を以て分配するなり

一松花江上流地方 寬街地方の勞銀は一ヶ月定めにして中錢二十吊文(我十二圓五十錢)を普通とし十道河子地方は三人一組のもの一期三ヶ月に三排の燃料を作るを普通とす一排の燃料は中錢百吊文(我六十二圓五十錢)内外に賣るを得穆琴河地方は一ヶ月の勞銀普通中錢十二吊文(我七圓五十錢)にして食事は雇主に於て負擔せり

一圖們江流域 一人一年間の收得中錢二百吊文乃至三百吊文(我百二十五圓乃至百八十七圓五十錢)に當れりと云ふ

一賓州廳附近 各一人一ヶ年間の收得中錢四百吊文(我二百五十圓)内外ありと云

ふ

一 大青山附近 組合に係るものは頭目より衣食を供し賣上中より實費を控除したる殘額を十一分し二分を頭目に收め他の九分を各組員に平分す又被備者の勞銀は一個月六兩(我八圓四十錢)を普通とす

而して彼等樵夫が一旦入山せんか終日勞働して三回の食事と夜間の熱眠をなすの外絶へて耳目を娛しましむるものなく而かも隔絶したる山林中にありて村落との交通絶へてなく野菜肉類等を求むるに術なし唯粟又は高粱飯と鹹菜を以て腹を肥やし一日の勞苦を僅かに蓆子製の假小屋又は天幕内に於て慰するのみにして或は暴風來りて屋蓋を飛ばし大雪降りて柱棟を碎くあり更に氷雪を煮て飲用とし食糧盡きて樹皮を嚼むことあるに到りては其勞苦想ふべく其辛難察すべきものあり

## 第二項 會社

會社組織を以て伐木若くは販賣に従事せるものにして此は大部分東清鐵道會社の副業に係り之を木植公司と稱す未だ民間設立により成れるもの少なし



木植公司是吉林省の北部及黒龍江省の南部總べて鐵道沿線に近き林産地には必ず支局を有し多くの清國人を備役して木材殊に燃料の伐採に従事せり又露國人にして東清鐵道會社と結托し或は單に相出資して之れに従事せるものあり又哈爾濱には露清國人合資し東清鐵道之れと協力して木石公司なるものを設け分局を三姓界上、岔陵河、喇哈蘇々、黒河口、得馬力に置き黒龍江及松花江往來の汽船に燃料を供給せるあり今左に是等伐木會社が關係せるもの、内著しきものを摘記すべし

一、海拉爾附近 木植公司の監督に屬し伐木者附近を合して千餘人あり皆雇用に係り一定の給料を與へられ居れり

一、興安嶺附近 興安停車場を去る一里半の山中に木植公司あり露清協同の規定を設け附近より伐集するものを買收し他に賣却するを許さず又會社の木票を有するものにあらざれば伐木するを得ず故に伐木を欲するものは會社雇用の通事と結び賣上の十分の一を給與して木票を得つゝありと云ふ興安驛の南山に八百餘人大東山に三百餘人小嶺附近に百餘人の伐業者あり

一、齊孟齊河子附近 木植公司ありて露清國人百餘を雇用せり

一、大青山附近 小門韓家屯を東に去る七里餘慶街の東方五十里餘の地に一會社あり露人の設立に係り附近伐木者千餘人の伐り出す木材を低價に買集し三姓、哈爾濱に運去しつゝあり

一、松花江沿岸各地 木石公司の部屬三千餘人あり多く買收關係にして雇傭者少なし

一、四合川附近 吉林府の北々東五十七里一面坡の南々西五十六里四合川溝の外口俗稱三人班に露國人の一會社あり明治三十五年清國人發起して大會社を起し伐木に従事したるに明治三十八年春露國人等來りて更に一會社を設立し清國人五百餘人を雇使して伐木に従事し且つ原と清國會社の事務所たる東西二廂周圍三四畝の建築物を買收し日用品を羅列して強制的に購求せしめ其個人伐木者の木材は頗る安價に強買し居れり

一、横道河子附近 横道河子より一面坡地方を通して四百餘人の伐木業者あり皆木植公司の雇傭に係れり

一 穆林附近 木植公司本街の東端河岸にあり清國人四十餘人を雇用す  
 一 「スバスカヤ」附近 本街に古路樵廠と稱する露人設立になるものあり附近一帯の伐木を買集し各停車場に運送せり附近の伐木者三百餘人に達す  
 一 「ウスチカリスカヤ」附近 露國人の一會社あり附近伐木に従事する清國人及露國人三千餘人あり大に其收買に勉めつゝあり而して「ストレチエンスク」チタ等の各停車場及黑龍江往來の汽船に燃料を供給せり

第三項 木廠

木廠は又地方により單に行棧とも稱す例之ば安東縣大東溝附近に於けるが如し其主業とする所は材木の賣買兩者間に立ちて之れが斡旋に勉め以て其賣買を圓滑ならしめ或は木税納付の手續及材木運搬の取扱に従ひ或は自ら材木の賣買を營み又は短期の委託販買を爲す等にありて仲立業に兼ねるに問屋業を以てせる普通商人なり然れども常に樵夫の頭目に約して必らず其伐採せる材木を自店に齎らすべきを誓はしめ豫め手附的に見積價格の七割乃至八割以内の資本を前貸するを例とし各樵夫組合も必らず一定の取引木廠を有し例年來訪して違はず安

りに木廠を變ずる等のことなし如此にして數年來知已となりたるものは無資本を以て伐木に従事するを得るなり此點に於て木廠は普通商人と異なり全く伐木業組合の一員と謂ふを得べし

材木の多く輻輳する市場及林產地附近には必らず數戸乃至十數戸の木廠ありて各廠共に住居の附近に廣大なる材木置場を有し或は共同揚場を使用せり自己の所有に歸せる置場の構造は木柵若くは鐵線を周圍の墻垣とせるのみにて倉庫的に上蓋を有するものなく極めて簡單なり又店舗の後庭には數多の客房を設け各地より來集する材木商又は樵夫の宿泊所に充て其上客に對しては特に一室を與へ客者の店號を大書して掲ぐる等周到鄭重を極む而して其滞在中食用は素より客の自辨に屬するも室料等を受くることなしと普通二分口錢即ち百圓の賣買に對し賣買者雙方より一圓宛の手續料を受けて一度其手を経たる取引に對しては材木を運搬し終る迄賣買一切の紛議に責任を有し毫も雙方に迷惑を及ぼす等のごとあらず故に材木の取扱は凡へて木廠に依託するを常とす隨て其信用あると否とは一地方の林業に影響する所極めて大なるものあり

### 第五節 伐木

伐木法は滿洲到處殆んど一定し大斧又は鋸を用ひて立木を斫倒するに留まれり唯南部各地は清國製の器具を使用するもの多く北部各地は主として露國製の斧鋸を使用せり時季は概ね冬季にありと雖も其伐木開始期終止期の遲速或は就業期間の長短等に至りては各地共に異なれり即ち鴨綠江、太子河、渾河森林地方は例年十月より入山を始め十一月より伐採に着手し翌年二月に至り伐木の傍ら造材を開始し三、四月の頃全く之れを終了すべく圖們江流域の土們子附近は十一月より翌年二月に至る三個月間にして延吉廳附近は十一月より翌四月に至る五個月とす綏芬河林産地中二道溝附近は十一月より四月に至り老黑山附近は十月より四月に至る五個月半とす松花江上流森林地の穆稔河、娘々庫及那爾蘇附近は冬季中の二個月乃至三個月に限り寛街及南二道溝附近は十一月より一月に至り五虎石附近は十二月より三月に至る四個月間とし十道河子、輝發河附近は十二月より四月に至る五個月間とす拉林河森林地の四合川附近は七月を除くの外終年之に

従事し呼蘭河森林は十月より翌年三月に亘り牡丹江森林は小雪の期を以て入山し樹木發芽の頃に及び停止す唯鐵嶺河附近は十二、一、二の三個月間に限り松花江本流沿岸は殆んど一年中伐木業を停止することなく殊に秋冬の二季を最も盛なる時とす興安嶺、海拉爾附近は冬臘正の三個月間とす露領各地に於ては「スバスカヤ」地方は十月入山翌年三月に至り「ビキン」地方は十月乃至四月間にして「ゴルビツ」ウスタカリヌカヤ地方は十一月末より三月末に到る四個月間なり

### 第六節 造材

滿洲林産地に於ける造材には木材と燃料の二あり而して木材は建築材料として使用せらるゝこと大なるが如く想像さるゝも滿洲に於ては他の諸外國に於けるが如く此れが使用甚しとせず何となれば家屋の構造は殆んど磚瓦石土よりなり木材の必要極めて少なく僅かに造作柱梁として其一部分を要するに止まればなり故に木材の主なる用途は車臺、造船器具、棺柩の製造材料等とす又燃料としては大部分は薪材にして木炭は極めて少額に屬す蓋し滿洲の住民は主として農民に

係り各戸高粱粟等の草稈を蔵すること多きを以て高價なる木炭を用うるものなし只露國の經營になる汽車汽船工場用として或は露人の暖爐其他の家内用として需要する燃料は頗る巨額なるものあり而して一方石炭の供給不充分なる處は薪材を要すること更に大なり

第一項 木材

木材の造法を分ちて角材丸太材車材棺材とす但し各地に依りて其産出種類及大小長短等を異にせり以下順次説述べし

第一 角材

更に角材を細別して三種とす曰く料板曰く夾板曰く方子之れなり  
料板は丸太材と共に各林産地殊に鴨綠江森林産の大部を占有す丸太材を略ぼ四方形に削り之れを二分し挽き削りたるものにして其長短は各地に依りて異なり即ち鴨綠江に於ては主として紅松を以て作り杉松之に亞ぎ長七尺五寸又は八尺幅一尺三寸以上二尺以下厚六寸乃至一尺のものを普通とし長さ十六尺のものを連二と云ひ二十四尺のものを連三と稱す連四以上は殆んど稀なり太子河及

渾河地方の料板は鴨綠江と大差なし圖們江流域に屬する土們子附近よりは主として長七尺五寸又は一丈五尺幅二尺厚六寸のものを出し長二丈二尺五寸のもの亦少なからず松花江上流の二道溝附近一帶の地は長八尺五寸幅一尺八寸厚九寸乃至一尺のもの多く萬里河附近に至れば長八尺二寸又は八尺五寸幅一尺八寸厚八寸又は九寸のもの多く寛街十道河子附近は長七尺五寸幅二尺五寸乃至三尺厚六寸のもの多しとす拉林河上流の四合川林産地は長七尺五寸幅二尺五六寸厚四五寸のものを普通とす牡丹江森林に屬する寧古塔附近は長七尺五寸又は一丈五尺幅一尺餘厚五六寸のもの多く鐵嶺河以北三姓以南の林産地よりは長一丈幅二尺三寸のもの多し主として露國政府の建築材料に充てらる呼蘭河林産地たる大青山地方よりは長七八尺幅二尺前後厚四五寸のものを出し松花江本流の沿岸たる賓州廳以東の林産地よりは長一丈二尺幅一尺五寸厚五分乃至一寸のものを多く出す鐵道沿線たる一面坡横道河子附近より輸出するもの亦大差なし西北方興安小嶺地方は長三サージン(我二丈一尺餘)幅一尺厚二寸のもの多く海拉爾地方には長三サージン(我二丈一尺餘)幅八寸乃至一尺厚二寸のもの多し露領各地の内

「スバスカヤ」地方は長一丈餘幅一尺餘厚一寸のもの多く「イヤン」地方は長二サージ  
ン「我一丈四尺餘幅二尺厚四寸のもの多く」ビキン」地方よりは長三丈幅一尺厚一寸  
のもの多し夾板は料板と其形大相類似し只長さに於て其二倍餘に到るものある  
のみ此は筏の組立に際し兩側の梓木として使用する爲め特に作製したるものに  
して主として鴨綠江太子河渾河松花江上流に限られ其量極めて少なし方子は方  
形の角材にして唯料板と其厚さを異にせるのみ最も渾河林産地より産するもの  
多く鴨綠江之に亞ぎ北部滿洲に於ては呼蘭河の大青山及圖們江の土們子地方を  
除きては甚だ多しとせず而して渾河地方に於ては方貨と稱し杉松紅松は長八尺  
にして一尺角乃至二尺角のもの多く楸椴は長一丈乃至一丈五尺にして五寸角乃  
至一尺三寸角のものを主とし柁は長七尺にして二寸乃至三寸角のもの多く梓は  
長一丈乃至一丈五尺にして八寸角乃至一尺二寸角を普通とす其大青山より出づ  
るものは長七尺五寸にして六寸角のもの多く土們子地方は長七尺五寸乃至二丈  
八尺にして一尺五六寸角多しとす

## 第二 丸太材

丸太材は各林産地より産し木材の過半を占む鴨綠江太子河渾河等に於ては其長  
短大小によりて種々の名稱あり長十五尺本口直徑二尺以上のもは大椽と稱し  
大梃子と稱するものは本口直徑一尺三寸乃至一尺五寸にして長八尺を一節とし  
二節もの即十六尺三節もの即二丈四尺四節もの即三丈二尺五節もの三丈八尺之  
れのみ例外に係れり)の數種あり而して同一の長さを有し本口直徑一尺より一尺  
三寸に至るものを中梃子と稱し長二丈四尺本口直徑四寸乃至八寸の小ものを小  
梃子と呼ぶ圖們江に沿ふ延吉廳より出すものは本口直徑三四寸にして長一丈乃  
至二丈とし綏芬河林産地たる二道溝老黑山地方は長さ一丈五尺本口直徑七寸乃  
至一尺ものを主とす松花江上流の頭道溝は本口直徑三寸乃至七寸長一丈五尺も  
の多く娘々庫は本口直徑六寸乃至一尺長二丈二尺のもの多く五虎石は本口直徑三  
寸乃至七寸長二丈餘とし穆琴河は長五尺乃至二丈ものに富み十道河子寬街地方  
は大小長短によりて四種の名稱あり曰く改木長一丈五尺本口直徑七寸曰く過梁  
長二丈五尺本口直徑五寸曰く長條木長五丈本口直徑四寸乃至五寸曰く大過梁長  
五丈本口直徑八寸乃至一尺とす拉林河の上流たる四合川は長二丈一尺末口四寸

本口直徑五寸のもの多し牡丹江流域に屬する寧古塔地方は長一丈五尺本口直徑三四寸のものに富み鐵嶺河以北の林產地よりは長一丈内外本口直徑一尺前後の皮剝材を多産す呼蘭河森林の大青山よりは長八尺本口直徑七寸のものを多く出し賓州廳東方の新店地方は長一丈五尺本口直徑三寸乃至四寸のものに富み鐵道沿線たる一面坡横道河子地方は長二丈一尺もの多く六枚に挽きて料板とするを得べく穆林地方は長一丈五尺本口直徑三四寸のもの多し西北興安地方は上下を切棄てたる儘にして長七尺五寸を一節として算し海拉爾地方は長三サージエン（我二丈一尺餘のものとして輸出す露領に屬する「スバスカヤ」地方は一節ものとする長二丈のもの最も多しとす

第三 車材

車材は主として鴨綠江、太子河、渾河森林の産出に係り其種類に依りて軸材、輪材及轆材の三に區別し軸材は更に大小如何によりて大、中、小の三種とせり軸材及輪材は楚榆を以て作り轆材は榆を以て作る共に八角形に粗ら削りしたる棒材にして大軸は長五尺二寸乃至五尺七寸直徑七八寸のものを云ひ中軸は長六尺二寸乃至

六尺四寸直徑四寸に限られ小軸は長さ六尺三寸より六尺三寸五分に至り直徑三寸五分とす輪材は一に枉子と稱し弧形に造り外弧の長さ二尺六寸厚さ六寸乃至一尺二寸とす轆材は俗に車軌子と稱し長十六尺に限れり

第四 棺材

棺材は特別の造材法に係り三、四、五もの及四、五、六もの、二種あり共に長七尺五寸にして三、四、五とは下部幅三尺側面幅四尺上部幅五尺の意なり厚さ之に適ふ四、五、六もの亦同じ鴨綠江、太子河、渾河、松花江上流、一面坡林產地より産出す

第二項 燃料

第一 薪材

薪材は主として北部滿洲の各林產地より多く伐出され種類等に何等の差異を認めずと雖も其輸出荷造の躰裁に至りては各地に於て多少異なるものあり即ち圖們江流域たる土們子地方にては長短に拘らず大約百斤を以て一把とし延吉廳地方は半子と稱し一車の積載限を單位とし普通一半子千五、六百斤あり綏芬河森林に屬する綏芬廳地方は一斤を以て算し大小一定せず松花江上流の林產地たる頭

道江方面にては排と稱し一排二萬餘斤あり二道江方面の各地は二丈餘のもの百本を一拱把と稱し目分量を以てし敢て其重量に拘泥せず輝發河の沿域たる十道河子附近は長一丈二尺のもの一把百二十斤を限り寛街附近は半子を以て論じ七尺立方を單位として算す拉林河に屬する四合川一帶の地方は大小長短に關せず百斤を一把とす牡丹江林産地に於ては斤を以て論じ敢て其大小に拘泥せざるものと六尺六寸四方高二尺二寸を以てせるもの及大半子と稱し一車の積量を以てする三種あり呼蘭河の林産地大青山地方も斤を以て標準とし松花江本流に沿へる新店地方は百斤を以て一把を造り北方鐵道に沿へる興安海拉爾地方及露領各地は凡べて一サージエン立方(我約七尺立方)を以て一把とせり其他滿洲到處苟くも樹木ありて附近に人民の住するあらば其本業たると副業たるを問はず其輸出用たると自家用たるに關せず皆伐採して燃料に使用し殊に北方各地に於ては農民各冬季間唯一の事業として附近の樹木を伐採し橋を以て下流に運び汽車汽船の燃料及都會住民に供給するもの頗る巨額に達しつゝあり

第二項 木炭

木炭は主として北方林産地附近に産す即ち松花江上流林産地牡丹江林産地新店林産地四合川林産地呼蘭河林産地齊孟齊河子林産地附近に各數個所の炭窰ありて其製造に従事す概ね斤を以て論じ容積一定せるもの少なし

第四項 材積算定法

材積即ち木材積量の計算法は各地に於て稍異にせり鴨綠江林産地は造材法の如何を問はず總べて料に改算表示し料の算法は各造材の種類に依りて相違あり料板は十一本を一付と云ひ一付を六料とし一料は六十寸とす丸太材も亦同一なり而して六十寸とは六十平方寸の略稱にして長八尺を有する木材の斷面積六十平方寸を以て材積算定の單位とす詳言せば料板にありては厚幅の相乗數六十寸を以て一料とするなり木材の長十六尺のときは八尺の二倍なるを以て六十寸のものを二料と算す即ち一料は四千八百立方寸より成ると謂ふを得べし車材にありては大軸材二條を一料と定め中軸材三條を一料とし小軸材四條を一料とす輪材は厚二寸を標準とし八片を一料とす故に厚四寸のものは四片を一料と算す鞍材は一付十一本を一料と定む而して其標尺は直徑を測るには料尺又は官尺と稱し

其一尺は我曲尺一尺二寸八分に當るものを用ひ長短を測るには木尺と稱し我曲尺一尺一寸六分に當るものを用ゆ太子河林産地に於ては料板一料を七十寸と定め十料を一付とし丸太材も七十寸に改算して一料となせり其標尺は凡へて木尺と稱し我曲尺一尺二分に當るものを用ゆ渾河林産地は主として寸を以て論し其用尺は木尺と稱し我曲尺一尺三分五厘に當れり圖們江林産地は寸及付を以てし松花江上流の頭道江に屬する地方は料を以てし一料は十一本よりなり輝發河に屬する地方も料を以てするも一料は長七尺五寸幅三尺厚六寸のもの四本よりなれり牡丹江林産地は墩子を以て算す墩子に二種あり曰く平墩長七尺五寸幅厚共に三尺二寸とす曰く栗墩長七尺五寸幅厚共に三尺七寸とす呼蘭河林産地は林種によりて異なり丸太材は見込一本を以てし方子は寸を以て論し料板は付を以て算せり松花江本流に沿へる新店地方は主として房料の間數を以て標準となせり即一間の房料を造るに要する木材を單位とするなり露領各地に於ては長一サージエン(我約七尺幅厚一アルシン)我二尺三寸餘を單位として算せり

### 第七節 運材

運材は林業の主腦なり何となれば滿洲に於ては林政一も行はれず政府の監督極めて不行届にして山林の如きも都邑村落等住民地に近きものを除きては多く無主の情態にありて之れを伐採するに何等手續を要せず又一定の課税あるにあらず各人随意に入山するを得其造材法に到りても極めて簡單にして僅かに斧鋸を以て枝根を去りたるに止まり勞力費用共に要すること少なし之に反して運材に於ては然らず多く需要地を去る遠きに在りて之れを附近市場に運出するには比較的多大の勞力日數を要すればなり蓋し住民稍多き附近の樹木は何等制裁なき滿洲の如き地に於ては漸く伐り盡され遂に其供給を遠隔の地に求めざれば良材に乏しきを以てなり要之滿洲林産其物は無價値にして唯伐木及運出入費換言せば樵夫に與ふる賃銀の多少林産地と需要地間の近遠及運材の難易如何とに依りて大半價格を決定するものと云ふて可なり

運材方法に三種あり曰く江河を利用して流下するもの曰く鐵道に依りて送出す



るもの曰く鐵道河流共に存せず車馬若くは人肩を以て運搬するもの之れなり

第一項 水運

水運は木材運搬の大部を占む蓋し其費用を要する點に於て最も少なく又勞力を要すること大ならざればなり

第一 時季

木材流下の時期は一般春季解氷後にして漸く降雨期に入り雨水溶雪と混じて水身膨大せし時にありと雖も各地によりて小異あり蓋し其流下逕路の遠近及流水の多少等あるを以てなり鴨綠江林産各地は四月初旬融雪の頃を待ちて本流の沿岸に到着し五月解氷降雨共にありて河水の漲溢するに乗じて流し一ヶ月乃至二個月の後安東縣及大東溝の市場に着す其流下最も盛なるは七月中にあり太子河及渾河地方は冬季中に本流沿岸迄運出し四月下旬より流下し最も盛なる期を七月とし八月初旬を以て全部完了す流下地より四日乃至六日を以て奉天府遼陽州等の各市場に達す圖們江流域に屬する土們子地方は一旦木材を堆集して六七月の頃琿春に出す五日を要せずして到達すべし綏芬河地方は五六月の頃流下し林

産地より二日乃至四日にして露領「ニコリヌク」市場に達す松花江上流の各地は春季初め山を下し五月江水の充溢を待ち吉林府に向け流すなり唯二道溝よりするものに限り松花江に達するに時日を要し其流下の期は多く六月中にあり市場到着日数は各地によりて異なり穆稔河五虎石よりは十餘日を要し娘々庫地方は二十餘日を要し輝發河に屬する寛街十道河子地方は四日乃至六日にして達す四合川林産地より拉林河口を経て市場哈爾濱に達するには約一ヶ月半を要す三姓以南鐵嶺河北牡丹江岸の各地は晩春の頃流下を開始し六月を以て完る五日乃至一ヶ月にして市場に達す大青山も同じく晩春に開始し市場呼蘭城に至る二十日乃至一ヶ月間を要す新店は直に江涯に運出し後松花江を溯ること三日にして市場哈爾濱に達すべし

第二 方法

木材流下の方法は各地共に筏を作り水流に沿ふて下すにあり而して其林産地より河岸に至る間は或は牛馬を以て或は耙犁を以て運出す鴨綠江各地は牽出に牛馬等を使用し鐵環を木材の一端に打込み綱を附して輓かしむ之に使用する牛馬

は凡べて山地に於て借りたるものにして其借賃は三個月間一頭銀十三、四兩(約我十八、九圓)を普通とす河岸に達するや傍ら之れが造材を急ぎ堆積して河水の増加を待ち後筏の編成に着手す其他の各地は運出に主として耙犁又は牛馬を使用せり

筏は清國人之を木排子と稱す河流の大小深淺及造材の方法によりて多少其形式を異にせるも大体に於て大差なしとす即鴨綠江の如き水量多く河底深き地方は二重に排列し太子河、渾河の如きは多く一列とし更に其長幅も亦大小一定せず甚しきは二道江、琿春河の如く二、三本乃至七、八本宛繋き合せたるのみにて流下するものあり今左に鴨綠江より最も多く産出する料板に就き少しく述ぶる所あるべし蓋し以て他を類推するを得べければなり料板十一本よりなる一付を四個乃至十個繋合して一截となし五截を相連結して一筏を作る故に一筏は二百本乃至五百本の料板より形成せられ長百尺幅二十尺に達す筏の中央には小屋を作り人夫寢食の用に供し其前後に三挺又は四挺の楫を付して操行に便ならしむ北部各地の小流に於ては多く蓆子を以て寢所を覆ひ前後に二、三人相立ちて各自竿を握り

て航下せり又渾河の如きは凡へて山元に於て木材の賣買を終り筏の所有主は木廠にあるを以て必らず一筏毎に一人の店員を派して共に便乗せしめ居れり而して筏に二種あり曰く本字號曰く雜字號とす前者は同一者によりて構造せられたる筏を云ひ其造材及材質一様なるも後者は或は流失木を拾集し組立てたるもの或は二、三組合協同して一筏を作成したるものにして寸法品質共に一定せざるを云ふ

材木運搬中は危険極めて多く唯に洪水の爲め木材を流失することあるのみならず屢々掠奪の悲運に際會することあり殊に鴨綠江上流及呼蘭河上流は馬賊の横行頻繁にして如此不幸を蒙るもの少なからず加之貪婪なる清國官吏及暴戾なる露國人は妄りに盜賊の惡名を附し雜字號の筏を強請的に沒收することありと云ふ

## 第二項 陸運

陸運中鐵道に依りて需要地に運搬せらるるものは穆林、鐵嶺河、橫道河子、一面坡、齊孟齊河子、興安、小嶺、海拉爾等一帶鐵道沿線の林産地にして其時期は四季共に論な

しと雖も主として伐木を終りたる冬春の頃ろを盛んなりとす  
 延吉廳綏芬廳等は専ら冬季凍氷中に耙犁又は牛車を以て各地に輸送せり江河或  
 は鐵道に係る其他の各地と雖も薪材及木炭は皆牛馬車を以てし木材も其水流或  
 は停車場に至る迄は悉く車輛を用ゆ更に副業として農民が自家用燃料を採集す  
 るものは凡べて馬背又は人肩によるなり

### 第八節 林制

滿洲の林制は一律を以て論ずべからず何となれば前節に於て叙述せる如く内政  
 紊亂して守舊を脱せず官憲腐敗して公私の別なく殊に林政に於て然りとす加  
 ふるに露國の侵畧益々甚しく條約の現定せる東清鐵道沿線の伐木權は殆んど北  
 滿洲の全土に實行せられ宛然露領たるの觀あり試みに在滿洲の小官吏に向つて  
 汝の所轄は清露孰れの領域なりやと問はば彼れ必らず其答に苦まん官吏にして  
 猶然り況んや無智の細民が祖先墳墓の境に安居して其國籍を知らず甚しきは自  
 國の領土を指示して露領なりと明言するものあるに於てをや夫れ如斯なるを以

て山林の如きも參錯混雜歸する所明かならざるもの極めて多し今假りに之を大  
 別して皇室林官有林及民有林の三種とし以下少しく叙述すべし

#### 第一項 皇室林

茲に皇室林と稱するは明かに皇室の有たることを發布し其採伐嚴禁を訓示せる  
 ものを云ふ如斯ものに二種あり一は陵林にして清朝歷代の天子を埋葬せる墳墓  
 地附近の森林にして多く奉天府方面に存在す例へば北陵福陵の如し土俗陵寢と  
 稱するもの之れなり他は料林にして不明の理由を以て人民の斧鉞を容るゝを嚴  
 禁し政府又之を伐採せず一枝を折るも重刑に處せり即ち鞍山店附近千山の如き  
 一例とすべし

#### 第二項 官有林

前述皇室林に屬せず又個人若くは團體其他の所有に歸せざる無所屬森林にして  
 之れを國庫財産とせられしものを總稱す此意義に於て官有林は滿洲森林の大部  
 を占め殊に其林産地と稱する地にして本園内に包有せられざるもの殆んど之れ  
 なしと謂ふを得べし特別の機關なく又法規を有せざる清國に於ては其盜伐又は

放火者に對しても凡べて地方の慣習と地方官の方寸に任かせ或る處は重罰を課せられ或る處は放任せらるゝ等一も定まれるものなし

現時伐採の最も盛んなる鴨綠江、太子河、渾河、圖們江、綏芬河、松花江上流、輝發河を除く(牡丹江、鐵嶺河を除く)松花江本流沿岸の林産地は總べて何人も伐木するを得恰かも人民の共有山林たるが如き觀あり唯輝發河に屬する寬街、十道河子、輝發地方は山分錢と稱し豫め官許を得て賣場の十分一を抽稅せられ拉林河に屬する四合川林産地は河西一里以内伐採を許し其以西に入るを禁じ東北、南の三山は豫め木票の下付を請ふて採額十分の一を山分稅として納むるを要し呼蘭河に屬する大青山林産地は豫め綏化府に於て領票を受くるを要す但し其交付に對し何等金錢を納むる等のことなし

露國の伐採權を有せる穆林、鐵嶺河、橫道河子、一面坡、齊孟、齊河子、興安、小嶺、海拉爾等の鐵道沿線林産地は穆林以下の如く絶體的に個人の伐採を許さざるものと、齊孟、齊河子其他の如く豫め其許可を得て木票の下付を請ひたるものに限り伐採を許可せる地方との二種あり

### 第三項 民有林

民有林とは個人若くは私立團體の所有に歸せるものを云ひ二種あり一は當初相當代價を以て政府より拂下げを得たるものにして他は神佛の所在地として自然的に村邑又は有志團體の共有に歸したるものなり而して前者の多數は目的を林業の經營に有せず園田として開拓せんとするにありて後者は多く禁伐を嚴守せるを以て共に林業上重視するの資格なしと謂ふて可なり

### 第四項 稅賦

滿洲に於ては特に木稅局なるものを各林産地及其集散市場に設置し産出木材及薪伐に對し課稅す而して林産の大其稅額の巨莫なる優に滿洲財源の一を形成せり即ち大東溝木稅局は一年收入平均八拾萬兩に達し奉天府、遼陽州木稅局は各拾餘萬兩の年收ありと稱す以て其一般を知るべきなり而して其稅率及課稅法は各行政區劃によりて一定せざること他の稅賦に於けるが如し

鴨綠江に於ては安東縣の上流二里義州の下流一里「マスタイ」と稱する地に筏検査所を置き一々流下せる筏に就き検査を行ひ執照と稱する検査濟の鑑票を交付し

手數料として一棧に付本字號四元雜字號拾元を徵收す若し此執照なきものは大東溝安東縣の市場に於て賣買を許さず猶賣買に際しては一定の木税を課せられ買主より納付するを要す安東縣に於ける重なる税率左の如し

料板 八尺もの一付に付 小錢十一吊八十文(我二圓二十一錢六厘)  
同 十六尺もの一付に付 小錢十四吊文(我二圓八十錢)

而して大東溝に於ては木材を三種に區分し各税率を異にせり即ち

上等木(黄花松赤柏松彭松)一料に付小錢三吊四百八十文(我六十九錢六厘)

中等木(紅松杉松楚榆) 同 一吊九百二十文(我三十八錢四厘)

下等木(楸椴柞榆以下) 同 一吊四百四十文(我二十八錢八厘)

にして之を各造材の種類に適合せば左の如くなるべし

料板一料に付小錢一吊九百二十文、一付(六料)に付小錢十一吊五百二十文(我二圓三十錢)

大椴同上 一本(徑三尺長十六尺) 小錢二十六吊八百八十文(我五圓三十錢)

大桿子同上 一本(徑一尺三寸長十六尺) 小錢十六吊五百二十二文(我三圓三十錢)

小桿子同上 一本(一本一料に當る) 小錢一吊九百二十文(我三十八錢)

大軸材同上 一個(二個を以て一料とす) 小錢九百六十文(我十九錢二厘)

中軸材同上 一個(三個を以て一料とす) 小錢六百四十文(我十二錢八厘)

小軸材同上 一個(四個を以て一料とす) 小錢四百八十文(我九錢六厘)

輪 材同上 一個(八個を以て一料とす) 小錢二百四十文(我四錢八厘)

遼陽木税局に於ては角材丸太材共に一料に付小錢一吊二百文(我約二十四錢)を徵し奉天府に於ては料板一付(十一本)に付小錢十吊文(我約二圓餘)小桿子一本(長二十尺)に付小錢二百文(我四錢餘)を納めしめ吉林府に於ては木材一節(長さ二丈二尺のもの十二本とす)に付大錢一吊文(我一圓二十五錢)を課し寧古塔に於ては旗税と稱し十中一抽の法によりて産出木材の一割を抽き別に漢税として賣上代價百分の八を徵せらる鐵嶺河附近木植公司の管轄に屬する地は木材賣價一元に付大錢五十文(我六錢二厘)薪材一サージョン立方に付大錢三百文(我三十七錢五厘)を徵し賣買に關しては三姓に於て從價百分の八を徵せられ大青山より流下する材木に對しては餘慶街に檢木局ありて從價八分の一を課し賣買に際しては綏化府に木税局ありて丸太材角材共に口徑一寸毎に中錢二十四文(我一錢五厘)を課せられ新店

林産地に於ては伐出に際し従價百分の一を納むるを要し長壽縣に於ては一間分の木材に付中錢百文(我六錢二厘)を納めしめ哈爾濱に於ては到着木材に對し千斤に付中錢三吊文(我一圓八十七錢餘)を課し海拉爾地方に於ては材木一サージエン立方(我七尺立方)に付大錢一吊五百文(我一圓八十七錢五厘)を木植公司に納付するを要す以上を重なるものとし其他大同小異のもの殆んど枚擧に遑なしとす  
更に木材業者に對する一種の課税あり木植票と稱し一年間の伐採木取扱金額十  
五分の一を收めて營業許可證を受領するを要す然れども商人は皆苞苴を送り其  
取扱數を曖昧に付し以て負擔の輕減を計り實際の納付率は漸く五十分一に及ば  
ずと云ふ又南部滿洲の材木商に限り例年奉天にある福陵、北陵、東陵の三陵修繕用  
材として各地同業組合より一定の貢木を爲すの規定あるも商人は運材の勞を厭  
ひ折銀と稱し材木の代價を納むるの習慣あり其額は安東縣、大東溝より一萬兩遼  
陽州、奉天府より各二千兩とす

## 第五章 獵業

### 第一節 概言

滿洲は前章に述べたる如く黑龍江省の西北部は森林叢野相交り吉林省の東南部  
は一帶蕪鬱たる深林にして所謂大窩集と稱せられ斧斤未だ入らざるの地あり隨  
て之れに棲息せる野獸極めて多し又嫩江の沿岸齊々哈爾の南方一帶は沼澤多く  
鳥類狐狸の巢窟なり而して滿洲は寒氣凜烈なるを以て彼等を被へる皮毛は厚く  
して長く質亦優良に屬す故に防寒用として年々清國內地及海外に輸出せらるる  
もの巨額に達するのみならず清國人は藥劑として虎骨、鹿角、熊膽、麝香等を珍重す  
る事甚し宜なる哉古來滿洲の土人は是等山野の間に人となり常に楛矢石弩を以  
て生を營むもの多く又禽獸の獵獲を以て彼等の職業となせる事や漁獵を生命と  
せる索倫、東干等の游牧種さへありて諸方到處として狩獵盛んに行はれ其産額亦  
巨大にして現に奉天、錦州、營口等を経由して南來する獸皮のみを以て見るも近年  
益々其輸出額を増加しつつあり

## 第二節 獵產地

本節に於て述ぶる處は獵地として稍有名なるものに限り其他個人所有の森林地又は小區域のものを舉れば頗る多かるべく若し夫れ兔、雉、鷄、鴨の類に至りては各地到る處に之を見ざるはなく又獵獲せられざるはなし

吉林府の南長山屯附近は狍子、野猪及雉等を産し其一年の獵獲數は野猪十餘頭、狍子百餘頭、雉千餘羽に達し五虎石、穆琴河、寬街附近に至れば野猪、狍子、雉或は狼、鹿、麝等漸く多く又虎、熊等の猛獸あり五虎石附近よりは例年虎二、三頭、熊四、五頭を産し穆琴河附近よりは野猪三十餘頭、狍子七、八十頭、狼四十頭を産し穆琴河附近よりは野猪三百餘頭、熊二十餘頭、麝十餘頭、虎、鹿各二、三頭を産す寬街よりは虎十二、三頭、鹿六、七頭、熊二十餘頭、野猪百八、九十頭、狍子五、六百頭、狼十餘頭を産す以上各地の獵獲物は總て車にて吉林府に送らる二道溝、萬里河一帶の地は狍子、野猪、鹿、雉に加ふるに少數の黄羊を以てし熊又少しとせず二道溝より例年臨江縣を経て各地に輸送せらるゝ者のみにて狍子五、六十頭、黄羊十餘頭、野猪七、八頭、鹿一、二頭、熊四五頭あ

り西安縣に屬する圍場一帶の獵獲地は鳥獸少なからざるも唯虎のみ稀れにして時に之を見ることありと云ひ年々鹿五、六十頭、熊十餘頭、野猪八、九十頭、狍子三百餘頭、狼三、四十頭、雉七、八千羽の獲物あり而して此等は主として開原縣、鐵嶺縣、營口等に輸送す娘々庫那爾蘇地方又獸禽に富むも就中多く獵獲さるゝものは鹿、麝等とす夾皮溝より敦化縣に至る山中麝、熊、虎、狍子、鹿に富み敦化縣、西方の山林中野獸多く棲息し狍子、野猪及熊を産し又南、延吉廳に至る間は雉多く沿道各地狩獲さるゝもの少なからず延吉廳より東長白山中の各地は虎、熊、狍子、驢、狐、灰鼠、鹿、麝多く凉水泉子其他東、琿春に至る各地は何れも雉に富み其れより更に東、土們子に向へば附近一帶獸禽多く殊に野猪を最とし狍子、狼、貂、灰鼠、黄犴子、鹿、麝、雉之に次ぎ兔、貉、驢、虎、熊等又少なからず而して獵獲物は一旦土們子又は琿春に聚積し然る後車を以て吉林府及浦鹽、斯德方面に輸送せらる毎年土們子より出るものは灰鼠千餘頭、野猪三百餘頭、貉百餘頭、驢百餘頭、熊二、三十頭、虎三、四頭、雉二萬餘羽の多數に達すと云ふ又北して小黃溝附近に至れば以上各種に加ふるに雪獺、獾、水獺等を以てし年々熊四、五頭、狍子三、四十頭、野猪八、九頭、狼十餘頭、鹿一、二頭、灰鼠五、六十頭、貂二、三頭、雪獺

四、五頭、水獺十餘頭、虎一、二頭を吉林府及寧古塔に輸出す、綏芬廳附近には雉頭る多く、鹿、麝、狍子等の獸畜又乏しからず、更に西南、佛爺溝、老黑山、二道溝一帶の山林には、狍子、狼、野猪、鹿、麝、雉等の外、虎、熊、豹等の猛獸多く棲息し、老黑山よりは例年虎一、二、熊四、五、野猪十餘頭、狍子五、六十、狼二、三十、鹿八、九、雉三千餘を産し、佛爺溝よりは熊三、四、野猪十二、三、狍子七、八十、狼三、四十、鹿六、七、雉二千餘を産し、共に綏芬廳を経て露領、ニコリヌク、及浦鹽斯德地方に輸出す、興凱湖畔の龍王廟附近は主として貉、狍子等の小獸多く年産貉千二、三百、狍子八、九百あり、皆露領、ニコリヌクに輸出し、漸く北して蜂窠山子に近くに從ひ、野猪、狍子、狼、狐、驢、貂、鹿、麝、及虎、熊、豹等あり、雉亦少しとせず、其東、西北三面の深林中に入れば、熊、虎等の猛獸愈多く、該地附近一帶より三姓、寧古塔及ニコリヌク、其他露領各地に向け、年々虎三、四十頭、熊五、六百頭、狍子三千餘頭、野猪千餘頭、狼三千餘頭、狐六、七千頭、貂四、五千頭、鹿七百餘頭、麝八百餘頭、雉一萬餘羽を輸出すと云ふ、三姓附近は雉最も多く、其南方牡丹江沿岸の森林中には、虎、貉、狐、狸、雪獺、獾、鹿、麝等往行し、鐵嶺河、海林地方に至れば、漸く又其數を減じ、狍子、野猪、鹿、雉等あるのみ、三姓以南、林産地より年々三姓に輸送し來るものは、實に灰鼠三十餘萬頭、狐

四、五萬頭、貂六萬餘頭の巨額に達すと云ふ、三姓より西南、賓州廳、阿什河に至る山中又多く、灰鼠、狐、貂、雉を産し、熊、虎、鹿、麝之に次ぎ、其年々獵獲さるゝ數は、貂二、三千頭、灰鼠八、九萬頭、花鹿八、九百頭、麝千餘頭、虎二十餘頭等あり、山來三姓は、滿洲獵産の中心にして、各地より集來するもの極めて多く、總べて生皮の儘吉林に輸出せらるゝ又長壽縣、烏吉密地方の雉有名にして、年獲數萬羽に達す、一面坡、烏吉密、二層甸子等の各地より、毎年産出する獸畜の數は、貉四千餘、灰鼠六、七千、鹿五、六十、野猪百餘、狍子七、八十、狼五、六十にして、阿什河、哈爾賓、賓州廳等の各地に輸出す、四合川より小老營に亘る一帶の山林中、虎、熊、狼、狐、狸、狍子、野猪、貂、灰鼠、黃犴子、鹿、麝等亦少なからず、例年四合川より産出するもの、虎一、二頭、熊三、四頭、狍子二、三十頭、鹿一、二頭、野猪四十餘頭、貂三四頭、灰鼠十餘頭、黃犴子十餘頭、狼一、二頭、狸及狐各二、三頭、麝一、二頭に達し、小老營よりは、野猪二、三千頭、鹿百餘頭、灰鼠五、六十頭、熊三、四百頭、虎一、二頭、黃犴子七、八千頭、狍子四、五千頭、狼四、五十頭の巨數を産し、共に皮として、吉林府に輸送す、大青山より餘慶街、上集廠に亘る一帶の林産地も、狍子、鹿、野猪、狐、狸、灰鼠、貂、貉、狼、虎、熊に富み、年々餘慶街、呼蘭城、白彥蘇々、哈爾濱に輸出するもの、狍子二十餘頭、馬鹿十餘頭、野猪四、五頭



狐十餘頭、狸十餘頭、貉三、四十頭、狼二、三頭、虎一、二頭、熊二、三頭、灰鼠五、六百頭、貂千餘頭に達せり。齊齊哈爾附近雉に富み、年産二、三萬羽あり、主として露領、ブラゴエチエンスクに輸出す。該地より墨爾根城に至る沿道各地よりは、雉、狍子を産し、墨爾根城、愛琿間の森林中よりは、狍子、野猪、鹿等を産せり。碾子山より齊孟齊河子に至る山林には、狍子、鹿、熊等ありて、興安地方に至れば、之に加ふるに、野猪、狼、狐狸、貉、虎等を以てし、雉亦少なからず。露領沿海州の「ビキン」地方は、熊、野猪、狍子、貂、鹿、水獺等多く、年産百餘頭の野猪、七十餘頭の狍子、四、五十頭の鹿、二百餘頭の貂、四、五十頭の水獺、七、八頭の熊あり。皆「ハバロフスク」に輸出す。「イマン」地方は、貂、灰鼠に富み、年々「ハバロフスク」及浦鹽斯德に輸送するもの、灰鼠一萬餘頭、貂千餘頭に達し、其他黃犴子、虎、熊、野猪、狍子、狐狸、驢、貉等亦少なからず。「スバスカヤ」地方は、狍子、野猪最も多く、虎、熊、鹿、狐亦なし。こせ、今年産野猪五、六百頭、狍子四、五百頭、貂千二、三百頭、灰鼠五、六千頭、黃犴子三、四百頭、鹿三、四頭、熊一、二頭、狐、狸各十餘頭、驢三、四百頭、貉二、三十頭ありて、「ニコリスク」及浦鹽斯德に輸出す。又該地より「ニコリスク」に至る間、貂、鹿、麝、野猪等多く産し、且つ一年四、五頭の虎、二十餘頭の熊を獵獲するを常とす。浦鹽斯德地方も、又虎、熊、野猪、麝、鹿、狍子、

貂、灰鼠、雉等多く棲み、其他東海岸一帯の山林中皆之れありと云ふ。「ザバイカル」州の「ウスチカリスカヤ」「ゴルビツア」附近よりも多く、獵産物を出し、例年「ストレチンスク」に輸送せらるもの、灰鼠十餘萬頭、鹿百餘頭、狍子七、八百頭、兔一萬餘頭、狼千餘頭に達すと云ふ。今左に以上述べ來りたる處を表示せん。

獵産地	獵獲物	備考
吉林府、長山屯附近	狍子、野猪、雉、等	吉林府に輸送
五虎石、穆琴河、寬街附近	野猪、狍子、雉、鹿、麝、其他虎、熊、等	同
二道溝、萬里河一帯	狍子、野猪、鹿、雉、其他黃羊、熊、等	各地向
西安縣屬園場一帯	鹿、熊、野猪、狍子、狼、雉、等	開原、鐵嶺、營口向
娘々庫、那爾蘇地方	鹿、麝、等	
夾皮溝到敦化縣山中	麝、熊、虎、狍子、鹿、等	
敦化縣西方山地	狍子、野猪、熊	
敦化縣到延吉廳間	雉	
從延吉廳東南到長白山各地	虎、熊、狍子、驢、狐、灰鼠、鹿、麝、	
凉水泉子及琿春地方	雉	
土們子附近	野猪、狍子、狼、貂、灰鼠、黃犴子、鹿、麝、雉、兔、貉、驢、虎、熊、等	土們子或琿春、聚積更向吉林府浦港方面輸送

獵產地	獵獲物	備考
小黃溝附近 綏芬廳附近 佛爺溝、老黑山、二道溝一帶 興凱湖畔龍王廟附近 赫蜜山子附近一帶深林地 三姓附近 牡丹江沿岸森林地 鐵嶺河、海林地方 賓州廳、阿什河地方 長壽縣、烏吉密地方 一面坡、烏吉密、二層甸子等各地 四合川、小老營、一帶山林地 大青山、餘慶街、上集廠一帶林地 齊々哈爾城附近 自齊々哈爾城到墨爾根城沿道各地 墨爾根城、愛琿間森林地	同上其他雪獺、水獺等 雉、其他鹿、麝、狍子等 狍子、狼、野豬、鹿、麝、雉、其他虎、熊、豹等 貉、狍子等 野豬、狍子、狼、狐、獾、貂、鹿、麝及虎、熊、豹、其他雉等 虎、貂、狐、狸、雪獺、獾、鹿、麝等 狍子、野豬、鹿、雉等 灰鼠、狐、貂、雉、其他熊、虎、鹿、麝等 雉 貂、灰鼠、鹿、野豬、狍子、狼等 虎、熊、狼、狐、狸、狍子、野豬、貂、灰鼠、黃鼬、子、鹿、麝等 狍子、鹿、野豬、狐、狸、灰鼠、貂、貉、狼、虎、熊等 雉 狍子 狍子、野豬、鹿等	吉林府及寧古塔向 「ニコリ斯克」及浦港向 「ニコリ斯克」向 三姓、寧古塔、「ニコリ斯克」其他露領各地向 三姓聚散 同 阿什河、哈爾濱、賓州廳向 吉林府向 餘慶街、呼蘭城、白彥蘇々及哈爾濱向 露領「ウラエエチエンスク」向

碾子山、齊孟齊河子山林地 興安地方 露領沿海州「ビキン」地方 「イマン」地方 「スバスカヤ」地方 自「スバスカヤ」到「ニコリ斯克」間 浦羅斯德地方東岸一帶山林地 後貝加爾州「ウスチカリスカヤ」、「ゴルビツァ」附近	狍子、鹿、熊、等 狍子、熊、鹿、野豬、狼、狐、狸、貉、虎、等其他雉 熊、野豬、狍子、貂、鹿、水獺等 貂、灰鼠、其他黃鼬子、虎、熊、野豬、狍子、狐、狸、麝、貉、鹿等 狍子、野豬、其外虎、熊、鹿、狐、等 貂、鹿、麝、野豬、其外虎、熊、等 虎、熊、野豬、鹿、麝、狍子、貂、灰鼠、雉、等 灰鼠、鹿、狍子、兔、狼、等	「ハバロフスク」向 「ハバロフスク」及浦羅斯德向 「ニコリ斯克」及浦港向 「ストレチエンスク」向
---	--	---

### 第三節 獵獲物

滿洲に於て獵獲物は貂を以て第一とし其他の鼠種之に次ぐ鹿及麝も亦重要なるものゝ一にして最も高貴に屬す虎及熊は價貴しと雖も獵獲太だ多からず狍子、野豬は獵獲大なりと雖も價頗る賤し其他貉、狼、狐、狸、山猫、水獺、黃羊等各地に産するは前述の如し今左に項を別て各種類につき説明せん

#### 第一項 獸類

第一 鼠族

鼠族に屬するものに貂鼠、栗鼠、松鼠、獾子等あり

貂鼠は専ら皮として高貴の被服用に供せられ需要頗る多く滿洲獵獲中第一位にあり故に清國政府が曾て其繁殖を計らん爲一時山林の截伐を禁したることありき而して吉林府、琿春、寧古塔、三姓、阿什河附近森林中に多く産す就中三姓最も有名なり毛色は數種ありて黑色のもの最も多く其他鮮褐色、赤色、黄色等あり而して棲息の場所及樹林に依り其色を異にす南方は黄色のもの多く北方は紫色に富み黒貂は額木索より琿春に至る山中に多く而して一般より云へば杉松樹林に棲息するものは暗黒を帯ひ品位極めて上等とし白楊樹林に棲めるものは稍々鮮明にして之に亞ぎ黄花松樹林及紅松樹林より産するものは極めて鮮明にして品位最も劣等に屬せり普通身長一尺五六寸五爪を有し舉動頗る輕快殆んど之を目視すべからず肉は以て食用とすべし

栗鼠、松鼠、獾子は共に其毛皮貂鼠に亞きて貴重なるものにして殊に松鼠は一に灰鼠と稱し其外國に輸出せらるるもの少なからず多く北部滿洲に産す身長八、九寸

灰色にして専ら松樹林に棲息す栗鼠は一に山栗子と稱し身長一尺乃至二尺黒青色中に白毛を雜ゆ獾子は形灰鼠に似て稍大なり身長一尺に達す共に吉林省の東北部に多し其毛黄色なるを以て俗に又黄字を加へて黄獾子と呼び又黄水狼子、黄由子等の名あり肉は共に土人の食用に供せらる

第二 鹿族

鹿族に屬するものに花鹿、馬鹿、無角鹿、麝等あり共に東部及北部滿洲到處に群を爲して棲み只無角鹿に限り南部に多しとす

花鹿は形驢に似て稍小なり蹄二つに分れ尾は短かくして約五寸腿脚頗る細くして敏捷なり体色は淡褐色中に白毛を交え斑紋を爲す其形梅花瓣に似たるを以て梅花鹿の名あり牝牡共に大角を有し牝は二、三寸牡は三尺に達す

馬鹿は花鹿に似て形稍々大に顔面頗る長し牡鹿に限り角を有し長二尺に達す草黄色にして白斑を有せず故に草鹿の名あり花鹿、馬鹿共に其皮を剥ぎて被服とし殊に滿漢の武人愛重し軍服に使用して能く銃丸を防ぐと稱す肉は食用に供し角は藥材とす由來清人が鹿茸と稱し鹿角を産んすること極めて甚しく高きものは

其一對を以て數百兩に價す殊に花鹿に於て然りとす然れども其形狀に至ては兩者著しき差異あり即ち花鹿の角は各根共に必らず内外に向ひ二枝を生じ一根に四枝を有し馬鹿は外面三枝内面二枝ありて一根に五枝を有せり  
無角鹿は其名の如く牝牡共に角を有せず形他に比して小なり色は淡茶褐にして腹部白し

麝は一に麝字を用ゆ形馬鹿に似て小なり其角亦小にして約四寸を普通とす色黒灰を帯びて白斑なし其胯下に一蛋囊を納む之れ即ち麝香なり配藥として珍重せられ一斤四、五十兩を價す肉は食用とし皮は被服として用ゆべし

第三 雜種

雪剝猴は所謂山猫にして身長三尺高二尺を普通とし尾長六寸あり背毛は黒く腹毛は白し主として毛皮に供せらる北部山林中に多く棲めり虎は印度、ベルガル産のものと同類を同ふし頭部より尾端に至る凡そ九尺餘あり豹は虎に似て稍小六尺を普通とす長白山、完達山、内興安嶺に多く産す皮は敷物被服に造り肉は食用とし骨は藥劑として需要頗る廣し

狍子は形犬に類し頭面は鹿に似、毛は猫の如く萌黄色とす野猪は我國のものに異ならざるも形稍々小なり

驢子は形犬に比して稍小に尖嘴長毛を有し色は三種に別たれ上部は白く中部は稍黒く下部又白し撓頭子即ち貉は身頭共に犬に似て尾のみ狐の如く長一尺五寸に達し黄黒色とす狼は形狀凡べて犬に同じく其毛は草色の變化するに伴ふて又各種に變ずると云ふ狐は身長一尺乃至二尺黄白共にあり毛深くして長し以上各種共に剥ぎて皮を採り肉は食用とす熊は長毛にして六、七寸に達す黒色多し膽は藥用とし肉は食用に供せられ殊に其掌は熊掌と稱し高價なり水獺は身長四尺餘毛深五寸赤褐色を帯べり黄羊は山羊の意なり

第二項 禽類

滿洲は最も禽類の種族に富み其多き大小鳥を混じて二百數十種に及ぶと云ふ今此等を族別し其主なるものを擧れば如次し

(一)小鳥族中最も多きものは雀、魚狗、載勝、雲雀、鶉、白鳩、燕、鶯、雀、鳥、鶻等にして(二)野鳥族中最も多きを鷄、雉、鳩、樹鷄等とし(三)水鳥族としては鵝、雁、鴨、鶴、鸕等最も多

しとす然れども滿洲に於て最も多く狩獵せらるゝものは雉の一種に限り各地到處として産出あらざるなく附近住民の食用を充たし猶ほ遠く露領に輸出せらるゝもの極めて巨額に達せり  
 今左に以上獵獲物につき述べたる處を一括表示せば如次し

獸類			類別	族別	名稱	産地	名
雜種	鹿族	鼠族	貂鼠	松鼠	栗鼠	猎子	三姓、吉林府、琿春、寧古塔、阿什河、附近 北部滿洲一帶 吉林省東北部
		花鹿	馬鹿	麝鹿	無角鹿	同	滿洲東北部一帶 同上 同上 滿洲南部
雪割豚	虎						滿洲北部山林地 滿洲東北部

禽類			獸類										
禽類			雜種										
水鳥族	野鳥族	小鳥族	黃羊	水獺	熊	狐	狼	貉	驢子	野猪	泡子	豹子	三岔口以南地方
鵝、雁、鴨、鶴、鶩、等	鷄、雉、鷓、鴒、樹鷄、等	雀、魚狗、戴勝、雲雀、鶉、白鸚、鳥、燕、蕎雀、鳥、鵲、等	同	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	三岔口以南、露領「イマン」地方及哈爾濱、愛琿間山林地
			小黃溝附近、露領「ビキン」地方										滿洲東北部一帶
			三岔口以南地方、ト魁地方										

第四節 獵夫

滿洲の獵夫を大別して專業者及副業者の二種とす

第四編 殖産興業 第五章 獵業 第四節 獵夫

第一項 專業者

狩獵を專業とせるものは主として吉林府の南部、長白山中の各地より穆克特亭山に屬する土們子、綏芬廳を通過して完達山の一派たる蜂蜜山子、三姓附近に至り、其れより松花江を渡りて大青山等の小興安嶺系に沿ふて西し大興安嶺に至る一線内にありとす。以下各地に就て其情況を記すべし。

五虎石附近には二十餘人あり、寬街附近には張得勝なるものありて百四十餘人の獵夫を使役し、主として虎及鹿の狩獵に従事し、其他四五戸の専門業者ありて各七八人の獵夫あり、夾皮溝より古洞河、大沙河を経て延吉廳に至る間、住民半は獵夫にして其數千餘を下らず、土們子附近又獵業盛んにして殊に頭道溝附近及四道溝、土們子間に獵戸多く、清韓人合せて二百餘人あり、中清國人大部を占め、綏芬廳より佛爺溝に至る間又六七十人の清國人あり、老黑山附近又百餘人あり、興凱湖畔龍王廟及其對岸柏嶺河附近は冬季に至り各百餘人の專業索倫人來る、蜂蜜山子附近は索倫人百餘、東干其他の土人三百餘ありて前者は清國人と同棲するもの多く、後者は山窪地に小舎を作り或は洞穴を利用して住居し、同地より沿海州、烏蘇里江に至る

間露國人百餘、東干及索倫人四五百人あり、又該地より三姓に至る間、獵夫多く無慮數百人に達すべく、人種は主として東干其他の土人とす、三姓以南、牡丹江に沿ふて寧古塔に至る山林地は獵獲物多く、周圍に冠たり、專業清國人八、九百戸あり、又該地より松花江岸の山林に沿ふて賓州廳に至る間、獵業者少なからず、東一面坡より西、雙城廳に至る阿什河以南の地方又數十百人の獵夫あり、大青山には清國人三、四十人、索倫人六、七十人あり、若し其附近一帯を合算せば二千餘人に達すべく、齊々哈爾附近は韃靼人及滿洲人にして漢人の従事せるもの極めて稀なり、其他鐵道沿線の山林各地には二、三人乃至十餘人の專業業者あり、又沿海州の鐵道に沿へる各地に於ても數十人の專業清國人及朝鮮人ありと云ふ。

而して其生活情態は伐木業者と同じく極めて憫むべきものあり、何となれば獵獲地は深林中にありて居住地を去る遠きにあり、其職業たる常に殺伐を敢てし、或は血を流し、或は悲聲を聞く等の外、何等の愉快存せず、且つ猛獸に出會して身命を失ふことなしとせず、唯其食慾を獸肉に充たし、暖服を毛皮に得るの點に於て稍々林業者に優るものありと謂ふべし、其収入は林業者に比し劣少なりと雖も、猶冒險業

に對する相當の報酬あるを失はず南部、長白山各地に於ては被傭者は一年中錢二百吊文我百二十五圓を得且食住は雇主に於て支給す又自ら業とせるものは一年の收益中錢四百吊文乃至六百吊文至三百七十五圓にして時に千餘吊文我六百二十五圓に當ること珍らしからずと云ふ綏芬廳附近に於て専ら雉を狩獵せるものは一年の收益中錢百吊文我六十二圓五十錢乃至二百吊文我百二十五圓に當り野獸の獵獲に従事せるものは長白山地方のものと大差なく大青山附近は一人一年の收益中錢百四、五十吊文我八、九十圓を普通とし齊々哈爾附近のものは年收益中錢百吊文乃至二百吊文我六十二圓五十錢ありと云ふ

第二項 副業者

副業獵夫は凡べて農民より成れり各地苟も獸禽の棲息せる處之を營まざるものあらず然れども其棲息多き地方は隨て狩獵盛んにして棲息少き地方は隨て獵業盛んならざるの差あり以下叙述する處は其盛んなる地方にして寧ろ準專業と見て可なり後者に至りては全滿洲殆んど之あらざるなく到底列擧し得べきにあらず

長白山に屬する地方、長山屯、穆稔河以下冬季間之に従事するもの一村毎に數十人あり琿春より凉水泉子、王青子を経て寧古塔に至る間及同地より延吉廳、敦化縣、額木索を経て吉林府に至る間冬季中は殆ど専ら獵獲に従事するもの少なからず寧古塔よりは例年臘月の頃兵丁數十人、小黃溝附近に來りて採獵を催すと云へり寧古塔より綏芬廳を経て露領に至る間農民皆雉を獵し、ニコリスク其他の露國人に賣りて優に生計の補助をなせり小白山系に屬する五常廳、山河屯地方又盛んにして殊に四合川より孤榆樹に至る間は殆んど專業に異ならず其産額又大にして冬季に至れば二十人乃至三十人一組となり出獵するもの極めて多し賓州廳、長壽縣一帶の地雉を捕ふるもの多く齊々哈爾より北、愛琿に至る間各屯の住民皆附近に出獵し冬季間唯一の職業とせり

第五節 獵法

獸禽採獵法を別ちて三とす曰く銃獵、曰く陷窰、曰く弩弓とす然れども其中銃獵最も多しとす而して其時期は鹿族を除き多くは冬季間にあり殊に農民副業とせる

地方に於て然りとす

第一項 獵期

獵期は狩獵の場所及種類に依りて差異あり即ち種類による區別は晚秋乃至初冬より中冬に亘り、貂、灰鼠、狐、狸等を獵し中冬寒威將に頂點に達し氷雪地上を埋むる時虎、熊を狩り晚春乃至初夏草樹の發芽を過ぎて鹿を捕へ雉は凡べて冬季間の獵獲に係る而して其場所による區別左の如し

老黑山、佛爺溝、園場等の各地は四季共に休止せず四合川附近及三姓地方は夏のみ停止して春秋冬之れを行ひ五虎石附近及蜂蜜山子地方は秋十月より春三月に至る約半ヶ年間とし寬街、二道溝地方は春秋に限り土們子地方及大青山地方は冬夏二季を利用し長春府、黑林子、農安縣、福隆泉、穆稔河、敦化縣、小黃溝、鐵嶺河、龍王廟、小老營、張家灣其他の各地は冬季間のみ從來し露領各地に於ても大に異なり「ビキン」地方は秋冬の頃に於てし「イマン」地方は冬春の二季之を行ひ「スバスカヤ」地方は四季共に狩獵し東海岸各地は五月より八月に至る夏季に於てし「ウスチカリヌカヤ」地方は冬季のみに限れり

第二項 銃獵

均しく銃獵と稱するも極めて文明の新式銃を使用せるものあり又在來の舊式銃に據れるものあり概して露領に近接せる地方或は露人の來往頻繁なる地方即ち北部各地殊に鐵道沿線及露清國境に介在せる綏芬廳地方は新式銃を使用し其他の大部分は舊式のものに據れり而して所謂新式銃は多く露國より輸入せるものにして舊式銃は清國製に係れり

長春府、黑林子、農安縣、福隆泉、長山屯、五虎石、二道溝、延吉廳、敦化縣、綏化府、老黑山、佛爺溝、鐵嶺河、龍王廟、長壽縣、橫道河子、一面坡、二層甸子、小老營、張家灣等の各地は其何種たるを問はず總て銃を以て獵し三姓地方は野猪、狍子、狐狸、雉及貂、灰鼠を銃獵し蜂蜜山子の各地は鹿以外の獸禽は凡へて銃を以てし四合川は熊に限り之を用ひ寬街地方は虎以外のものに總へて應用し園場地方は虎及鹿を例外とし穆稔河は熊及野猪に限り土們子地方は虎、鹿、熊、貂、灰鼠を除き小黃溝附近は鹿、貂、灰鼠、雪獺、獾の種類を例外とし他の獸禽即ち狍子、驢子、狐狸、雉等を獵するに銃を以てせり此他露領各地は特に銃獵を用ゆるもの多し



第三項 陷穽

陷穽に種類多し今其重なるものを舉れば曰く城照、曰く壓排子、曰く下套子、曰く頂  
 免子、曰く烟薰、曰く鐵鈎子之れなり

城照とは土中に深八尺餘上下兩部稍狭く中部の膨大せる坑を穿ち兩端に薄き木  
 板を置き更に木板の坑に向へる兩端に一枚の板を架し且つ板上に鹽少許を散布  
 するの装置にして主として鹿を捕ふるに用ゆ即ち鹿は鹽味を好み其臭を嗅きて  
 茲に到り一度其板上に乗るや板は轉覆し忽ち落ちて坑中に生擒せらる

壓排子は専ら熊を捕ふる爲めに作り先づ大樹を砍り倒し枝葉の儘高さ三四尺  
 の處に横へ之を支ふるに小枝を以てし其下に狃又は狗其他の肉を置く熊は之を  
 食はんと欲し誤て其支枝に觸れんか大木は頭上より墜下し來り之れを打殺す方  
 法なり

下套子は専ら麝に對して設けられ其方法は山道を遮りて柴枝を以て柵を結び其  
 中部に小孔を穿てり麝は餌を求めんと欲して逍遙此處に來るも遮柵ありて通行  
 を禦ぐるを以て大に狼狽し漸く中央の小孔を發見し誤て此孔を過ぎんとして繩

套に懸り首を絞められ捕獲さるゝなり

頂免子は古木空洞のものを擇び其洞口の前面に小木を以て柵を作り其上に大石  
 を載せ置くの装置にして獸類の一度風雪に逢ふや倏忽逃れて洞内に飛入らんと  
 し誤て支柱に觸れ爲めに上面の大石墜落し其獸類を打ち殺すなり而して多く貂  
 灰鼠栗鼠を捕ふるに用ゆ

烟薰は貂灰鼠及栗鼠等の巢棲せる樹木の古洞を搜索し其洞口を密閉し後洞底と  
 覺ゆる處に孔を穿ち枝葉を挿入して火を放ち烟を洞内に送り獸をして薰死せし  
 むるの法なり

鐵鈎子は古洞の上部に小孔を穿ち鐵鎖を結付け其端に銳利なる鈎を付し垂下し  
 置くなり獸茲に來り突入せんと欲し鈎に懸り刺されて死す専ら貂を獵するに用  
 ゆ

而して各地其使用を異にせること銃獵に於けるが如し即ち土們子、三姓、大青山及  
 露領、イマン地方は貂、灰鼠、栗鼠及黃猯子を捕ふに頂免子を用ひ四合川及露領、スバ  
 スカヤ地方は下套子を以てし露領、ビキン地方は貂に限り烟薰を應用し灰鼠其他

の鼠種は頂免子を以てし小黃溝地方は貂に限り鐵鉤子を利用し灰鼠及雪剝獅は頂免子を以てし土們子、穆琴河地方は下套子を以て麝を捕獲し三姓、蜂蜜山子、小黃溝、穆琴河、娘々庫、土們子地方は鹿を得るに城照を用ひ園場地方は虎、鹿共に城照に據り土們子地方は壓排子を以て熊を獵し大青山地方は何種を問はず城照を使用せり此他穆琴河地方の如く槍を以て虎を獵するものあり又小黃溝地方の如く水獺に限り犬をして捕へしむる處あり或は龍王廟の如く何種を問はず犬をして咬殺せしむる地方あり

第四項 弩弓

弩は一に下野鎗と稱し到處に使用され専ら虎を獵するに用ゆ土們子、寬街、四合川、三姓地方皆之れに據る而れども露領各地に於ては多く見ず云ふ其方法は山中の大道を遮りて弩を裝置し弦を支ふるに小枝を以てし弦より綱を付して傍らに裝彈せる砲銃の引金に結束し置くなり獸餌に餓へて徘徊し遇々弩弦に觸れんか支柱倒れ糸縮みて引金を曳き忽ち發彈して斃死するなり  
弓は殆んど衰頽して用ひられずと雖も猶額木索附近に之を以て雉を獵するものあり

第五項 價格

各獵産地に於ける獵獲物の價格左の如し

第一表 皮類

品名	單位	佛爺溝	老黑山	小黃溝	土們子	長山屯	二道溝	寬街	二股	園流場
虎	一枚				二七〇〇〇					
熊	同	四三〇〇〇	二二〇〇〇	二〇〇〇〇	一九〇〇〇		五四五〇〇			
貂	同				三二〇〇〇					
灰鼠	同		三〇〇		四三〇〇					
黃子	同		一一〇〇		二〇〇〇					
雪剝獅	同		九七〇〇		一〇〇〇〇					
水獺	同		一五五〇〇							
狐	同							四三〇〇〇		
狸	同									
狼	同	四三〇〇〇	三二〇〇〇	九八〇〇〇	八七〇〇〇		四三〇〇〇	八七〇〇〇	三二〇〇〇	三二〇〇〇
貉	同				五五〇〇〇					
驢	同				二〇〇〇					
野豬	同		六五〇〇		八七〇〇					
狍子	同	二二〇〇〇	五四〇〇〇	五四〇〇〇	一一〇〇〇	三二〇〇〇	二二〇〇〇	二二〇〇〇	二二〇〇〇	二二〇〇〇
鹿	同	四〇〇〇	三、五〇〇		七〇〇〇	三〇〇〇	一〇〇〇〇			

品名	單位	龍王廟	蜂蜜山子	三老營	小老營	孫家窩棚	大青山	スハスカヤ	イマン	ビキン	ウスカリ	平均
虎	一枚											三七八〇〇
熊	同											九三八
貂	同											五〇〇
灰鼠	同											三〇
黃子	同											一三三
雪豹	同											一三三
水獺	同											一〇五〇
狐	同											二四七
狸	同											八三八
狼	同											五九
貉	同											四一七
驢	同											一三八
野猪肉	同											五五〇
狍子肉	同											二五〇
雉	同											二五六
鹿	同											六九〇

第二表 雜種

品名	單位	鹿角	虎骨	熊膽	熊掌	麝蛋	野猪肉	狍子肉	雉
鹿角	一頭分								
虎骨	同								
熊膽	同								
熊掌	同								
麝蛋	同								
野猪肉	一斤								
狍子肉	同								
雉	一羽								

品名	單位	園流場	二屯街	長山屯	二道溝	土們子	小黃山	老黑山	佛爺山	三山	小老營	孫家窩棚	大青山	スハスカヤ	イマン	ビキン	ウスカリ
鹿角	一頭分																
虎骨	同																
熊膽	同																
熊掌	同																
麝蛋	同																
野猪肉	一斤																
狍子肉	同																
雉	一羽																

品名	種	地名		平均
		單位	單位	
鹿角	鹿角	一頭分	同	一六三・三三
虎骨	虎骨	同	同	三三〇〇〇
熊膽	熊膽	同	同	三三二・五
熊掌	熊掌	同	同	三〇四
麝香	麝香	同	同	二九〇
野猪肉	野猪肉	一斤	同	二五
狍子肉	狍子肉	同	同	二七
雉	雉	一羽	同	四八

第六項 稅賦

滿洲に於ては一般狩獵に對し何等の規定存せず又課税なきものゝ如く僅かに例外として大錢三百文我約三十八錢を納めて下票し賣買の際從價百分の二を徴する綏芬廳一ヶ所を舉げ得るに過ぎず然れども古來貢納の制行はれ或は貂皮或は活鹿を貢納する等の習慣あり其方法及貢納は各地によりて異なれり例へば三姓の如きは例年貂皮三千枚を土們子、小黃溝よりは活鹿を西安縣は活虎及活鹿を美麗なる木籠に裝ひ大車を以て進貢す而して貢納と稱するも實は強買にして地方官は市場の相場より或る低額を支拂ふものとす願ふに當初民衆より其獵獲物を貢納し皇室は酬ふるに酒餐を以てし副都統其他の官吏之れに陪席し後其賞として絹布等の下賜ありしものなれども今日は其煩を厭ふて漸次頽廢を來たし相

當價格を以て買收するの制を採るに至れるなるべし  
 露領各地に於ては素より一定の狩獵法規定されありて許可證を有するに非ずんば狩獵に従事するを得ず且銃一挺に付八留の課税あり

## 第六章 鑛業

### 第一節 概言

滿洲が鑛産に富めりとは世人の既に熟知せる所なれども唯其地質鑛石を調査探檢して詳細に其鑛山の所在と鑛質の良否とを發見知悉せるもの稀なり此は一方清朝が從來發祥の地として又一方未發見の鑛物は貯藏に便なりとの主義に基き滿洲の鑛山採掘を嚴禁し其探檢家を目して國法上強盜となし彼此等しく死刑に處したるに因る然るに最近に至り探檢家に對する如上の取締一變して採掘志望者には或る條件の下に免狀を交付し尙最初三個月間は採掘區の探檢と見做して徵稅せざるの特典を與ふるに至りぬ是に於てか諸國專有志家は自ら踏査して其富の程度を知らんとするもの漸く多く中にも先年露國が滿洲方面に於ける各種の學術的調査の結果公に發表されたる滿洲鑛山地圖の如きは最も正鵠に近きものにして眞に鑛業家の虎の巻なるべし

是れを諸種の調査并に報告に徵するに滿洲に於ける鑛物は金を最とし石炭亦有

望に銀、銅、鐵も稍少量なれども所々に採掘せられ鹽は遼東灣頭に得らるべく硫黃は秦馬集及墨爾根城地方に曹達は嫩江と松花江間の廣漠たる平原の諸所に大量を蓄藏せり其他石灰、石膏等少なからず以て滿洲は鑛産豊富なりと云ふべし今や日露戰役の結果諸方開放の運に向ひしかば今後は果して東洋の鑛業地たらんか將た工業地たらんか要するに斯業は滿洲に於て最も有望なる一大事業たるを失はざるなり

### 第二節 鑛産地

#### 第一項 金産地

亞細亞の東北は金産地なりと言甚だ暴なれども以て其如何に金鑛の豊富なるかを推知するに足らん宜なり目に觸るゝ所山脊谷腹江河の畔皆金鑛又は砂金を藏せざる處少なし殊に吉林府以北即ち北滿洲及東部西比利亞に於ける江河の沿域は總へて之れ金産地なりと謂ふを得可し就中重要にして産出多き地方を黒龍江省「アムール州」「ザバイカル州」の黒龍江本流及其支流「アルグニ」「ゼイヤ」「ブレーヤ」河の沿

域とす而して其多くは砂金にして金鑛にあらず平均土砂千キログラム中に七乃至三グラム<sup>三</sup>の砂金を含有せりと云ふ清國人は是等砂金の産出地を呼んで金場と稱す乃ち以下其位置を記述するに際し滿洲及之に近接せる各地金場を大別して東北岔金場、夾皮溝金場、土們子金場、綏芬河金場、太平溝金場、觀音山金場、漠河金場、法畢喇河金場、黃河金場、連陰金場、郭爾畢擦金場、五斯制拉金場及其他の各地金場なる十三處と爲せり

第一 東北岔金場

東北岔金場は寛街の南南西六里松花江上流輝發河岸にあり溝口西に面し幅十町餘長三十町餘東西に延長す例年七八月頃に至れば採金に従事するもの極めて多く一期の産額克く百餘兩に達すと云ふ而して金質は九成色にして市價産金量一錢の價は中錢八吊三百餘文(我五圓十八錢餘)に當す

第二 夾皮溝金場

吉林府の南南東六十里餘松花江の上流二道江に沿ひ俗に韓邊外と稱する一地方あり蒙族韓登舉の所領に屬し夾皮溝を中心として東古洞河より西大鷹溝に亘り

北帽兒山より南長白山麓に達し東西四十餘里南北三十里餘に亘る大面積を包括せり而して管内の各地到處として産金地ならざるはなく就中夾皮溝、頭道岔、王八脖子、金銀鬮嶺、二道溝、東南岔溝、蜂蜜溝、子黃泥河、子石陰溝、大沙河、古洞河等最も有名なり是等管内の諸金場を總括して夾皮溝金場と稱す

夾皮溝は溝口西微北に面し東微南に伸長す幅二三町長六七里あり外人の日記によれば既に百二三十年前より採金せしもの、如し溝口より三里餘間人烟皆てなく下戲台と稱する地より人家點在し柳官蔭子、上戲台を通じて約一里間共計五六十戸を算ふべし上戲台より更に東すること數町にして俗稱十三號金場に達す一日の産金額平均六十餘兩ありと云ふ十三號金場より東すること幾千もなくして俗稱小線金場あり日産三十餘兩と稱す十三號金場より西南少許にして亦一金場あり俗に四方青と呼ぶ本溝の西岸に臨めり日産二十餘兩と稱す

頭道岔は下戲台の西方三里餘一嶺を挟んで位す南北溝に係り長一里半幅五六町あり溝内到處皆金を産し溝の中間に十餘家あり一家五、六人住し皆採金を業とす溝口より一町ならずして東面に一洞あり此處のみ白金を産し其採掘に専門従事

せるもの十餘人ありて一日能く一錢量を産すと云ふ  
 王八脖子は土民の俗稱に係り頭道岔の西一小嶺を隔て、十五、六町にあり溝口西北に面し東南に伸長すること數町にして東北に向ひ再び數町東南に轉じ後更に東北に變ず灣曲頗る多し幅十五、六間あり採金者二十餘人ありて二家に分れて住す日産一錢餘あり

金銀鼈嶺は俗稱にして金銀鼈嶺山の東南麓にして上戲台を東南に去る約一里採金者三、四戸あり一日二錢餘の産金ありと云ふ

二道溝は夾皮溝の西北約四里半にあり溝口西南に面し東北に伸張すること十餘里幅十餘町あり溝の中間溝口より四里餘にして産金地に達すべし従業者八、九百人ありて年産額一萬兩と稱す支溝中東南岔溝、蜂蜜溝子の二産金地有名なり

蜂蜜溝子は溝口を去る約二里の地より西南に派出せる一支溝にして長三里餘幅五、六町あり其東北端即ち金場にして採金者二百餘人年産三千餘兩と稱す本溝は漸く七、八年前の開採に係り始め其名を聞きて集來せるもの二千餘人の多數に達し一日一人にて能く二、三分以上の金を採取したるに亂掘暴採の結果金脈盡きて

遂に今日の衰頹を招くに至れり現時十餘戸ありて各戸十數人爰に住す

東南岔溝は溝口を去る三里餘蜂蜜溝子口を去る約一里とす溝内各所少許の金を産し鑛夫百餘人あり年産四、五百兩ありと云ふ本溝は三、四十年前の開始に係り其最も盛大なるときは採掘者二千餘人に達し一日一人にて能く四、五分の採金ありしと傳ふ目下本溝に住戸五戸ありて内一戸は十五、六人住し他は六、七人乃至八、九人宛住居せり

黄泥河子は頭道溝を去る西偏南約八里にあり幅五、六丈の河ありて南北に流通す長約二里半の間金を産し採金者百餘人あり年産四、五百兩と稱す

石陰溝は黄泥河子の東方二十五里餘にあり長二里餘幅六町餘の一溝にして南北に繋れり産金地は其南口にありて採金者四十餘人年産二百餘兩と稱す

大沙河は石陰溝の東微北五里餘東西に流れ河中産金の地區は約一里に亘り鑛夫百餘人ありて一年三、四百兩を産せり

古洞河は大沙河の東偏北約十五里東北より西南に伸張せる荒溝にして長一里半幅二、三十町あり沿溝凡べて金を産し鑛夫千餘人に達す年産額七、八千兩ありと云

金色は一般に紅黃にして頭道岔及小線の黄色を例外とす市價産金一錢量は中錢八吊文我五圓に當す

### 第三 土們子金場

圖們江の支流琿春河の沿域産金地多し總括して土們子金場と名付く就中著しきものを沙金溝、于溝子、二道溝、三道溝、四道溝、五道溝、六道溝、香房子溝、小六道溝、西北岔溝等とす

沙金溝は琿春の東微北約五里にあり西南より東北に延長し長六里餘幅三町餘採金者二十餘人あり

于溝子は沙金溝の東十五、六町にあり西南より東北に延長し長四里半幅三丁餘採金者二十餘人あり

二道溝は于溝子の東約三十町にあり長六里半幅十餘町西南より東北に延長す從業者十餘人あり

三道溝は二道溝の東微南約二里にあり長十餘里幅十六、七町西南より東北に延長

す目下採金者三百餘人なるも猶各金場中最も盛大なるものにして産額又第一位に當りて採掘者千餘人に達したることありと云ふ

四道溝は三道溝の東微南約四里にあり長十一里餘幅七、八町西南より東北に延長す採金者六十餘人あり

五道溝は四道溝の東微北約四里にあり長十餘里幅十町餘西南より東北に延長す採金者四十餘人あり

六道溝は五道溝の東北四里半にあり長十餘里幅十町餘西南より東北に延長す採金者七十餘人あり

香房子溝は六道溝の東北約一里にある小溝にして幅十四、五間西南より東北に伸張し採金者五十餘人ありて一ヶ月間二十餘兩を産出せりと云ふ

小六道溝は六道溝の東微北約二里半にあり長四里餘幅二丁餘西南より東北に伸張し採金者八十餘人あり

西北岔溝は土們子の西北十餘里小六道溝を去る北微西約十里にあり附近一帯採掘者百餘人に達し月産四十餘兩と稱し三道溝金場に亞ぎ盛大なるものとす



以上各溝共に約四十年前の開採に係り唯三道溝のみ其開期詳かならず住民の傳ふる處に依れば光緒二十年の頃(我明治二十六年の頃)當時の琿春副都統某は密かに鑛夫數百を派して採掘すると二年間且代理人を派して監督せしめたりと云ふ其採金を販賣せんが爲めに吉林府に商店を設け表面之を米店と稱したり此事業によりて巨利を博し其責を塞ぐ爲め銀一萬兩を軍事費として献納したることありと云ふ

金質極めて佳椒子大のもの少なからず市價産金一兩量は銀四十兩に價す

#### 第四 綏芬河金場

綏芬河水域には金鑛諸所にありて即ち萬鹿溝、八道河子、小五沙溝等最も著名なりとす

萬鹿溝は同名河流に沿ひ綏芬廳の西北約五里を隔つ豊かなる砂金産地にして四十六年前の發見に係り土俗之を老金場と稱す従前は規模大に採掘盛なりしが後中止され今猶四方に坑を掘りたる跡あり其周圍には掘出したる土砂壘を爲し草木を以て蔽はれたり現時採掘に従事するものは六十餘人あれども概ね無頼漢に

して其採掘高も亦微々たりと云ふ

八道河子は萬鹿溝の東八里餘にあり三十三、四年前の開採にして現今之に従事するもの漸く多く三百餘人に達せり而して河岸の農民は其産物を携へ往きて金鑛に販賣し同所に赴くもの、爲め宿泊所を設け居れりと云ふ

小五沙溝は綏芬廳の西南約六里半にあり極めて最近の開採に係り目下二、三十人の鑛夫ありて採掘しつゝあり而して金質は凡べて黄色の砂金とす

#### 第五 太平溝金場

三姓城の東南六里餘牡丹江に注入する一小流を中心として周圍四里半に亘る金産地あり三溝に分ち太平溝、樺皮溝、南淺毛溝と稱し又總括して太平溝金場と呼ぶ共に光緒十六年(我明治二十二年)頃の開採に係れり

南淺毛溝は長十町餘沿溝皆金を産す  
該溝の北約七八町にして老淺毛溝と稱する一小溝あり長五町餘樺皮溝と相連なる故に合稱して樺皮溝と云ふもの多し共に小水道五六を有す

以上二溝より東方老爺嶺に亘る地を太平溝となす南北に係り長二里餘水道五六

十あり各水道の深さ二尺乃至八尺にして採跡蜂巢の如く現下猶盜採者多く其數一千人を下らずと云ふ

第六 觀音山金場

黒龍江の沿岸露領「アムール」州の「ラツデー」兵村の對岸烏伊河に沿ふて河口より溯ること一二里にして一大金鑛あり規模頗る大にして區域亦狹小ならず其周圍數十里に亘ると云ふ之れ即ち觀音山金場と總稱せらるゝものなり此金鑛は民間の資本家が支那政府の特許を得且つ國庫の資本を合して採掘する所のものにして鑛夫二千餘人を使役す光緒二十一年(我明治二十七年)の如き年産三萬二千二百五十六兩の巨額に達したりと云ふ現に松花江岸より金鑛地に駄馬道開通しありて交通に之れを利用す是れ支那「ジャンク」が興安嶺の山脈に當る黒龍江の急流を航し得るもの稀なるが故なり

第七 漠河金場

漠河金場は滿洲に於ける金産地中最も大なるものにして黒龍江省の西北隅黒龍江と額爾克納河の會流點を中心とし東西七十里餘南北四十里餘に跨がる大區域

に與ふる總稱なり大別して漠河、神洞河、奇乾河の三金場とす

漠河金場は黒龍江に注入する薩坡什喀河上流の兩岸に沿ひ南北に長く長五里餘幅二丁餘の沼地にして四條溝よりなれり光緒十年(我明治十六年)の發見に係れり「神洞河金場は額爾克納河の黒龍江と會流せる地點より數十町を離れて額爾克納河に注入する博羅舒斯喀落甫喀河の上流にして漠河金場と相去る西方三十餘里にあり二個の金産地よりなり共に長幅數里に亘る

奇乾河金場は額爾克納河に注入する奇乾河の上流にあり神洞河金場の西方約二十五里にありて二個所の金産地よりなれり奇乾河と博羅舒斯喀落甫喀河の中間に相平行して額爾克納河に注流する一間房河ありて其上流に又一金産地あり以上各金場は共に始め漁獵に従事せる鄂魯春人之を發見し後露國哥薩克兵其他の無賴者皆な之を聞知して雲集し同年末既に六七千人の多數に達し翌年は一萬人を出て翌々年は一萬五千人に増加し就中露國人最も多く支那人之に亞ぎ各種多様の人種混合して雜關市を爲し商戸又二百の多數に昇りしが光緒十三年(我明治十九年)愛琿より支那兵多數來襲し露國人を追放し支那人の頭目を刎首したる

を以て一時中絶の悲運に接し寂として到る者なかりしが光緒十五年(我明治廿一年)李鴻章等の發起に依りて官民合同を以て出資し二十萬兩の漠河探鑛會社を設立し二千株に對する年七朱の配當を控除したる純益を二十分し十分を追加配當とし四分を役員其他の賞與とし六分を將軍に納付するとし又兇賊來襲を防ぐ爲め五百人の駐兵を派し盛に探鑛に従事したるも其方法宜しきを得ず且既に濫掘の跡なるを以て功果渺々しからず光緒十七年(我明治廿三年)の頃漸く鑛夫二千人を得光緒二十二年(我明治廿八年)漸く月産額四百萬兩に達し株主配當純益金三十萬兩に昇りしを其最も盛大なる時とす現時大に衰頽して昔日の餘影を留めず

#### 第八 法畢喇河金場

露領「ブラゴエチンスク」の西端「イグナチーフ」村の對岸黒龍江に注入する法畢喇河の上流に一金場あり光緒十七、八年(我明治二十三、四年)頃の發見に係り爾來漸く探鑛者を増加し數年後に至り其數五百餘人に達したるに愛琿より支那兵多數來りて之れを撃退し爾後數年間荒廢に歸し居りしが輓近に及び再び露清國人等漸く集り來り現時探金者數十人ありと云ふ

#### 第九 黄河金場

黄河は露國人の所謂「ゼイヤ」河なり本流は源を「アムール」州の北境を充塞せる「ヤブロンイ」山脈に發し南々東して「ウール」河を合せ其れより轉じて東南に流れ西林穆迪河に會し再び屈曲して南々西し終に「ブラゴエチンスク」を右岸に見て黒龍江に注入す其上流沿域頗る金鑛に富み到處として砂金あらざるなく總べて之れ金産地と謂ふて可なり即ち溝口四哈磧子を中心として東西約二百里南北約三百里間に點在せる七十餘個所の金産地を總括して黄河金場と稱す其始めて探掘に着手せられしは光緒十二、三年(我明治十八、九年)頃にあるものゝ如し由來黄河金場の位置頗る不明に屬し露書漢書共に明記せるものなきを以て正確に之を知る能はずと雖も該地に多年居住し又は多年往來したる旅行者より聞知せるものを綜合せば大概河口より北徼東百三十里餘にして西林穆迪河の合流點に達し其れより黄河の本流に沿ふて西北すること百二十里餘にして「ウール」河の合流點に達すべく其叉口を清國人呼んで四哈磧子と稱せるものゝ如く四哈磧子は即ち黄河金場の溝口にして本流の西岸二、三町に位置し清商德順興東盛棧外二戸の新開店及阿

片屋を兼業せる小旅店六戸露商「バリユー」及「カンタシャーヅ」の二戸と金場監視に従事せる露國人の住居二十餘家ありて東岸は樹林鬱蒼たり其れより更に本流を北々西に溯ること四十三、四里にして西岸に當り清國人の所謂東北礮碼頭に到達すべし而して此附近に於て黄河は幅五六町深三四尺ありて河口「ブラゴエチンスク」より東北礮碼頭迄常に二、三小蒸氣の往來絶へず一週一回の發着ありと云へり左に其主なるものゝ位置を列擧すべし

第一金場は必尺面と稱し四哈礮子の西北五十一里餘東北礮碼頭の西四里餘にあり東南より西北に伸張し長三里餘幅十町餘従業者三百餘人ありて一人一日三分を採拾し得べし

第二金場は阿拉達子と稱し必尺面の東南端より南北に伸張し幅十五六町長一里半餘採拾者二百餘人あり一人一日五、六分を採拾す

第三金場を馬過克と稱す必尺面の西北端にあり

第四金場を安寧斯と稱す馬過克金場より西南に延び後更に南北に伸張せる一支溝にして長一里半餘幅六、七町採拾者五、六十人あり一人一日三分の收得あり

第五金場を並架克と稱し阿拉達子金場と相連なれる以南の支溝とす

第六金場を五幹溝と稱す並架克金場の中間以南の支溝にして東北西南に係り長三里餘幅十二、三町採金者二百餘人あり

第七金場を衣已大と稱す必尺面金場の中間より東北に伸張せる一支溝とす

第八金場を南別拉と稱す衣已大金場の西北二里半にあり

第九金場を大密拉斯と稱す必尺面金場より西北五里餘にあり東西溝に係り長七八里あり

第十金場を泥各拉斯と稱す大密拉斯金場の東端にあり

第十一金場を各斯不知と稱す大密拉斯金場の西約一里にあり南北に係り長二里餘とす

第十二金場を下站と稱す各斯不知金場の西一里半餘にあり南北溝にして長三里餘とす

第十三金場を要站と稱す下站金場の北端にあり

第十四金場を衣拉致受と稱す下站の南端にあり

第十五金場を五谷敦と稱す衣拉敦受金場より東南に向ひ長一里半餘あり  
第十六金場を月子神と稱す五谷敦金場の西南一山嶺を超へて十五六町にあり  
第十七金場を山喝拉と稱す要站金場の西北約一里半にあり南より西北に伸張す  
長二里餘幅十二三町採金者百五十餘人ありて一人一日の拾得六分に上ると云ふ  
第十八金場を夾神站と稱す山喝拉金場の西北端にあり  
第十九金場を阿里妥夫と稱す山喝拉金場の西二里餘にありて南北に延張し長さ  
一里餘あり  
第二十金場を葛立唐と稱す阿里妥夫金場北端の名なり  
第二十一金場を採密小溝と稱す阿里妥夫金場の西十餘町にあり西北より東南に  
伸張し長約一里とす  
第二十二金場を一粒檢金と稱す採密小溝の西二里餘にあり南より北に伸張し長  
三里餘幅十町餘採金者百餘人あり本金場は以下第二十三第二十四第二十五金場  
と共に露國官場に屬し各金場中産額第一に位し溝内の住戸百を下らず二十餘盤  
溜ありて一日一盤溜より金二兩を産すと云へり

第二十三金場を下衣里幹と稱す一拉檢金金場の北端にあり採金者三十餘人あり  
第二十四金場を南各拉子と稱す一拉檢金金場の南端より東に伸張す採掘者三四  
十人あり  
第二十五金場を八林小溝と稱す一拉檢金金場の南端より西に行走す採拾者三四  
十人あり  
第二十六金場を伊倫子と稱す一拉檢金の西西北二十五六町の處にあり東南より  
西北に伸張し長二里餘幅八九町あり其産額は各金場中第二に位し第二十七第二  
十八第二十九第三十金場と共に露國官場に屬す目下採金者二百餘人ありて一人  
一日平均四分の採金を爲し得べしと云ふ  
第二十七金場を阿拉斜子と稱す伊倫子金場南頭の名なり  
第二十八金場を上衣里幹と稱す伊倫子金場の中間より西西北一里餘にして達す  
べく東より西に伸び長一里餘幅十町餘とす嘗て採掘者千餘人に達したることあ  
りしが現下減じて百餘人となれり一人一日六分を採拾す  
第二十九金場を山拿拉と稱す上衣里幹金場の中間より南方に走れる一支溝にし

て長十五、六町あり

第三十金場を上山南拉と稱す上衣里幹金場の東端より東南に向へるものを云ふ

第三十一金場を米各拉斯と稱す上衣里幹金場の北二十六、七町にあり

第三十二金場を腦且と稱す米各拉斯金場より西北百餘里にあり東より西に伸張し長四里餘あり

第三十三金場を馬衣斯と稱す腦且金場より稍々南南東に傾けり

第三十四金場を里漫斯と稱す馬衣斯金場西端の名なり

第三十五金場を最各夫と稱す腦且金場の東南四里餘にあり西より東に伸張し長一里半餘あり

第三十六金場を東冬と稱す腦且金場の西北七十餘里にあり東南より西北に走り長三里餘あり

第三十七金場を金東と稱す東冬金場の東南端より南に向へる一支溝とす以上第三十六、第三十七の二金場は黄河金産地中金質最も佳良にして産額又頗る多く一日兩金場より採金し得るもの八百兩以上に達することありと云ふ

第三十八金場を宿沙拉と稱す東北磯碼頭より正北四十三、四里にあり

第三十九金場を葛拉幹と稱す宿沙拉金場の南方少許にあり

第四十金場を頭站と稱す四哈磴子溝口より西西北八里半にあり南より北に伸張し長三里半餘あり

第四十一金場を謝拉古斯と稱す頭站金場の西北七十七、八里にあり南より北に伸張し長約三里あり

第十二金場を要溝と稱す謝拉古斯金場の北端にあり

第四十三金場を大肚拉と稱す要溝金場の西四里半餘東より西に走り長一里半餘あり

第四十四金場を米拉院と稱す大肚拉金場の西南一里半餘にあり北より南に伸び長二里餘とす

第四十五金場を西攝甲と稱す米拉院金場の東約一里にあり東より西に向ひ長一里餘とす

第四十六金場を白胡子小溝と稱す米拉院金場より西北十餘里にあり南より北に

伸び長二十町餘とす

第四十七金場を波拉院深斯と稱す白胡子小溝金場より一山嶺を超へて東方一里半餘にあり南より北に走り長一里半餘あり

第四十八金場を各老家と稱す波拉院深斯金場より東方二十里餘吉立爲河に沿ふて河口に至り其れより更に三里半餘にして達す

第四十九金場を月子神と稱す各老家金場より東十餘町にあり

第五十金場を老羅斯克と云ふ月子神金場の北三里餘南より北に向ひ長さ一里半餘あり

第五十一金場を古辛錯夫と云ふ老羅斯克金場の北二里餘東より西に向ひ長約一里あり

第五十二金場を野五立と稱す古辛錯夫金場の西三里餘東より西に向ひ長さ一里半餘あり

第五十三金場を阿立と稱す野五立金場の西端にあり

第五十四金場を西林架と云ふ四哈碯子溝口より南百十餘里にあり東西溝に係り

長二十四里餘とす

第五十五金場を大也知と稱す西林架金場の東五里餘にあり

第五十六金場を里麻司と稱す大也知金場の東九里餘にあり

第五十七金場を漫也斯と稱す大也知金場の南端の一支溝にして長六里半餘あり

第五十八金場を花皮河と云ふ東北磯碼頭より黄河を渡り東偏南六七里にあり西より東に走り長十四五里に達す

第五十九金場を五拉德知と稱す花皮河金場の東六里半餘にあり西より東微南に向ひ長二里半餘あり

第六十金場を八幹知と稱す五拉德知金場の東四里にあり西より東に伸び長約三里あり

金質は阿拉達子、山喝拉等は塊金とし五幹溝必尺面、一拉檢金、伊倫子等は片金とし他は多く砂金とす一般黄色にして頭站、山喝拉、下衣里幹、謝拉古斯等のみ稍々紅色を帯べり市價産金量一錢二分は中錢八吊文乃至九吊文、我五圓乃至五圓六十二錢五厘に當る

第十 連陰金場

漠河口を下ること約百里滿洲の額穆爾河及旁烏河の黒龍江に注流せる中間の對岸露領「アムール」州に清國人の連陰と稱する一部落あり露語の所謂「レイノフ」にして該部落の東北三十里餘に周圍百二十餘里に亘る一大金場あり之を總稱して連陰金場となす大小二十餘溝ありて黄河の支流「ウール」河の流域に跨がり遠く黄河金場と相連接す總べて同治年間(約四十五、六年前)の開採に係れり左に其主なる金産地を記述すべし

第一金場を沙裏窩子と稱す溝口より南に行き長三里餘幅一里半餘採金者二百餘人あり

第二金場を米敦と稱す溝口より北方に伸張し長二里餘幅又二里餘採拾者百七、八十人あり

第三金場を拉木台と稱す米敦金場の北二十四、五町にして達す長一里半餘幅二十餘町採掘者三百餘人あり

第四金場を大崖路と云ふ拉木台金場より西北に向へる一支溝にして長十五、六町

採掘者百餘人あり

第五金場を半拉各夫と稱す大崖路金場の西北十五町餘にあり數條の支溝ありて延長約一里に達す採業者三百餘人あり

第六金場を尼各來斯と稱す拉木台金場の西北十四、五町に位置し採掘者二百餘人あり

第七金場を大硬幹と稱す拉木台金場の西南二十五、六町に位置し南北一里半餘に延長せる一溝の北端にありて採掘者二百人を下らず

第八金場を小硬幹と稱す大硬幹の南端より西南に延走せる一支溝にして長約二里從業者百七、八十人あり

第九金場を格琉球と稱す大硬幹金場の正北十五、六町にして長一里半餘幅約一里採掘者二百餘人あり

第十金場を嶺渡溝と稱す格琉球金場と一山嶺を挾んで北方約一里にあり長約三里東西に伸張し採掘者二百餘人あり

第十一金場を新拉木台と稱す嶺渡溝金場の東北少許にして達すべく東西に横は



り長十餘里露國官場に屬し採金者五百餘人ありて其拾收額第二に位せり  
第十二金場を五雷幹と稱す溝口沙裏子の西南三里餘に位置し長七里餘幅二十町  
餘東西に伸張せり露國官場に屬し其産額は各金場中の第一に位し従業者二千餘  
人日産千四五百兩の巨額に達すと云へり  
金質は多く塊片にして會て拉木台に一塊三十斤餘のもの發見せられたることあ  
りと云ふ

## 第十一 郭爾畢擦金場

郭爾畢擦は露語に所謂「ゴルビツア」にして「ストレチンスク」の下流五十餘里阿吉郭  
爾畢擦河の河口、黒龍江本流の左岸にあり附近一帶金礦に富み目下十三の金産地  
あり總括して郭爾畢擦金場と稱す總べて順治年間約二百六十二三年前の開拓に  
係り第五金場を除く外悉く露國の經營にして露國官吏之を監視し各場を合せ採  
金額二十七布(我一百十八貫餘)を標準とし定額るときは每一錢二分量に付大錢三  
吊六百文(我四圓五十錢)を以て買收し若し定額未滿るときは刑罰的に每一錢二分  
量に付大錢四百文(我五十錢)を以てし定額以上に達したるときは其超過の部分に

限り市價を以て買上ぐることをせり

第一金場を割拉不金と稱す南北溝にして長二十四、五町幅十町餘採掘者七、八十人  
ありて年産五、六十兩と云へり

第二金場を莫拉喝斯と云ふ南より北に伸び長一里餘幅五、六町採金者百五、六十人  
にして年産四百餘兩と稱す

第三金場を大古者地とす南より北に向ひ長十五、六町幅五町餘あり採金者七十餘  
人にして年産二百餘兩と稱す

第四金場を大穩踏となす南より北に伸張し長二里餘幅十町餘採掘に従事せるも  
の四百餘人年産八百餘兩と稱せり

第五金場を割留奇と云ふ東南より西北に向け延長し一里餘幅十五、六町あり東南  
及西北の二區に分たれ前者は露國人の經營に係り後者は英國人の施設とす前者  
に屬する採拾者七、八十人ありて年産二百餘兩と稱し後者に屬するもの百五、六十  
人ありて年産六百餘兩と稱せり

第六金場を到老實と云ふ南より北に横り長一里餘幅三、四町年産百餘兩にして採

金者三十餘人あり

第七金場を牛頭割とす南より北に向ひ長十町餘幅一間餘採金者九十餘人ありて年産四百餘兩と云へり

第八金場を月拉神と云ふ東西溝に係り長十町餘幅六町餘あり採捨者六十餘人年産額百五十餘兩と稱せり

第九金場を白尺面と云ふ東より西に向ひ長十五六町幅一間餘あり年産二百餘兩採金者六十餘人とす

第十金場を五牛莫と云ひ南東より北西に向行し長三里半餘幅十餘町ありて採掘業者四百餘人年産額二千兩に達す

第十一金場を凹失里夫と名附く南北溝にして長四里半餘幅十餘町あり採掘者七百餘人年産額四千餘兩と稱せり

第十二金場を爲立夫と呼ぶ東より西に走り長十町餘幅十五六町にして年産九百餘兩採金者百餘人あり

第十三金場を米海拉夫と稱す南より北に伸走し長十五町幅六町餘採金者四十餘

人ありて年産三百餘兩ありと云ふ

金質は大稔踏を第一とし九六色なり他は多く九二色乃至九三色とす市價産金量一錢二分は大錢四吊八百文(我六圓)に當す

第十二 五斯割拉金場

五斯割拉は露語の所謂「ウスチカリースカヤ」にして黒龍江の左岸「ストレンチエンスク」と「ゴルビツア」の約中間にあり而して其西北約三里半にして一溝に達すべく溝の附近金産地頗る多し之れを總稱して五斯割拉金場となす古きものは光緒初年(我明治六年)新らしきものは光緒二十五年(我明治三十一年)頃の開拓に係り露國政府監督の下に露國人に受負はしめて採掘せり

第一金場を那泥十溝と云ふ即全金場の溝口にして南より北に向ひ後直ちに西北に轉し長三里餘幅狭き處五町廣き處十五六町とし採捨者百餘人あり溝内に露國人の商店七戸住居者戸數百餘あり

第二金場を那十列屯と稱す那泥十溝金場を去る西北約二十五町にあり長五六町幅之に同じ採金者七八十人を算すべく場内に露國人の商戸四住戸八十餘あり

第三金場を日里戸と云ふ那十列屯金場を西北に去る二十六七町にあり西北より東西に向ひ長五六町幅定まらず採拾に従業する者六十餘人又附近に露商七戸同住戸百餘あり

第四金場を尼德夫と云ふ日里戸金場より東北一里半餘にして達す東より西に伸走し長三四町あり採拾者四十餘人露國人の住戸二十餘あり

第五金場を五城喝と云ふウスチカリースカヤ本街の北微東少許にして達す長二里餘直ちに大鶏金場に連亘す幅十餘町あり採金者六十餘人露國人の住戸五あり第六金場を大鶏と云ふ五城喝金場の正北に位し前者と相連なれり採金者三十餘人露國人住家五六戸あり

第七金場を斯近場と云ふ大鶏金場の北端より北々東に向ふ金場の附近に露國人の住家五六戸ありて昔時稍盛んに採掘したることありしも今は衰頽して一人の採拾者あらず

第八金場を一萬訥夫と云ふウスチカリースカヤ本街の西々北約六里にあり長二里餘幅狭き處三四町廣き處二里餘にして採金者三百餘人露國人住家百餘戸あり

各金場中最も盛大なるものにして年産額七百布(我約三千〇六十六貫餘)に達したることありと云ふ

第九金場を十二科札渦子と稱すウスチカリースカヤ本街の西南約六里にあり金質は一萬訥夫を最上とし紅黄色なり五城喝を最下とす淡黄色を帶べり市價産金最一兩は銀三十八兩餘に當す

### 第十三 其他の各地金場

如上列記の外金場即ち金産地猶頗る多かるべし左に其既に世上に紹介せられたるものを列挙すべし

一、臨江縣と老爺嶺の中間溪流に沿ふて一金場あり臨江縣を走る遠からず鴨綠江支流の窪地に屬せり採金に従事せるもの約百餘人ありと云ふ

二、臨江縣を去る遠からざる通化縣管内の廟爺崗河の沿岸に一金場あり昔時稍盛んなりしが現下衰頽して一人の採掘者なしと云ふ

三、通化縣の南二里餘に大廟溝と稱する金産地あり

四、通化縣の西約九里に葦沙河金礦と稱するものあり

- 五、葦沙河金鑛の西三里餘に報馬川金鑛あり
- 六、通化縣の西十一里餘に通天溝金場あり
- 七、通天溝金場の南一里半餘に崗山二道溝と稱する金場あり
- 八、混江の東岸に大梨樹溝と稱する金鑛地あり
- 九、懷仁縣及通化縣の境界上に富爾江金鑛あり
- 十、太平灘河の北岸に太平灘金鑛あり
- 十一、太平灘平河と三通河の合流點に三合頂金鑛あり
- 十二、通化縣の東十七里餘鴨綠江北岸に林子頭金鑛あり
- 十三、林子頭金鑛の東八里半餘鴨綠江北岸に寶聚泉金鑛あり
- 十四、懷仁縣の東南十四、五里に老黑山金鑛あり
- 十五、老黑山金鑛の東二里餘に滾馬嶺金鑛あり
- 十六、海龍府山城子の東南四里半に香爐碗金鑛あり
- 十七、山城子の南五里半餘に黑石頭金場あり
- 十八、朝陽鎮の東四里餘に朝陽溝と稱する一金場あり

- 十九、朝陽鎮の東方少許に吊騾溝金場あり
- 二十、寒馬集附近又數所の金場金鑛あり
- 二十一、牡丹江の上流山石河の谿谷に一金場あり
- 二十二、松花江上流の一支流大歪崗河の谿谷に一金鑛あり
- 二十三、琿春より三十餘里額木索に至る沿道の官道口に一金場あり
- 二十四、三姓の東南五十五、六里に一金場あり極めて位置正確ならず多分穆林河の上流若くは五崗河の上流地方なるべし
- 二十五、三姓より二十餘里松花江に沿ふて一金場あり
- 二十六、黑龍江に注入する「ブレーヤ」河の流域金場頗る多く採金者數千人ありと云ふ

第二項 銀鉛産地

滿洲及東部西比利亞に於ては銀鉛鑛共に多からず唯銀鑛としては天寶山稍著名なるのみ

天寶山は琿春の西々北五十餘里延吉廳より正西十四里餘にして達す西方遙かに

哈爾巴嶺に接し東西に蜿蜒すること約六里南は古城大川に蒞み北に佈爾哈通河を帯び山秀で樹茂れり銀鑛は該山の南方支崗にありて三鑛坑よりなれり

第一坑は崗腹の東北方に位し坑幅約一間深さ七間餘とす

第二坑は崗腹の西北方に位し坑幅第一のものに比し稍々小にして深さ約三間半とす

第三坑は第二坑に近接し幅深共に第二に類似す

南崗は東南一里餘南北七八町に跨がり高さ九間餘にして崗の東麓に一小溝あり溝内に鑛務局及鑛夫の住居等あり

本鑛は光緒初年頃(明治六年頃)の發見に係り暫時密採を默認せしが光緒十七年(明治二十三年)當時の吉林將軍珲春副都統等相計り李鴻章に申請し半官的株式會社を設立して採掘に従事し爾來幾多の變遷を経て一時は全く珲春副都統の監督に歸し後又純然たる民業に委ねしも採掘方法幼稚にして機械なく技師なきを以て事業に不利の影響を及ぼし光緒二十三年(明治二十九年)以來殆んど休止の不幸に陥り以て今日に到れり然るに最近湖北人程光第なるもの擇ばれて該鑛の總辦と

なり百方周旋して其振興を計り終に自ら上海に趣き外國人の贊同を得て其出資を仰がんと欲し目下頻りに盡力しつゝありと云ふ今左に參考資料として昔時盛大の頃に於ける會社の組織及情態を摘記すべし

總辦一人 定給なし産銀を貢納して餘剩あれば以て自得とす

監察二人 月給二十兩

大管工數人 月給十五兩

小管工數人 月給七兩

採鑛工三百餘人 月手當二兩 食住は會社の負擔とす

溶解工百八十餘人 同上

而して火爐八十座を有し毎座三千斤を容るを得べく是等事務所及工場等の建築費として一萬五千兩を要したりと云ふ

以上叙述せる如きを以て其産額亦常に一定せず光緒十七年より十九年末に至る三箇年間は一日三坑より七八百兩の銀を産し翌廿年よりは急減して八十餘兩となり廿三年には更に三十兩の少額となり爾來漸く減退して目下は一年數百兩を

産するに過ぎず而して鑛石の含銀量は當初鑛石千斤に對し銀十二兩を産したるに其産額の漸減と反比例的に増加して千斤の鑛石より三十二兩を得るに到れり其他銀産地として通化縣報馬川の西三里餘にある霸王槽鑛、通化縣二道溝の南三里餘にある南崗嶺鑛、小平灘河の北岸にある小平灘鑛、太子河の水源にあり涼子泉子鑛等あるも殆んど皆廢鑛に歸し一も著しきものあらず

鉛鑛は殆んど北部滿洲に存在せざるものゝ如く其今日迄に發見せられたるものは僅かに南滿洲に屬する寨馬集村以南十里餘にあるものと錦州府附近にあるもの等一、二個所に過ぎず而かも重要なものにあらず

露領には後貝加爾州の「シルカ」河畔「テルチンスク」の南岸に銀鉛を産する一鑛ありて規模稍々大に年産銀千餘布鉛三千餘布に達すと云へり又「ストレチンスク」の東南五十六七里黒龍江省海拉爾の西西北七十七、八里の俗稱札窩子の南十餘里に一銀鑛ありて露國政府雇傭の下に三、四百人の探掘者ありと云へり

第三項 銅鐵産地

滿洲は亦銅鑛に乏し其漸く今日迄に發見せられたるは僅かに磐石縣の東北約五

里にある石嘴子の一鑛あるのみにして而かも其れすら永く閉坑に屬したるに轉近に到り清國政府自ら監督して再び其探掘に従事し四十餘人の鑛夫を使用せり而して産出銅は紅色にして百斤の鑛石中六十餘兩の銅を含有せりと云ふ

鐵鑛は主として南滿洲に在り即ち遼陽州の東北約一里にある撤馬集、金州半島の鐵山島、通化縣の東方七里半餘の鐵鑛、又寨馬集の南西にあるもの、平石舖村の南七里餘にあるもの、寨馬集と小水路間の南にある三磁鑛、鐵鑛及び鐵嶺、本谿湖、奉天、海城、復州、岫巖附近等各所に小鐵鑛存在し頗る豊富なるものゝ如しと雖も北部滿洲に於ては僅かに三姓の南約十里牡丹江沿岸にあるものと吉林附近にあるものを指摘し得るに過ぎず前者は同地の鑄鐵所に送り其製造品は主として「ハッロフスク」に於て販賣され後者は吉林府軍器局の用に供せらる

後貝加爾州「テルチンスク」附近に頗る豊富の鐵鑛ありて専ら同地の「ベトロフスク」帝室製鐵所に供給せり千八百九十九年中該製鐵所の産出額は鑄鐵五萬八千餘布、鍛鐵三萬九千布に達せり沿海州「ニコライフスク」附近又豊富なる鐵鑛を有すと云へり

第四項 石炭産地

滿洲の北半が金底なる如く其南半は又炭底なりと云ふを得べし實に盛京省の各地は到處炭産を見ざるはなく又吉林省の南部各地よりも産出多しとす現今其採掘に従事せるものゝみにても撫順磨棋山以下數十坑の多きに達せり左に其主要なるものを摘記すべし

一撫順炭坑は撫順城の南方渾河を隔つる一帯の地にあり分つて東西二區とし東區に屬するを老虎台及楊白堡と稱し西區に屬するものを千金寨龍眼坑と呼ぶ明治三十四年清國人借區して採掘に着手せんとせしも爭論生じ開採の運に至らず翌年漸く開掘せしも微々として振はざりき然るに三十六年東區の二坑は露國人と清國人紀鳳臺によりて經營することとなり事業者々進捗して輕便鐵道を敷設し大立坑を修整し運炭坑路を開通し一切西洋式器械作業に改め盛なる時は毎日人夫千四五百名日給約一圓を使役して百五六十萬斤を採掘し得たりと云ふ西區の二坑は又露清銀行の手に經營せられ清人吳春田を主任とし採掘法は器械作業によらず之を土人に受負はせ銀行は採炭百斤に付資本として

小錢二吊六百文乃至三吊二百文(約五六十錢)を貸與し慣習法を以て採掘せしめ石炭は百斤六十錢にて買入るゝ事とせり其盛んに採出する時は一日二百萬斤内外に及べりと云ふ

撫順炭坑の石炭は土人捕山貨と稱す初め地皮一丈二三尺を掘る時は炭脈を見る炭層は二丈内外廣さは殆んど際涯なく而かも石塊なきを以て經營頗る容易なり炭質は火氣煙氣共に旺盛にして火車用に適し又煉瓦燒酎等の製造にも用うるを得此外撫順の東方章黨の東に白龍山と云ふ處あり清人荆玉山なるもの會て採炭を始めしも遂に失敗に歸せりと云ふ

二磨棋山炭坑は明治三十一年十月の開掘にして露國之に關係せり始め露の某將軍是れが鑛師總長に白耳義人「ピテン」を聘し採掘に従事せり當時該炭坑は八區に分たれ各坑區には清國政府より採掘權の特許を得たる坑主ありて年々規定の鑛區税を政府に納め坑主即ち票主は唯資本を出し鑛區を夥多の小區劃として他人に轉租し採炭の多少によりて四分六分或は七分三分の割合を定めり而して特許券を國票又は龍票と云ふ露國は其八區中五區は銀一萬元宛にて買

收し他三區は依然清人を票主とせり鑛師總長は明治三十二年天津地方より坑夫を雇入れ英國鑛師「マリー」を招致し初めて鐵道の敷設家屋の建築に着手し明治三十三年拳匪の亂起るや機械家屋一切燒棄し同年十月更に工事を興し爾來日々職工五百餘人を役し毎日の出炭額數千萬斤は悉く汽車用に供給せり該炭坑は明治三十三年より三十七年に至る迄英人「マリー」經營に任せしか日露開戦後外人悉く辭職し露人自ら經營に當り清人の採掘するものは毎千斤銀五元にて買收し一切他賣を禁せり

炭質は十等ありて概ね水分に富み支那人は入山質炭坑深き程炭多しと云ふ第一層は柳支子(上層)にあり石の間に挟まりし炭と稱し深さ六寸内外に石板あり第二層は柳坵子と云ひ深さ一尺内外酥石板に接す第三層は蓋山(柳坵子の下にありて上部は粗惡下部は良質)深さ二尺餘にして酥石板相接す第四層は上二路(蓋山の下にあり厚さ三尺内外)深さ五尺餘にして酪石相接す第五層は大槽(寬面八尺内外の大塊)最上等炭にして深さ八尺餘第六層は下二路(石の下にあり其層一丈内外の粉炭)にして炭脈宏濶なりと云ふ露國の採掘せし炭脈は十三層にし

て深さ百四十餘丈に達せりと云ふ

三、本溪湖炭坑は明治三十六年八月清國人によりて開掘せられたるもの數十坑其内本溪湖の住人劉殿臣なるもの、經營に係る四大坑は規模稍大にして見るに足るものあり使用工夫及び職工は毎日一千人内外採掘額亦少なからず皆支那船にて遼陽に運び汽車用として露人に賣れりと云ふ

四、沙河子炭坑は昌圖府東々北六里餘昌圖停車場と雙廟子停車場との中間にあり北東の放牛溝と共に概稱して沙河子炭坑と云ふ炭層二道にして上層は五尺下層は三尺の厚を有し地表を距る約百尺にして炭脈に達す塊炭なり露人經營なるも排水にのみ機械力を用ひ採炭法は土人の舊習に依れり又輕便鐵道の設けありて運搬に便にす

五、五湖咀(土人は煤窩)炭坑は復州管下「アダムス」灣沿岸曲江に沿む處にあり明治三十四年露國商人「チウイタウス」「チリウス」の二人は和蘭人「レイテボ」なる者を備ひ從來の票主陳伯昌及び劉春揚と約束して五湖咀炭坑の借區名義を移し陳に對しては毎年銀一萬兩宛二十個年與ふることとし劉には採炭高の一割を轉租賃



として與ふる事とせり其後露商人は二年間餘採掘を繼續せしも利益なかりしかば断然中止し清國人に受負はせ其出炭額の四分を採掘者に與へ六分を自ら取る事とせり明治三十七年五月露軍敗走し一切の家屋器械鐵道其他雜品の抛棄せしもの我軍皆之れを占領せり

五湖咀は無煙炭にして深きものは炭層無底淺きは四五尺なり然れども塊炭少く重に粉炭にして油氣火力共に薄弱なり然れども海岸にありて交通便利に經營資本多くを要せずして収益は頗る大且つ毎年數千萬斤を得る容易なりと云ふ

六、炸子窰炭坑は瓦房店にあり炭質は水分少く出山貨と稱す出山貨とは坑外に炭あり裏面に入るに随つて出炭額少なきものを云ふ第一層の炭は葛八立地下二三丈の下にあり臭氣強く炸る質ありと稱す其下に石板相接す第二層の炭は立炸深さ四尺餘豎に固まりたる粉炭と稱し石板相接す第三層の炭は明煤深さ五尺餘油氣あり汽車用に適すと稱し石板相接す第四層の炭は明炸深さ一丈餘油氣火氣共に少なしと稱し汽車用に適し同坑中の最上等品なり第五層の炭は下

二路(明炸の下にあり)と稱し炭脈無底なり

七、袁家屯炭坑は普蘭店の附近にあり

八、大孤山炭坑は大孤山の附近にあり

九、半截河炭坑は通化縣の東南東十七八里窩集河の上流にあり

十、仙人溝炭坑は海龍府の西南約六里伊通河岸にあり

十一、四道江炭坑は通化縣の東北東六里混江の北岸にあり

十二、五道江炭坑は四道江の東二里餘混江の北岸にあり

十三、响水河炭坑は懷仁縣の北十餘里にあり

十四、拐磨子炭坑は响水河炭坑の南東三里半にあり

十五、平頂山炭坑は察馬集の東北方約一里にあり北西八九町の地及南二里半の地

亦炭坑あり一般に粉炭にして骸炭の原料たるべく炭層厚さ三尺乃至五尺あり

十六、平石舖炭坑は奉天の東南十五里餘太子河の溪谷に位置を占むる平石舖村に

あり是れ南部溝中の最も廣大なるものなりリヒトホーヘン氏は坑の位置によりて炭層五六ありと推測せり同坑の炭は多孔なるを以て採掘の際粉末となる

其脆きこと指にて之を碎くを得べく焚く時は大に燻り碎くるを以て之にて骸炭を製す過半は骸炭とし鑄鐵鑄解用とし小部分は遼陽に輸送し同所より小舟にて營口に輸送す

十七、小水路炭坑は奉天の東南東三十餘里小水路村の附近にあり少數の炭坑に於て採掘しつゝあり採炭は小碎片にして其量軽く光澤あるも焚く時燻り碎けて細粉となる而して採掘炭の一部分は太子河によりて遼陽に輸送し更に遼河を下りて營口に輸送し過半は鑄鐵鑄解の爲め其地に於て使用さる

十八、馬家溝炭坑は平石舖の西十餘里にあり未だ内外人の注目せざる所なり

十九、南山炭坑は鐵嶺城と同城より奉天に通ずるの道にある懿路村落との間にあり目下同坑の採炭許可せられ已に採掘せられたる炭坑多し粉炭にして炭層五尺に及び地表下五十尺にて炭脈に達するも炭質劣惡地方の鍛工好んで之を使用す亦土人の採掘に係るものなり

二十、凌河炭礦は錦州府の西北五里餘の地大小凌河附近にあり採掘石炭は光澤ありて粉末とならず同炭は少部分錦州府に輸送せられ他は交通の便なきを以て

單に地方の需要に充つるに止まれり

二十一、連山炭礦は寧遠州附近連山の北三里餘にあり

二十二、長春附近炭礦多く營盤溝、波泥河、胡家屯、缸窰、丁家溝、田家屯、三道溝、柳樹河子、陶家屯、東荒山子、長嶺子、西荒山子、下二台、西南山坡、鍋盔頂子、大葦子溝、西碑嶺、泥球溝子、大石頭頂子、亂泥溝子、半拉窩、集溝、二道河子、後二道河子等の諸坑あり第一坑より第六坑に至るものは凡べて道光年間(八十五年前)第十五坑より第十八坑に至るものは光緒六年(明治十三年)の始掘に係れり而して是等諸坑の沿革は第一坑より第六坑

に至るもの先づ最初に發見せられ一所毎に銀十七兩を納付して其採礦を許され以て旗人住民の燃料たらしめたるに營盤溝は幾干もなくして炭盡きければ更に復た請ふて附近西南山坡を開採せり然るに其後出水の爲め以上の内五坑は廢堀となりて僅かに田家屯のみを留むるに至りしかば即ち請ふて缸窰に相連なれる東荒山子、胡家屯と相接する三道溝及田家屯に隣りする下二台等の採掘に着手し爾來變遷に變遷を加へ現今採掘に従事せる西荒山子以下後二道河

子に至る十二坑を殘留し他は凡べて廢坑となれり晚近露國が其採掘權を得てより各坑共に輕便鐵道を布設し清人を使役し盛んに採掘に從事し長春に輸出して汽車燃料に供しつゝあり就中盛大なるものを西碑嶺となす長春停車場の東南五里餘に位し該嶺の西麓に坑口を有し礦區一里餘に亘り採掘者千餘人ありて日産十萬斤と稱す炭質頗る佳なり

二十三、茉莉青炭坑は伊通州の西北三里餘にあり光緒二十八年(明治三十四年)清國人の開掘に係り炭質佳良産額亦少なからざりしも主宰者の亂費によりて二年後に及び閉鎖の悲運に接し以て今日に到れりと云ふ

二十四、泥石溝子炭坑は拉法站の東南二里餘にあり天寶密、福興密の二坑より爲り土豪富姓及李姓二人の經營せる處にして各密採炭者百餘人あり

二十五、亂泥溝子炭坑は泥石溝子炭坑の西南三里半餘にあり亦民間清國人の企業に係り採掘夫百餘人を使用せり

二十六、佛爺溝炭坑は綏芬廳の西南約四里半佛爺溝の北山麓にあり

二十七、烏吉密炭坑は烏吉密停車場の南三里餘にあり明治三十八年五六月の頃露

國によりて開掘せられ現下烏吉密停車場より坑口迄輕便鐵道を布設し清國人五六百人を使役して盛んに採炭に従事せり炭質極めて良好なりとの評あり

二十八、烏龍山炭坑は呼蘭河の上流金牛山の南麓及北麓にあり光緒十四年(明治二十年)頃の發見に係り始め南麓のみに限られたるに現今は専ら北麓の採掘に従事せり然れども開掘期間短きを以て(例年三月末より七月末に至る間)産額亦少なく光緒二十六年(明治三十二年)には一萬斤翌二十七年には三萬斤翌々二十八年には五萬斤を産出したるに過ぎず採掘者二十餘人あり

其他圖們江沿岸琿春城を去る遠からざるの地に石炭脈の露出せるものあり然れども未だ採掘に至らず同城以北一里餘の地又炭礦あり泥炭に似たる一種の柔炭にして城内一般に之を燃料に用ゆ牡丹江の左岸三姓城に相對するの地に炭脈あれども其上層の不良なる爲め未だ採掘に着手するものを見ず松花江には未だ石炭の所在分明ならざれども某技師の踏査によれば同江表面に露出したる地層によりて察するに石炭脈の存在を假定し得べしと云ふ

第五項 曹達産地

曹達は滿洲の西北部嫩江及松花江流域の湖沼地より多く産す殊に齊々哈爾城の東南十二三里にして一大曹達脈に達し其れより嫩江に至る間を最も盛んなるものとす大車又は帆船を以て齊々哈爾吉林長春等に輸出するもの極めて多く年々吉林に到着するものゝみにて二十萬斤の巨額に達すと云ふ主として染工場石鹼製造場又は絹糸紡績場の使用せられ價廉なりと雖も品質粗悪たるを免れず其製法は頗る簡粗にして結晶法の如き凡べて手職に係り水を注ぎて渣化し其出でたる鹽汁を支那通例の鍋にて蒸化し其堅き沈澱物を其儘商品として出賣せるなり

第六項 石灰産地

石灰は滿洲の北部及露領より産するもの多し然れども未だ著大なるものにあらず左に其稍盛なる地方を掲述すべし

阿什河の東北約八里の孫家窩堡は附近石灰業の中心にして街の南北皆峰巒重疊青石に富めり石灰は即ち斯石を以て作らる其開掘は約六十年前に係るも今日の盛大を致したるは光緒二十七八年(明治三十三四年)後とす蓋し露國人の東來益々多く隨て其需要を増加せしを以てなり而して山の東西北三面の溝内に石灰製造

所無慮三百餘所あり又該町の西南約三十町三道街と稱する地に百餘所東南約六里二道河子に二百餘所の石灰窰あり各窰草房二間十餘人よりなり大なるものは窰口三所を有し小なるものは二所合同して窰口一所を有す而して一窰より平均一回二萬斤の石灰を産し一回は四日を要すと云ふ其製法は圓形にして深七尺底徑八尺口徑四尺餘の窰中に中間周圍五尺程の空隙を存して其周邊に悉く採石を堆積し中空に木柴を投入して點火するなり一窰一回燃料「サージエン」立方を要すと云ふ産灰は稍青色を帯ぶるも質極めて緻密にして良好なり主として大車を以て哈爾濱に輸送す

「ハッロフスク」の南々東三十餘里俗稱火燒站と稱する地は該地方に於ける石灰製造業の中心とす附近の山崗總べて青色又は黄色の石に富み皆燒きて石灰に作るを得べし石灰窰十八所ありて一所四人を普通とし四日に一燒を完成し二萬餘斤の石灰を産す十八所の内十所は「ニコリスク」に住する雙舛店の開設せる所にして他の四所は山東人王某の所有に歸し餘は露國人の經營に屬せり産品の半は大車を以て「ハッロフスク」に出し半は汽車を以て「ニコリスク」に送れり

「ザバイカル州」ウエルフニユヂンスク附近又盛んなり該市の西北八里餘俗に札窩子と稱する地に露國人の經營になる極めて大規模のもの二個所あり南にあるものは周圍二十町餘北にあるものは周圍十町餘にして兩所より毎日百五十箱を産す一箱は八留を價し猶副産として一日能く三三サージエン立方の木炭を産す而して其材料たる石及び之に要する燃料は該所の西方十五六町の山嶺より供給を仰ぎ石灰密に露國人七十餘人清國人百餘人炭密に清國人二十人餘あり石灰密の百餘人は打石裝箱密上の三部に分れ製造に従事せり

## 第七項 鹽產地

南滿洲の海濱地方は一帯に海鹽を産出すれども北滿洲に到ては只所々の湖沼ある附近より産鹽するあるのみ從て其量極めて少く拙劣なる製法を以て地方の需要を充たせるに過ぎず然れども露領各地就中沿海州海岸貝加爾湖畔等に至ては規模大にして産出夥しく其滿洲地方に供給するもの亦尠少とせず而して滿洲の西北方低地殊に沼瀦の附近は總べて鹽分を含み呼倫及貝爾の二湖より産出するものも少なからず然れども製法粗拙品質亦極めて劣等とす後貝加爾州の南方露

谷の各地方又鹽を産し年額三萬ブード餘に達すと云へり

沿海州の「ボセツト」及「ノーキエフスク」一帯の地は北部滿洲唯一の鹽供給地なり「ボセツト」には鹽業者清國人十七戸ありて各戸皆面積一町半餘の鹽田を有す海草土砂を集めて高さ約三尺の防波堤を造り以て海水の侵入を防ぎ鹽田を三灘に分劃し各區の四邊に幅五尺深二尺餘の溝を穿ち僅かに海水を通せしめ順次天日を以て蒸發せしめたる後鹽鍋に汲入して蒸溜するを得晴天の時は克く一鍋より八百餘斤を産し雨天の時は二百餘斤を産すと云ふ「ノーキエフスク」の西南四里餘罕奇と稱する海濱に沿ふて製鹽者十五戸あり多く山東人とす二戸又は三戸共同して一鹽田を有し共計鹽田七所あり鹽田は前者に比し規模大にして周圍三十餘町外圍に深一尺五寸幅一尺餘の溝を設け海水の注入に任じ滿潮に際し海水の管溝を通じて田内に滿るや溝口を塞し其注出を防ぎ數日放置し其乾くを待つて鐵製の熊手を以て土砂を掻き寄せ之を豫め設けある草坑内に投じ再び溝口を開き海水を注入せしむ草坑は鹽田の傍らに一孔を穿ち孔底に海草を厚四五寸程に鋪きたるものにして該孔より小溝を作り其頭端に更に一大孔を穿ち水槽を以て周圍よ

り土砂の崩壊するを防げるものにして海水鹽田に浸來するや先づ草坑に充ち然る後小溝を通じて木槽坑に入る茲に於て木槽内の鹽水を汲みて鐵鍋中に投入し蒸溜して以て鹽を作る如此にして一日平均一戸の産額八百餘斤に上ると云ふ此外南滿洲の西南渤海灣に面せる一帶の地殊に蓋平附近の沿岸は最も盛なり之に亞ぐを關東州沿岸とす蓋平管内にて最も現はれたるは二道溝三道溝塘窪藍旗廠紅旗廠の五個所にして關東州にては貔子窩五島雙島灣等あり此外復州沿岸亦産鹽少なからざれども此は世人の既に熟知せる地方なるを以て茲に略しぬ

### 第八項 其他の鑛產地

以上列記したる外滿洲の鑛産と稱すべきものは硫黃石綿大理石等とす硫黃は鳳凰城より察馬集に至る沿道中間より少額を産し此外北方墨爾根を去る遠からざる板橋村附近にも亦僅少の産出ありて該地の住民之を以て狩獵用の火藥を作れりと云ふ

石綿は懷仁縣の西南を流過せる雅河の南岸俗稱大雅河と稱する地及其南約六里の小雅河附近より小額の産出ありと云へり岫巖地方に良質の大理石及之に類似

せる玉と稱するもの多く産し土人之を採取して煙管等を作り各地に輸出せり

### 第三節 鑛業者

前述の如く北部滿洲及び之れと境域を接する露領各地の鑛産は主として砂金にありて他に比較的著しきもの之れなしとせば其鑛業者の大部分も亦採金業者なりと言ふを得べく又他の鑛業に従事せるものは一般勞働者と多く其情態を異にせざるも採金業者は大に然からず何となれば其目的とせる砂金は極めて高貴に屬し一握の砂中能く數百金を僥倖することあるべく或は一担の土砂を以てして收得皆無たることありて頗る投機的性質を含有せるを以てなり故に本節に於ても主として採金に従事せる鑛業者に就て記する所あらんとす

事業既に投機的也焉んぞ正逕の事業を欲するもの之に參加するの理あらんや加之其産金地の大部分は邊境異域幾千里外に位置し人跡稀少にして王化普ねからず未だ地圖上に明記せられざるものすら多し即ち各地に於ける採金者は一攫千金の夢想を懷持して蝟集せる前科者若くは赤貧者等の社會的不具者なりと謂ふ

を得べし

### 第一項 種別

滿洲の鑛業者を大別して出資者即鑛主及労働者即鑛夫の二と爲し得べきこと他の事業に於けると一も異なる處あらず而して鑛主に就ては多く言ふを要せず唯鑛夫に關しては多少記述の要あるべきか

#### 第一 被備鑛夫

被備鑛夫に二種あり曰く或る一定の給銀を得て全く他動的に労働するもの曰く食住及少額の手當を支給され採取額に應じて配當を受け収入一定せざるもの之れなり又其被備關係の如何によりて直接關係即ち鑛主に備はれ居るものと間接關係即ち鑛主より受負的に分擔せるものに備役せられ鑛主とは何等關係を有せざるもの、二種と爲すことを得べし而して第一の區別に依る一定収入被備者は多く第二の區別に依る直接關係を有し後者の間接被備者は前者の不定収入を多しとす茲に於て其標準異なれりと雖も要するに同一結果を來たし二種類に歸着すと謂ふを得べきなり

### 第二 獨立鑛夫

獨立鑛夫は何等主從的若くは義務的關係を有せず自ら労働して自ら收得を計るものなり唯豫め一定せるか又は採金額の多少に應じてか兎に角他人の鑛區を採掘する地料的報酬及自己の安全を保護せらるゝ感謝的負擔として或る額を鑛主に納付する點に於て盜探者と異なれるのみ而して獨立鑛夫に二あり曰く組合的のもの曰く個人的のもの之れなり前者は數人共同して採掘に従事し後者は自死一人にて従事せるものを言ふなり

### 第三 盜探鑛夫

盜探鑛夫は何等報酬を拂ふことなくして他人の鑛區殊に政府より明に嚴禁せる區域内に侵入して秘密に盜取するものを云ふ是等盜探者は官吏若くは兵勇一度來らんか忽ち逃走して或は密林中に樵夫と化し或は田園裡に農民と變じ官兵去れば倏ち集り來らば忽ち散ず而して事實上盜探者中には農民にして全く副業的意味を有せるもの甚だ多しと雖も數ヶ所の大金場を除き多數の金場は是等盜探者の採掘に係り其數の多き其額の大なる點に於て鑛夫中最も重要なるもの、一

に屬し決して等閑に附すべからざるものなり

第二項、生活

按ずるに世に鑛業者殊に北部各地に於ける採金業者の生活情態程憫むべきものあらざるべし且に星を戴き出で、終日野外に勞働し夕に月を負ふて歸り空しく寒闇に眠むる農業者愉快なく慰籍なく露に浴して臥し雪を被りて起つ林業者猛獸の叫吼を音楽と聽き禽鳥の翔々を活劇と視る獵業者孰れか苦楚の業ならざるはなしと雖も彼等は他日必らず回春の時運來るべく老後の安逸を得ること難からず而かも一年或は數年に一回平生の勞苦に報ふるに郷に歸りて妻子と團樂笑話の快あるべしと雖も採金者等は放蕩にして郷里を追はれたるもの、無頼にして知己に棄てられたるもの、怠惰にして資産を失ひたるもの、又は重罪を犯して逃れ踪跡を晦まして隠れ居るもの、に限り家なく郷なく資なく事實上社會的生活を死脱したる遺骸の集合に過ぎずして漸く貯蓄し得たるものは賭博の爲めに多年の苦果を失ひ或は徹底悟覺し漸く改心せんとするときは既に瀕死に際す更に彼等が生命を覲ること塵芥の如く常に喧嘩騷擾し或は人を斬り或は人に傷けられ血

を流さざるの日なしと云ふに到りては慘酷も極度にして彼等數萬の採金者が蟻集せる北方の金場は黄金を産するの地なると同時に又血涙の池たるべし地氣寒烈醜類の心膽を奪ひ天日隠れて惡徒に光被せず皚々白雪の清流は化して黒濁の江水となり青山變じて舉目衰亡の態を現すと支那人の形容抑も這裏の消息を描けるものか左に一例として其最も盛大なる黄河金場に於ける彼等生活の一節を摘記すべし

住居 一般林木を以て墻とし高さ四尺餘上部は馬架を以て支へ兩坡に木板を葺けり長さ一丈四、五尺幅八、九尺寢所は木板を以て作られたる一房内に十餘人を藏し長一丈二、三尺幅二丈四、五尺のものには二十餘人を容れ幅二丈餘長三丈のものには三十餘の多人數起臥せり又地窖を穿ち住するものあり深五尺幅一丈長二丈餘のものには十餘人住し幅一丈四、五尺長二丈餘のものには二十餘人棲めり

食物 比較的贅澤にして米及麵粉を主食とし副食物として白菜大根等の野菜又は牛豚等の肉を用ひ居れり



衣服 滿洲内地と多く異ならず木綿を以て作れる上下衣を着し鞋は牛皮を以て製せるものを穿てり

飲水 河井共に使用せるも河水は淘金の爲め混濁し井水は鹽分を含み孰れか不衛生不愉快ならざるなく彼等の最も不自由を感じ最も不健康を醸す源なり俗語あり曰く井の傍ら樺楊あれば毒少なし刺兒松(我邦の)生せば毒多しと敢て毒を有せずと言はず以て一般を知るに足る

衛生 晝間は激勞し夜間は賭博に過腦す以て其体を息むるとききなく又衛生を想ふ遑あらざる也由來不潔なる清人にして如此生活を敢てし臭虫滿身に孵生し汚穢謂ふべからず加ふるに悪水と互寒を以てす故に夏冬の頃斃死するもの極めて多く一金場毎に死者斃ゆることなしと云へり猶注意すべきは彼等に眼病者多きことにして殆んど百人中一人の無患者之れなしとす蓋し睡眠の不足營養の欠乏用水の悪質氣候の不適等其主因たるべきか

第一 結社

前述の如く無頼者の集群なるに拘はらず稍々見るべきもの唯一あり即ち團結力

の強固なることにして大金場に於ては總べて一結社を作り自己の撰みたる親分に對しては他迄服從的觀念を保持し妄に反抗し或は理由なくして規約に違ふ等のことなく脱會除名に至りては其最も耻辱とし死すとも彼等の肯諾せざる處なり如斯きは他の下級勞働者又は賭博者等の無頼漢中に却て多く見る處にして畢竟外界の襲撃に對する防禦及自己の安全を保持する豫防上より出でたる必然の結果にして自働的と云ふよりも寧ろ余儀なくせられたる結果と見て可ならんか而して各金場中結社の最も著名なるものを夾皮溝、漠河、黄河等となす左に夾皮溝に於けるものを摘記すべし

組織 團員中より全員を統御し得る人望ある者を撰擧して首領となし首領は團員中より學識あるもの及び才能あるもの二人を撰擧して自己の輔佐人とし團員は之を副統領と呼ぶ其下に數人の書記及小使を置きて一切の事務を取扱ふものとす而して數人の照會又は首領の承認なくして團員たる能はず又鑛夫中の勇者數百人を抜て兵勇とし常に銃劍を帶び團内の安寧を保持し且つ外來の強奪に備ふ

刑規 首領は全團員の生殺權を掌握し若し人事に關する輕罪者あるときは笞刑を加へ重罪者に對しては地中に埋め或は坑洞に投じて死に致らしめ密探其他盜取に關する輕罪者は追放に處して再び歸らしめず重罪者に對しては毛髮を斷ち或は額に黜して追放す

慈善 首領は常に注意して團員中に病者出づる時は保養せしめ死者あれば埋葬し或は清官に捕へられ或は外敵に殺されたる等苟も團體の爲めに不幸を來したる者あれば直に遺族に通達し且つ相當の扶助料を給與す而して是等の費用は總べて首領一人の負擔に歸す

利益 採金は組を分ちて従事し其全額を擧げて一旦首領に納め首領は公平に其採額を各組に分配し若し一も得ることなき時は首領は無償を以て飲食を給與す

脱退 團員中脱退を欲するものは時を論せず首領に申告して去ることを得但し一度退去したるものは再び加團するを得ず

## 第二 收益

各金場に勞働せる採金者の收益情態は其採掘者の種類によりて一定せず故に以下各地に就て先づ其從業情態を叙し然る後其收益情態を併記すべし

一 東北岔金場は總べて盜採鑛夫に係り一人の月收額中錢二十七、八吊文(我約十六、七圓)に當すと云へり

一 夾皮溝金場は悉く獨立鑛夫よりなり共同のもの多く個人的のもの少なしとす而して彼等各人月收中錢二十二、三吊文(我約十二、三圓)ありと云ふ

一 土們子金場は盜採鑛夫獨立鑛夫相半ばし共に共同のもの多しとす

一 綏芬河金場は總べて盜採に係れり

一 太平溝金場も總べて盜採鑛夫に屬せり

一 觀音山金場は主として月給二十餘元の定收入被傭鑛夫よりなれり

一 漠河金場は被傭鑛夫にして定收入者不定收入者の二種あり前者は後者に比して其數稍々少なく採鑛會社より一個月十五元以上二十五元以下を給され衣食住共に會社の指定に従ひ是等の費用として月末に六元乃至七元を控除せらる不定收入に屬するものは各自食住を計り採金額の十分の四を會社に收め十分

の六を自得となす然れども市場と遠隔の地にありて煙草酒其他の日用品を直接購ふを得ず非常なる高價を以て會社の販賣せるものを求めざるべからず結局其實收入は數元を出でざるなり

一、法畢喇金場は總べて、盜採鑛夫となす

一、黃河金場は其區域頗る廣汎其金場極めて多數にして一律を以て論ずべからず一粒檢金、伊倫子の如き官金場は衣食住を政府より支給せられ採取金十兩に付大錢二百五十文(我約卅二錢)の配當を受く即不定收入的被備鑛夫に係り其他の各金場は俗に買賣金場と稱し會社より或る納付額を指定して採金を請負はしむるものにして所謂獨立鑛夫に係れり其定額は各金場によりて多少異にせるも普通產量十兩に對し五分を納付せしむるもの多し而して是等獨立鑛夫中には個人的のもの組合的のもの共にありて後者は頭目を有し頭目は組合員の衣食住を支給し月末計算の時に是に加ふるに一切の費用として採金額一錢二分量に付大錢五千文(我約六圓二十五錢)の割合を以て控除したる純益を十分し一分を自ら收め他の十分を組合員に等分するもの多し如此きもの阿拉斜子以下

各金場の大半を占有し一人の年收約百元に當すと然かれども事實は惡弊百出し各頭目は相連合し或は露國人と結托し日用品等も一切直接購買を許さず非常なる高價を以て自己の所有品を買はしめ或は欺きて賭博を爲さしめ或は罪科を名として沒收する等ありて勞働者は結局無一文を以て終るなり或る鑛夫が偶然幸運に接し數千兩の採金を得他の數人に依りて擊殺され或は無辜の罪科に悶死するもの少なからずと云ふに到りては悲惨も亦極まれりと謂ふべきなり

一、連陰金場も亦廣濶にして鑛夫の種類頗る多し五雷幹新拉木台の如き官金場は政府より月給二、三十元を支給せらるゝ定收入被備鑛夫よりなり其他の各金場は總べて獨立鑛夫に係り其内格琉球、嶺渡溝は私金場と稱し個人的のものに屬し沙裏密子以下九金場は共同的にして頭目一人を有し頭目は衣食費を代辨し各員を指導し又露官に交渉する等の責務を有する代はりに一切の費用を控除したる純益を十分して其八分を組合員に配當し自らは二分を納むる特權を有せり而して各者共に獨立鑛夫の日收は約一元に當すと云へり

- 一、郭爾畢擦金場は露國商人の請負にして其鑛夫は總べて間接關係を有する不定收入的被備者にして採金量一錢二分に付大錢三吊文我約三圓七十五錢を配當せらる
- 二、五斯割拉金場は被備鑛夫獨立鑛夫共に存し前者は郭爾畢擦に同じく間接不定收入にして採金量一錢二分に付大錢二吊八百文我約三圓五十錢を支給せられ後者は共同的にして頭目を有するものと有せざるものゝ二種あり頭目あるものは頭目食住費を代辨し純益十分の二を收め他の八分を組合員に等分し頭目なきものは各衣食を自辨して作業上に於てのみ共同し利益の如きも等分するなり
- 一、其餘の金場は殆んど盜採に係れり

#### 第四節 採鑛法

本節に於ても主として採金に就て記述すべし何となれば他は昔日我國に行はれしものと大差あらず且つ重要ならざればなり仍て前節鑛産地中に其大略を述べ

茲には省略することとせり

由來採金は清國政府によりて嚴禁され若し之れを犯したるものは強盜と見做し死刑に處せられ居りしを光緒三十年(明治三十六年)上諭を以て之れが採掘を公許したり今其大概を摘記せば爾今採金の權利を得んとするものは免狀を得て無償的に從事することを得若し鑛區他人の所有に屬せる時は相當代價を以て其讓渡を請求するを得べし但し發見より三個月を経て採掘の見込立つに到らば免狀料として毎年銀百兩を納め且つ採金額の五分の二を國庫に納むるを要すと然れども事實上此の許可規定は何等の價值を生ずるものにあらず何となれば從來嚴禁の時代と雖も或は官吏に苞苴し或は暴力的に或は内密的に之れが採掘を履行し殊に其盜採の如き時に官兵と戦闘して人命を失ふの悲劇を演じたることありと雖も中央の政令汎からず地方の官憲又國家の何物たるを知らず常に等閑に付して顧みず多く秘密曖昧の裡に埋没し去れり遇々默視するに忍びざるものありて之を擊退せんと欲せば夾皮溝の如き優に豪族的一國の勢力を爲して如何ともする能はず若し夫れ北方黑龍江省の各金場に到りては露國人横暴を逞ふし露政府

亦遙かに後援を與へ清國政府の全力を以てするも俄かに回復すべからざるものありて盜採は到處益々盛んに行はれ其勢昔日に増すものあればなり  
砂金採取法は主として春夏秋の三季間大凡露天に勞働し先づ砂土を掘出し諸種の堰樋に由りて洗滌淘汰するなり而して其規模の大小によりて放大溜若くは打小鼓子と命名せり

放大溜は普通十人を一班とし内一人は砂を掘り二人は之を小車に積載し三人は小車を曳きて溜場に運び二人は溜場にありて鐵棒を握り頻りに土砂を攪拌し金をして下層に沈澱せしめ一人は傍らより砂を流下するに勉め他の一人は家内に残りて飯を造るなり而して放大溜器は長一丈幅二尺底及側は一枚板を以て作り深さ一尺五寸あり之に小孔數多ある樞板を底より高さ二寸の處に設け金をして其孔を通過沈澱せしむる如くせり打小鼓子は三四人を一班とす他は規模小なるのみにて其淘金の方法に至ては放大溜と大差あらず

## 第七章 工業

### 第一節 概言

今日の滿洲は其性質上農業殖民地にして未だ製造工業地と云ふ可らず隨て土民生計の程度も極めて單純にして彼等一千五百萬の人口は其日常用品の一小部分を外國品に仰ぐ外總て土人の手工業品に待つが如き状態にありて先づ工業と見做し得べきものは醸造業染色業及油業の二三に過ぎず其他日用家具の製造等は小仕掛の工業として相當の發達をなせども固より粗笨幼稚たるを免れざるなり滿洲は元來工業の原料として原生産品及び燃料に富裕の地にして唯地方により水に乏しき憂あれども必ずや今後都市に於て内外人一手により工業の勃興すべきや瞭然たり曩に富源開發運輸交通の大骨幹たる東清鐵道が滿洲の南北を經緯するや各種の製造工業は殆んど露國の獨占を以て各地に企圖設計せられ着々實行の途に申し茲に日露の大戦となりたるが今日現に營口に於ては日清共同の電燈會社あり又續て水道會社生れんとし大連に於ても亦如上の設備は露國の施爲

を踏襲して更に盛なるものあり殊に吉林方面に於ける水力電氣利用の大工業は夙に露米人間に宿題たり清國側にありては吉林に官立工廠設立せらる尙又哈爾濱にありては露國の手によりて鐵工場電氣鐵道麥粉製造の如き大に見るべきものあり以上の外滿洲の工業は別に指摘すべきものなきも要するに今後は更に一層面目を一新するものあるべく此は内外人の共に注目する所とす

## 第二節 工産地

滿洲に於ける工業中央地を指摘し得るものこそせば雙城堡、伯都訥、呼蘭城、白彥蘇々、北園林子地方を擧げざる可からず最近の調査に依れば滿洲第一の工産たる燒酒の製造所は白彥蘇々に二十九個所ありて年産額約四千萬斤に達し呼蘭城は三十四個所を有し産額約二千萬斤と稱し北園林子は二十九個所にして年額千五百萬斤を産し其他の二個所は共に産額稍前三者に劣るも猶十五個所の製造所を伯都訥に有し雙城堡附近には四十餘個所の多數存在せり又燒酒に亞ぎ重要な豆油の製造所は呼蘭城に五十個所あり尙其管内を合せば百八十餘個所の巨額に達し

年産七百萬斤と稱す白彥蘇々には六十個所あり若し管内を通計せば八十餘個所に上る北園林子には三十個所ありて管内を合せば四十個所伯都訥亦十五個所を有し雙城堡には四十餘個所あり其他各種の工場少なしとせず宜なる哉露國が夙に茲に見る所ありて其中央地方の中心に位せる哈爾濱を撰擇して滿洲の經濟的根據地と爲せることや殊に其附近は東亞の小米國と稱し小麥の産地として最も適當の名あり近來益々其栽種を増加して豆、粟、高粱等と相並び優に滿洲農産物の主要を占むるに至りしは既に農業中に叙述したるが如し實に其産額多量にして原料の豊富なる驚く可きものあり此に於てか小麥より生産せらるる製粉事業亦大に發達し各所之れが製造に従事するもの益々多し即ち近時哈爾濱附近に麥粉製造所の設立せらるること雨後の筍子の如きものありて今や全く該製造の中心地たるに到れり

## 第三節 工産物

由來滿洲の住民は農民にあらざれば鋸夫樵夫其他の勞働者にして生活程度極め

て低く工藝品の需要頗る少なく僅かに人口多き都邑相連なれる南部及中部滿洲の一部に於て粗笨なる製品を消費せらるゝのみ然れども到る處肥沃の平野存在し農産頗る豊富にして能く住民の需要を充たして尙餘りあり而して運搬の機關未だ完備せず比較的少量のものとして貯蓄又は輸出するの要あるを以て燒酒、豆油、麥粉、藍靛等の農産的粗製品の製作各地共に盛んにして稍々見るべきもの少しとせず就中酒、油、絹糸は優に滿洲利源の一を形成し年々該地及他の清國各地に於て消費せらるゝもの極めて巨額に達し品質又劣悪ならず今後益々發達の望みを有せり唯現下に於て其製法未だ完全ならざるを遺憾とするのみ要之滿洲の工業は今猶幼稚たるを免れず其工産物も粗製品に限られ工藝上殆んど無價値に屬し唯産額大なりとの點に於て注目を拂ふべき要ありと謂ふて可なり

左に工産として産額最も多き油、酒、絹糸の品質に就き二三記する處あるべし

滿洲の工産油に五種あり豆油、蓖麻子油、胡麻油、蘇油、棉種油之れなり

豆油は豆を原料として作製せられ主として調理點火及塗付用に供せらる豆油の材料豆は黃豆、青豆、白眉豆及黑豆にして就中一般多く用ひらるるものは黃豆なり

黃豆は品質良好にして油量最も多きのみならず豆糟として最適す之に亞ぎ油量多きものを白眉豆とす豆糟としての價値亦前に異ならず青豆は産額豊富なること豆中の第一位にあり従て原料の供給最も餘裕ありて多くは黃豆と混合して使用せらる豆糟としては價格に差異なしと雖も豆油の最前者に比し稍々少なし黑豆は豆中品質最も劣等なるものにして豆糟として亦劣等品とす而して各種ともに豆油としては價格上何等差異を認めずと雖も産油量に到りては著しき相違ありとす即ち壓搾器一臺より豆糟五枚と假定して搾出する黃豆油は二十四斤なるに青豆は二十斤を産し黑豆は僅かに十七、八斤を産し得るに過ぎず又豆の乾否善惡等が産油に影響を來すもの少なしとせず即ち水分を多く含畜せるものは豆の容積及重量を大ならしめ以て一定の量衡に於ける豆の實質を減じ劣悪なるものは表皮徒らに厚くして含油量少なしとす故に原産地の肥瘠に依りて油量を異にし又車運のものは船運のものに比して價貴しと云ふ更に新豆は舊豆に比して含油量多しとなり而して一般に豆油は其色黃褐色にして殆んど無臭無味と云ふを得べく又比較的稀薄にして零度下の寒氣に遭遇するも蠟分を拆出すること

甚だ僅少なり之に由りて是を觀れば豆油は硬脂酸又は軟脂酸等の蠟分を構成する脂肪質を含めること比較的少なしと謂ふを得べし

蓖麻子油は蓖麻の種子を搾出して作られ主として器械油又は蠟燭製造の原料に用ひられ滿洲の工産油中豆油に亞ぎ重要なものなり其品性は豆油と大に異なり零度下の寒氣に遭遇せば固形脂肪を拆出して殆んど牛酪様の半流動体に化し又暑夏に到れば再び溶解して濃密なる油狀を呈す

胡麻油は胡麻の種子より搾製せられ専ら亞麻仁油の代用として食料に供せらる蘇油は蘇實を壓搾して作製す主として點火用に供せらる

棉實油は棉種より作製し點火用の外毛髮油及工場に於ける皮革滑轉用として需要頗る多し

滿洲の工産酒類に四種あり曰く燒酒曰く黄酒曰く火酒曰く紅酒之れなり

燒酒は原料を高梁に仰げり豆油と共に滿洲工産中の重要なものにして品質極めて優等なり其強度は一般四十度乃至五十度を有し營口遼陽附近のものは六十度に達し品質最上とし呼蘭城、白彥蘇々附近のものは一種の悪性を帶び稍揮發性

成分を含有せり而して一斤十三、四仙とす

黄酒は原料を主として粟に依れり燒酒に比して産額極めて少なく品質又大に劣れるものあり

火酒は所謂「オーツカ」にして乾性壓搾酒母より作らるゝもの多し

紅酒は麥酒の意にして小麥又は大麥より醸造せらるる産額未だ多からず需要亦少なしとす

滿洲より産出する柞蠶糸は量額甚だ多く工業品中主要をなすと雖も其製法極めて不完全なるが爲め工藝品としては未だ賞すべきものにあらす何となれば捲糸の際曹達を過度に使用するの結果「アルカリ」液と鐵鍋の鐵分と混合し絹糸本來の色素を剝奪し殆んど暗濃色の外染色すべからざるに到る之れに加ふるに繭を長時間高熱に晒らすを以て大に絹糸の強靱を減退するを以てなり

#### 第四節 工業者

工業者を大別して工場の經營者たる工場主、工場に使役せられて工産の作製に従



事する職工、及獨立的に自己の手藝を以て營業とせる手匠の三種とす

第一項 工場主

滿洲に於ては燒酒其他の酒類製造所を燒鍋と稱し、豆油其他の油類製造所を油房、麥粉製造所を磨房、豆素麵製造所を粉條房と稱す、煉瓦及陶器製造所は之れを總稱して磚窑と呼び、麻繩製作所を繩麻舖、毛皮製作所を皮莊、織物製作所を機房、染物業を染房、木器製作所を木舖、鐵器製作所を鐵舖、線香製造所を香房、製紙所を紙房と呼べり以下順を逐ふて其現況を記述すべし

第一 燒鍋

燒鍋は主として燒酒の醸造に従事せる工場を稱し、黃酒を造れるものは別に酒館子と呼べり而して燒鍋は専門的に工業に従事するもの多く規模稍大にして其房屋の如きも五六十間より百四五十間に亘り十餘人乃至百餘人の勞働者を使役し日額七八百斤の酒を産せり之に反し酒館子は多く居酒屋を兼業し其規模亦前者に比して極めて小にして僅かに家の一隅を工場に充て三四人を使用して一日數十斤の酒を造るに過ぎず更に滿洲農民の稍々裕かなるものは自家用として黃酒

又は燒酒の醸造を爲すもの極めて多しとす今之れを各地につき見るに左の如きものあり

西安縣には二戸あり城の東南二十餘町にあるものは七八十間の工場を有し六十餘人を使用し又城南二里餘の白家燒鍋は六十餘間にして四十餘人を使用せり奉化縣には廣增裕、廣合源、福興泉の三戸ありて第一の者は四十餘間にして使用數七十餘人、年産五十萬斤と稱し第二の者は五十餘間六十餘人にして年産四十餘萬斤第三の者は五十餘間八十餘人ありて年産六十餘萬斤と稱す

朝陽鎮に天合號、永豐、四合の三戸ありて各場共に一烟箔にして五十餘人を使用し日々の醸造高六百斤あり

長春府には仁和號、公盛號、萬發號の三戸ありて黑林子には鴻發當、鴻興當の二戸あり各四烟箔を有し日に二千斤を造ると云ふ

農安縣には俗に東燒鍋、西燒鍋と稱する二戸ありて各四烟箔を有し使用者八十餘人あり

吉林府に燒酒を造るもの三戸、黃酒を造れるもの一戸あり前者は各七八十人を使

用し後者は僅かに二人を使用し五日に一鍋を爇し一鍋は粟一斗二升にして四十餘斤の黄酒を産するに過ぎず上河灣に漚通當と稱するもの一戸あり二烟箔を有し日産六百餘斤使用者四十餘人とす  
磐石縣に三ヶ所あり曰く萬增太曰く恒興永曰く海源湧とす各一烟箔にして七八人を使用す

延吉廳に祥發源、東升永外四戸あり各三十間乃至五十間にして四、五十人を使用し一日百二、三十斤を産す

寧古塔に清國人のもの三戸露國人のもの一戸あり前者は各六、七十人を使用し後者は百餘人あり東京城に元舛合、元昌永、元吉、程氏、白氏、連氏、合元、永合盛、明利、天合永の十燒鍋ありて各六、七十間を有し此内規模大なるもの使用者百三、四十人に達し小なるものと雖も六十餘人あり平均一個所の年産四十餘萬斤と稱す當方面に於ける醸造業の最も盛んなるものとす

穆林に二戸あり各一烟箔使用者十餘人ありて日産百五、六十斤と稱す

綏芬廳に七戸あり内四戸は黄酒の醸造に従事し一戸三、四人を使用し他は十餘人

のもの多し

長壽縣には會舛東、慶聚恒、永井和、德昌慶の四戸ありて皆百餘間の房屋百餘人の使用者あり

賓州廳に五戸あり同發公、德昌恒、金興恒、福源興、同盛和にして各一烟箔を有す老營口に天發源と稱する一戸あり二十餘人を使用し日産五百斤あり

拉林に福盛公、新盛恒の二戸あり共に一烟箔とす

雙城堡に四十餘戸あり一烟箔を有し三、四十人を使用せるもの多し

哈爾賓に六戸あり皆京米を以て造り福海居の二十人を除き瀛海居、彭玉麟以下皆六人乃至十人を使用せり

呼蘭城に三十四個所ありて永源和最も大なり

白彥蘇々に和成義、永發興、萬順慶、雙發成、晉舛泰、義合隆外二十三戸あり一烟箔二烟箔相半ばし使用者十餘人のもの多し

北園林子には義舛厚、仁合源、裕祥和外二十六戸あり内兼ねて黄酒を製造するもの七個所を含む而して燒酒製造所は全部一箔にして二十餘人を使用し日産平均一

戸八百餘斤とし黄酒製造所は四五人を使用し一戸日産平均百餘斤とす  
 齊々哈爾に黄酒製造所六戸あり六合居天合居祥順居隆順居天寶居を重なるもの  
 とす各一鍋を有し六七人を使用せり  
 即ち上述したる處を一括表示せば左の如し

地名	工場數	工場規模	使用人數	年産額
西安縣	一	七〇間	六〇	
奉化縣	一	六〇間	四〇	
朝陽鎮	三	四〇間	七〇	五〇〇、〇〇〇斤
長春府	三	五〇間	六〇	四〇〇、〇〇〇斤
黑林子	二	五〇間	八〇	六〇〇、〇〇〇斤
農安縣	一	各四烟筒	各五〇	各二一六、〇〇〇斤
吉林府	三	各四烟筒	各七二〇	各七二〇、〇〇〇斤
	一	四烟筒	八〇	各七二〇、〇〇〇斤
	一	四烟筒	八〇	七二〇、〇〇〇斤
	一	四烟筒	各七〇	七〇〇、〇〇〇斤

地名	工場數	工場規模	使用人數	年産額
上河灣縣	一	二烟筒	四〇	二二六、〇〇〇斤
磐石街	三	各一烟筒	各七	
寧古塔	一	各六〇間	一〇〇	
東京城	〇	各一〇間	各六〇	
穆林	二	各一〇烟筒	一三〇	各四〇〇、〇〇〇斤
三岔口	三	各一〇烟筒	各一〇	各五四、〇〇〇斤
長壽縣	四	各一〇〇間	各一〇〇	
賓州廳	五	各一〇〇間	各一〇〇	
老營口	一	各一烟筒	二〇	一八〇、〇〇〇斤
拉林城	二	各一烟筒	各三〇	
雙城堡	四	各一〇間より 二〇間まで	各三〇	
哈爾濱	六	各一〇間より 二〇間まで	各三〇	

第四編 殖産興業 第七章 工業 第四節 工業者 三百六十七

地名	工場數	工場規模	使用人數	年産額
呼蘭城	三四	各一烟箱	各一〇	
白彥蘇々	二九	各一烟箱	各二〇	各二八八、〇〇〇斤
北園林子	二三	各一烟箱	各四	各三六、〇〇〇斤
齊々哈爾	六	各一鍋	各六	
計	一九六			

第二 外國酒醸造所

品質稍々劣るも價格低廉なりとの理由の下に近時露國人が自國火酒「オーツカ」の代りとして清國燒酒を用ゆるもの漸く多きを加ふるに至れり是に於てか露國政府は自國製の酒に對し極端なる保護政策を採用しつつあるを以て其勢力範圍内に屬すべき鐵道沿線各地等にある清國燒鍋は非常なる迫害を蒙りつゝあるものゝ如く即ち該方面に於ては近頃露國火酒及麥酒會社等外國酒醸造所の設立を見るに至れり要之清國燒酒は露國火酒の強敵たると同時に露國酒醸造場は清國燒

鍋の有力なる競争者なりと謂ふを得べし

東京城の城東一里半牛古場村の西端に山東人の經營せる麥酒製造所あり規模小にして工場の如きも七八間のものにして一年の産額五六千斤に過ぎず

一面坡に露國人「テハイメロフ」を云ふものゝ設計になれる露國火酒製造所あり二十餘間の工場を有し一日能く千餘瓶の酒を産すと云へり使用者三十餘人あり

哈爾濱に露國人「シリンコフ」「コシンツオフ」「アリョーフ」「リントン」「コリメス」「カンハ」以下七十餘戸の酒店ありて皆露本國より乾製壓搾酒母を取寄せ該地に於て露國火酒を造り以て各地に輸送せり其大なるものは六七十人を使用し小なるものは八九人の職工を置けり

露領「ブラゴエチンスク」の東北二里半「ストハトン」を稱する地に四、五戸の火酒製造所あり皆蒸汽力を應用し各戸二百餘間の工場ありて大なるものは四、五百人小なるものと雖も二、三百人を使用せり原料は凡べて露國白酒母を主とし高黍、米、燕麥等を加用せり外に該市の東端に「インホスキニー」「リキョーナ」及西街に「アルシャ」と稱する三戸の乾製壓搾酒母製造所ありて共に七八十間の工場を有し三、四十人